0030205000

0030205-000

DF416－47

調査彙報

〔逓信省〕簡易保険局

昭和１１年度

〔１９３７〕

ADJ

産業部
東京
出張所

DF416
47

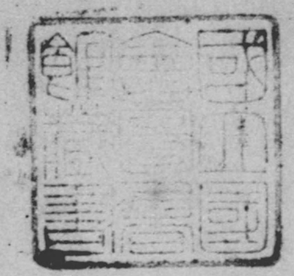

339.4

11880

6

保險篇

金約款に就て

目次

第一緒論
一、はしがき
二、金の問題
第二　金約款の意義
第三　金約款の沿革
一、佛蘭西
二、獨逸
三、英吉利
四、亞米利加
金約款に就て
第四　亞米利加に於ける狀況
一、金約款判決
(一)　金約款廢止に關する議會の共同決議
(二)　大審院の判決
二、判決の影響
第五　我國に對する影響
一、我國に於ける金約款
二、影響を受くる我國の關係事業
(一)　電氣事業
(二)　生命保險事業

第一緒論

一、はしがき

二月十八日のワシントン聯合至急報は、北米合衆國聯邦議會の金約款廢棄共同決議に基き發生せる訴訟事件に關し、大審院の判決狀況を報じた。判決の結果は單に北米合衆國內の問題としてばかりでなく、兼て世界經濟界の大問題として各方面に注目せられて居たものであつた關係上、右金約款の廢棄決議は有效なりと確定せる旨の報道と、そして之は米國現政府の勝利なることを聞いて、何人もホッとしたのである。されば我國各紙も亦直に四段拔の特報見出を付して、大々的に報道することを怠らなかつた。斯くの如く本ニュースは世界各國の經濟界をも沈靜せしむる注射劑となつたのであるが、然らば何が故に斯くまでに世界各國の耳目を衝動せしむる重大事件であつたかといふことを探究してみると、其處には米國の世界に於ける經濟的地位の儼然として富强なること——言ひ換ふれば、同國の投下資本の世界的にして莫大なる額に達すること、從つて之が判決の世界各國に對して影響する所甚大なるものあることを立證するものであること、同時に又、然らば右大審院の判決が何故に米國政府の勝利なりと言はるるのであるか等、本問題を認識することは、我々保險人としても强ち、意義なしとしないやうだから、少し季節外づれになり過ぎた憾なしとしないやうではあるが、以下金約款の起れる理由、之に對

する世界各國に於ける沿革、又之より派生せる諸種の問題を檢討してみたいと思ふのである。

二、金の問題

金約款と云ふも、所詮は金を基準として貨幣價値の增減を評價し、以て貸借關係を決濟せむとするものに外ならないのである。であるから敍述の順序として、金問題に付ての世界的狀勢を知ることも、無駄では無いと思はれるから、爰に概略を敍說することにする。金を巡つての問題は、遠い昔から各種の事件を展開して來たものであるが、近世諸國が之を標準貨幣として選定するに及び、小にしては對個人又は會社間の問題から、大にしては對國家間の係爭として、今や更に金を護つて矇範なる地域的ブロックの合成となり、其の移動に應じて景氣變動を捲き起すが如き、又國家の盛衰興亡に影響する等、幾多の歷史的大事件をも提供して來たのであるが、最近に至つて、金に對する世人執著の意識は、世に所謂ゴールド・ラッシュとなつて、各國人共に愈々盲目になつたとすら看らるる現況であるのである。

今更、金の性質に就いて述ぶるのも可笑しいことではあるが、金は種々貴重な性質を有し、而も其の產額が少い爲、人の珍重措く能はざるところであり、且つ長年保存するも、實質上の價値を變じないため、其の少量を以て他の物資の多量に換へ、或は此の目的の爲に長く貯ふるに便利であるから、夙に物資を交換する仲介物として選ばれたのである。又何人も容易に之を認識し、且つ鑄造によつて、其の一定量を一定型に造り上げ得る爲、貨

幣として物資の交換、富の貯藏に用ひ、且つ其の測定の標準とするに最も便利であるから、多年の間富の象徴となつて居るのである。

されば現代に於ては——或場合には金が、又或場合に於ては銀とともに——全世界を通じて通貨竝に信用の基礎と認められるに至つてゐる。併しながら約五、六十年前頃迄は金の市價よりも銀の市價の方が一層安定して居た爲、當時に於ける各種の契約は、銀を以て支拂ふべきものとせられた場合が屢〻あつた。然るに其の後銀價の暴落と價値變動の頻激なりしによつて、其の地位は次第に金に依つて代位せらるるに至つたのである。これ金が多數の近代國家に於ける標準貨幣として、還定せらるるに至つた所以であつて、特に前世紀の始（一八一六年五月）、英國が金本位制を採用したのを魁として、其の後半には、主なる各國何れも之に倣つたので、貨幣としての金の需要は、いよ〳〵増大するに至つたのである。之を統計に就いて見るも、一八八一年乃至一八八五年の五箇年間に於ける狀況は、五六%が裝飾工藝用に用ひられ、貨幣としては殘りの四四%の一部分に過ぎなかつたのであるが、一九二六年乃至一九二九年の四箇年間には貨幣として用ひられた金の分量は、世界總金額の六八%に達するに至つて居るのである。

然しながら此の貨幣用金の大部分は、現に實際の貨幣として世上に流通して居るのでなく、其の大部分は金塊の儘各國中央銀行に保管せられ、兌換紙幣が其の代りとして發行せられ、又一部分は各國の國庫に改められ、實際流通して居る金貨は眞に一部分に過ぎないのである。一九三〇年に世界全體に散在する金の總額約三千餘萬瓩

中約六〇%は貨幣竝に貨幣準備金塊に、約九%が貯藏用、殘りの凡そ三〇%が工藝用に供せられて居たのである。然るに其の後貨幣としての金の需要は一層増加し、其の年に於ける世界の金産額を超え、印度其の他の九三〇年早くも世界全體に於ける貨幣としての金の需要は、其の流出を防ぐ爲、金貨本位制を停止する國さへ續出し、一死藏金まで輸出せられて、貨幣準備の金塊と化し、我國の如きも日本銀行の金の買上に促されて、指環や鎖に用ひられて居る金までも、盛んに貨幣準備金塊に變するに至つたのである。然らば、斯かる場合金の價格はどんなであらうか。——金本位制の完全に行はるる限り、金の價格は一定に近く、例へば我國に於ては一匁五圓、卽ち一瓦一・三三餘圓、米國に於ては一オンス二〇〇弗六七仙、英國に於ては同八五志である。然るに一旦金本位が停止せられ、金の輸出入が困難となれば各國に於ける金の價格は敏感となり、物資輸出入の狀態による爲替相場の關係や、國内に於ける他の物價の騰落によつて影響せられ、今や主なる各國とも、金の相場は著しく騰貴し、我國に在りても既に一匁十一圓餘にも買上げられ、米國英國等に於ても金は甚しい騰貴を見て居ること日々の新聞紙等に於て知らるる通りである。前述の如く、貨幣として金の需要が繼續する限り、世界に於ける現在の産金狀態を以てしては、貨幣としての需要にすら應ぜらるべくも無い。

近時貨幣問題として、又經濟全般の問題として、所謂金不足の問題が頻りに論議せられる。經濟界の發達に伴つて、市場流通の通貨量は增加すべきものである。而して金本位制は、今多くの國に於て停止せられては居るけれども、依然金を準備して紙幣を發行して居る。又今後金本位制に復歸するとすれば、金の需要はます〳〵必要

な譯であるが、金の産額は之を全世界的に見ても今後寧ろ年々減少すべき趨勢に在ると言はれて居る。全世界の金産額は年額約四億弗であつて、今後十年間に對しては、政府及民間の凡ゆる報告を基礎として判斷してみても漸次減少すべき傾向に在る。斯く金の生産高は減少すべしといはれるに對し、貨幣用としての金の必要は增加せねばならぬ狀勢に在るといふことが、金不足の問題の論議せらるる所以である。故に一部には、金本位制が將來の貨幣制度として不適當であると、主張するに對し或は國際聯盟金委員會の如く、金本位制への復歸が世界の混亂せる幣制を安定せしむる所以となし、金不足の對策として、(一)國際協力による金準備率の低減、(二)國內通貨として金使用の廢止、(三)金分配の改善、(四)補助貨の使用、(五)信用制度の發達改善による金の節約、等を主張して居る。

又現下の問題の一として、金偏在の問題なるものがある。そして之が世界平和を破壞する根源であるとすら極言する向さへあるのである。金偏在の問題といふのは、金が各國の必要狀態に應じて適當に分配されず、或國には必要以上に巨額の金が集積し、或國には必要なる金をすら得ることが出來ない爲、幣制上且又經濟全般の上に好ましからぬ現象を呈して居るといふのである。尤も金の集中は世界大戰以來、各國の特に努力せし貨幣政策であつて、輸出禁止による金の散逸を事前に防ぐと共に、金本位回復の時期を早めんとし、他方積極的に其の集中を計るものである。而して更に之を具體的に說明すれば、世界大戰後金の保有額の配置が急變し、米國にのみ金が集中した。世界主要國四十四箇國の中央銀行及政府の金保有額百十餘億弗の內、五十億弗まで米國一箇國に保有せられたこともある。其の後之が佛蘭西に流入し、其の結果、米國の金保有高は四十億弗に減じ、佛國は三十億弗を超ゆることになつた。前記百十億弗中、米佛二國の金保有高は七十億弗を超えて居るから、比率に於て六割四分に達するのである。此の金偏在が、一九三〇年以來の世界的不景氣の一原因であると稱ぜられて居る。其の理由は、歐洲其の他金不足の國は、購買力が減退し、貨幣價値が暴騰して、一般物價が暴落した爲、財界の不況をいよ〳〵深刻ならしめて居るが、一方、金の過剩せる國も、金不足國の購買力減退の爲、貿易不振となり、滯貨激增して、却つて不景氣の原因を爲すに至つたと云ふのである。從つて金の偏在を矯めることが、不景氣恢復の一策とせられ、一九三三年の七月倫敦に於て開催せられし貨幣經濟會議の議題中にも金移動に關する問題が提供せられたのであるが、同會議も何等結論に達せず有耶無耶の裡に終り、世界經濟界は、混沌として、今後の動向に就ては專門家の間に於てすら、目睹し難い狀況を續けて居る。

第二　金約款(gold clause)の意義

前置が長くなつたが、然らば、金約款とは何であるかといふことを先づ說明して、論題の中心に進んで行くことにする。

一般に、金錢貸借の場合に於て、何等の特約が存しないときには、其の債務の履行は一切の合法貨幣(lawful money)の辨濟によつて完了するといふのが通則である。換言すれば、當該債務は反對若くは特別の約定存せざ

る限り、契約履行の時期に流通せる貨幣の種類が、即ち支拂に用ひ得る貨幣の種類である。

云ふ迄もなく金錢債權は、金錢の給付を目的とする債權であるが、爰に具體的事例を引用する迄も無く、辨濟せむとする貨幣の價値は時間の經過に因つて、其の價値に變動を來すのである。無論時間の經過と稱しても一月や二月、場合によつては一年或は二年といふ短期間を意味しないことは當然である。蓋し之が爲に債權者の蒙る損益の影響は、多大なるものあるが故に、債權者は斯かる場合を豫想して、支拂貨幣の價値變動の場合に於ける保障として、債務者と別段の約定を結ぶことが珍しくないのである。而して其の最も典型的見本として生れたのが所謂金約款である。

然らば、金約款が一般の慣行となるに至つた經緯はどうであらうか。後述「金約款の沿革」の部に於て、詳かにしたいと思ふのであるが、金約款は多年歐米諸國に於て行はれて居る。が就中、國內取引に於ける使用高の點から見て其の本場とも云ふべきは北米合衆國であつて、大戰前迄は殆んど此の國に限られた觀がある。一昨年此の問題の起つたとき、金約款付の債務は約千億弗であると云はれたのを見ても判るであらう。其の沿革を見るに、當時存在して居た長期の債務の殆んど全部は、金本位制の實行せられて居たときに成立したもので、契約成立當時の合衆國金貨又は之に等しきものを以て辨濟する、といふ特別な文句が挿入されて居る。後述する所の我國の公社債——例へば一九二四年の公債一九二八年の東京電燈社債にも此の種の文句があるのである。

此の約款付債券の發行が盛になつたのは十九世紀の後半に入つてからであつて、南北戰爭直後の一八六八年に、大審院が此の判決を有效なりと判決した後、グリーン・バック紙幣（後述）の低落がつづき、之に次て一面銀の問題に對する論爭がやかましくなるに連れて、弗價値の將來に對する不安が强く感ぜられる樣になつたが爲であつて、之が爲に金約款のみが廣く行はるる樣になつたのである。即ち中央政府の公債を始めとして、州債、市債等も之に依り、會社の債券は勿論、個人の貸借に至る迄此の方法が普く採用せらるることになつたのであつた。

併しながら近年に至る迄、金約款は殆ど無用の長物視せられて餘り世人の關心を惹かなかつた。然るに、それが突然大問題となつたのは、一昨年の五月である。即ち北米合衆國が弗平價の切下（後述）を行ひ、金本位制を拋棄するに及んで、はじめて金約款に疑を生じた。即ち平價切下の結果舊平價の一弗は、新平價の一弗六九仙强に相當することゝなつた爲、金約款附債務に就き新平價の名價額を以て支拂ひ得るや、六九%の增額拂を爲すべき要ありやの問題が起きたのである。故に速に之を解決しなければ、經濟界が混亂に陷る虞があつたので、同年五月二十六日議會に於て、其の無效が明確に決議せられた。之に依つて、金約款の履行は（一）「公益に反する」（against public policy）（後揭、議會の共同廢棄決議原案參照）と聲明せられ、（二）現に存在する金約款の債務は各種の法貨を以て辨濟すべきものと規定せられ、（三）將來の契約には金約款の挿入が禁止せられた。之に對しては憲法違反と唱へる聲もあつたのであるが、州裁判所をはじめ大審院も亦既に金約款の無效を認むるの判決を下したのであつた。

118804

金約款に就て

扨て金約款の形式は如何なる方式によるかといふに次の様である。

「本會社は受領金額に對して、千九百何年何月何日に、現在の標準量目竝に品位の又は其れに等しき亞米利加合衆國の金貨幣を以て、一千弗の金額を、本證券所持人に支拂ふことを約す」

といふのである。更に別の形式によれば、會社は

「千九百何年何月何日に於ける標準量目竝に品位の亞米利加合衆國の金貨幣又は之れが等價物を以て」

支拂ふことを約す、といふことになつて居るのである。

前にも、ちよつと言及したのであるが、爰に參考の爲其の一例として東京電燈株式會社の六分利附社債の金約款を掲げてみやう。

元利支拂

本證書及附屬利札ハ下ノ如ク支拂ハル

紐育ニ於テハ「紐育ギヤランテー・トラスト會社」ニ於テ合衆國金弗貨ヲ以テ支拂ヒ

倫敦ニ於テハ「ラザード・ブラザース商會」ニ於テ米貨四・八六六五弗ニ付英貨一磅ノ確定換算率ニ依リ英貨ヲ以テ支拂フ

償還貨幣

本社債ノ證書及利札ハ共ニ一九二八年六月十五日（發行日時トス）現在ノ標準量目及品位ヲ有スル又ハ之ト

同等ナル亞米利加合衆國金弗貨ヲ以テ紐育ニ於テ支拂ヒ或ハ所持人ノ選擇ニ依リ倫敦ニ於テハ四・八六六五弗ニ付一磅ノ確定換算率ニ依リ英貨ヲ以テ支拂フ

つまり借りた時の價値に相當する價値ある金貨を返濟すると云ふのである。

然らば右の如き、金約款を有效として之に基き元利拂の履行を爲すとせば、各社は現在より幾何の負擔を增加するかと云ふに、元來弗貨の所謂新平價は、舊平價に比し大約六九%の減價を行つたものだから、舊平價の一〇〇弗は新平價の一六九弗に相當する勘定である。從つて現在の場合、弗貨表示額に於ては、其の六九%だけ餘計に支拂はねばならぬことになるのである。そして之を圓價で支拂ふ場合には、更に右六九%の增加率分に對する爲替差損をも負擔せねばならぬ結果、我が低爲替の現狀に於ては、其の重壓は米國內に於けるものの倍加に等しい結果になることを承知しなければならない。

更に一言するならば、金約款は學者によつては之を分つて金貨約款（gold coin clause）と金價値約款（gold value clause）と爲すのである。前者は、特定の品位（fineness）及量目（weight）を有する金貨を以て債務の支拂を爲すべき旨を約定するものを謂ひ、後者は、金の價値を基礎として計算せる紙幣又は其の他の通貨を以て、債務の支拂を爲すべき旨を約定するものなりと云ひ、反對論者は金價値約款は、當然金貨約款の中に包含せらるる性質のものであつて、兩者を區別して觀念すべきものではないと謂ふのである。但し爰にはたゞ斯の如き議論も、行はるるといふことを附記するに止める。

金約款に就て

第三　金約款の沿革

歐米諸國に於ける金約款の起源を按ずるに、金約款又は銀約款等の硬貨幣約款は、既に中世紀以來、金錢債權契約證書中に、屢々挿入せられ、一般の慣行となつて居たことが窺知せられる。殊に佛蘭西の「アッシニア」紙幣（註一）時代及普佛戰爭後並に北米合衆國の「グリーンバック」紙幣（註二）時代及一八九〇年の銀市場混亂の際等の如きは、盛に其の使用を見たのである。併し乍ら、十九世紀の後半期中頃以來、銀の價値低落したるを以て銀約款は餘り使用せられざるに至り、金約款を挿入する金貨拂證券の方が、有利な條件で發行し得られる樣になつたので、其の後は此の方法のみ廣く行はるるに至つた。

（註一）アッシニア（Assignats）紙幣

佛國大革命の勃發するや、一七八九年、革命政府は土地を抵當とせるアッシニアなる紙幣を發行した。此の紙幣が、非常な價値の下落を經驗したことは、史上に顯著なる事實である。

佛蘭西革命當時に於ける佛國の財政は可なりの窮乏狀態に在つた。此の財政難に對しては、當時幾多の人々によつて彌縫策が講ぜられたのである。そして政府は、借入金を以て此の狀態を救はんとしたが、その公債の應募數は、其の半數に過ぎなかつた。一方財政上の不足は非常手段を講ぜざるを得ないこととなり、爰に於て革命政府は、當時沒收せる貴族、僧侶の所有地の價値が、此の不足を塡補するに充分なりと爲し、彼等が之に依つて財政上の危機を切抜けむと試みたのは蓋し當然

であつたらう。

されば一七九九年十二月、一〇〇〇リーヴル額面のアッシニアを五分利付で發行した。此の紙幣は何等强制的通用力なく勿論法貨たるものではなかつた。

アッシニアが法貨たる資格に於て發行せられたのは、一七九〇年四月であつて、四億リーヴルの發行高であつた。此の時は三%の利子を附し、二〇〇リーヴル、三〇〇リーヴル、一〇〇〇リーヴルの額面に分け發行せられたが、五%の値下りの下に流通した。而してこの紙幣は、沒收せる貴族、僧侶の土地を引當とせるものであつたので、紙幣に對して兌換の請求ある場合には此等の土地の賣上金を以て兌換に應ずるものであつた。其の後一七九〇年九月に至り、無利子のアッシニア紙幣八億リーヴルの發行あり、之は主として通貨としてであるが、同年十月には從來發行のものに就ても利子を廢止した。

元來アッシニアの發行は、十二億リーヴルに限られて居つたが。革命政府は一時その沒收地を賣却して、アッシニアの回收をはかり之を幾却したが、その價値下落は依然として熄まず遂に一〇%に及んだ。而して財政上の缺損は、一七九一年六月更に六億リーヴルを發行するの止むなきに至つた。

アッシニアは、斯の如くして其の發行毎に、其の最高發行制限を設くるも、事實に於ては其の制限額を超過して發行せられ、遂に世人も其の違法を疑はないやうになつたのである。

次いで型一七九二年四月墺太利と開戰するに及び、其の價値五七%に迄下落した。其の後、此の紙幣發行は、依然として繼續せられ、其の價値の下落も漸落の傾向を辿つた。故に政府は、各種の法律を設けてその使用を强制し、遂に極刑たる死刑を以て脅したるも其の效なく、遂に一七九五年に至つては、其の價値は額面の千分の三に及ぶが如き相場を現出したのである。

金約款に就て

爰に於て政府は、遂に法律を以てマンダー・テリトリオー（mandats territoriaux）なる新紙幣を發行し、アッシニア紙幣との割合をマンダー紙幣一に對して三〇の比例を以て引換することとし、一七九七年更に法律に依つて、流通場裡に在る總ての紙幣を廢貨とし、ただマンダーのみ公課竝に土地購買の爲に其の支拂に使用し得ることとした。

元來革命政府の貨幣改鑄政策は、極めて彌縫的のものであつたが、此の混亂せる貨幣制度は・共和政府の確立と共に一八〇三年に至つて漸く確實な基礎を得るに至つた。此の新貨幣法は實に佛蘭西の貨幣制度器確定したる頗る重要なものであつて現行計算法のフランを採用することとなつたのである。

（註二）グリーンバック（Greenback）紙幣

グリーンバックとは、南北戰爭時代に合衆國政府によつて發行せられた紙幣を指すものであつて、其の裏面が綠色なるが故に此の名稱を與へられたのである。

一八六一年南北戰爭勃發するや、政府は公債の募集政府手形の發行、銀行からの借入等によつて、辛うして戰費を賄つたのである。然るに同年十一月、トレント號問題を挾んで、英吉利との間に開戰の危機が釀し出されるに及んで、紐育市場は恐慌に襲はれ、銀行は取付られて遂に正貨支拂停止迄に發展して仕舞つた。斯くて公債の募集は成績擧らず、銀行からの借入は絶望となつた爲に、政府は殘された唯一の戰費調達の方法として、諸銀行の正貨支拂が停止せらるるや、直に法貨たる性質を具備する不換紙幣發行の法案を議會に提出した。此の法案を繞つて法律的見地からの反對、財政々策上から見ての反對論、或は經濟的立場からの反對等激論が戰はされたのであるが、絕對的必要の前には正論と雖も容れられず、遂に議會を通過して、一八六二年二月二十五日に大統領リンカーンの裁可を得るに至つたのである。其の主たる內容は次の三點に存する。

（イ）一億五千萬弗を限度として、額面五弗以上の不換紙幣を發行すること

（ロ）此の不換紙幣は輸入稅竝に國債利子を除く外、一切の支拂に法貨として使用されること

（ハ）此の紙幣所持者は額面價格を以て、六分利附二十五年公債と交換し得ること

斯くてグリーンバック紙幣は一八六二年四月から發行せられるに至り、其の發行額は同年六月末に於て、九千九百五十萬弗に達した。然るに其の後に至つて、政府は最初豫期した資金調達に意外の齟齬を來し、グリーンバックの發行額正に最初の豫定限度に達せんとするや、第二回發行が企てられ、同年六月十一日再びグリーンバック一億五千萬弗の增發案が議會に提案された。此の時も亦、第一回發行の際に於けると同樣な贊否兩論が繰返へされた後、結局議會を通過し、同年七月十一日大統領の裁可を得た。此の第二回發行のグリーンバック紙幣によつて、七月以降膨脹した戰費の大部分が賄はれ得るにも拘らず、同年末頃に及んで政府の財政狀態は一層惡化を示した。斯の如く政府は無限に激增する戰費の調達に苦しみ、戰地に在る軍隊內では給料不拂の不滿すら頻々と報ぜられた。此の切迫せる事態に直面して、一八六三年三月三日更に第三回グリーンバック紙幣一億五千萬弗の發行が決定されるに至つた。

次いで一八六四年及五年にも、戰費は益々膨脹したが、政府は不換紙幣濫發の惡影響を恐れて、極力其の增發を抑制し、爾後資金の調達を租稅に仰ぐべく努力した。

かくてグリーンバック紙幣の發行は上記の前後三回、其の總額四億五千萬弗を以て中止されたのではあるが、其の流通は尙久しく續いた。即ち其の增發に伴つて、グリーンバックの價値は漸次下落し、物價騰貴其の他の弊害が顯著に現はれ初めたにも拘らず、急激な通貨收縮に對する激しい一般民間の反對があつた爲に、戰爭直後其の一部が回收せられたのみで大部分は一八七九年兌換紙幣に變更せらるる迄流通した。併しながらその價値は一八六四年に於ける額面の百分の三十五を最低

金約款に就て

として、常に額面額以下に於て通用せし爲多くの經濟的乃至社會的弊害を釀し出したので、遂にインフレーションの惡名を負はしめらるるに至つた。かくて貨幣史上インフレーションなる名稱は正に此の時に始まると迄云はれて居る。

裁判所に於て認めたる金約款又は銀約款の效力に就いての判例は各國必ずしも同一ではない。

一、佛　蘭　西

先づ之と佛蘭西に就いて見るに、同國が未だ銀行兌換券に强制通用力（cours forcé）を認めなかつた時代及法定通用力のみ認められたる時代に於ては、裁判所は一般に金貨約款又は銀貨約款を以て有效と認め、債權者に對し其の履行の强要を許したのである（佛民法第一二四三條、同商法第一四三條參照）。然るに佛蘭西は先年新貨幣法を發布したのであるが、銀行兌換券に强制通用力を認め、佛蘭西銀行は發行せる銀行券の金兌換を確保すること、金貨又は金地金と同銀行券發行紙幣額との割合を規定する等、貨幣の基礎を金とすることに主旨を置き、銀行券の金兌換を確保し、安全なる兌換率の下に確固たる貨幣制度を建設したのである。故に裁判所は國內的關係に在りては金貨約款を以て國內の貨幣流通の公序（ordre public）を維持する强行法規に反するものとして之を無效としたのであつた。

佛蘭西に於ては曩にも述べた如く革命時代（一八四八年）及普佛戰爭時代（一八七〇年）にも、一時銀行兌換券に强制通用力を認めた（一八四八年三月十五日法律、一八七〇年八月十二日法律）。此の時代に於て、金貨約款を無效ならしめた判例は、一八七一年五月七日の「マルセイユ」商事裁判所（Tribunal de Commerce）に於て

下され、該判決は一八七二年五月二十三日「エイツクス」法院の控訴判決に於て確認せられたのである。卽ち强制通用力を有する銀行兌換券は、完全なる通貨價値を保有することを認め、金貨に依る支拂を約したる爲替手形と雖も、斯かる兌換券を以て決濟することを得べき點を明にした。次いで一八七三年二月十一日破毀院は Delattre 事件に於て、右「エイツクス」法院の確認せる原則を更に採用し、「急迫せる危期避脫の目的を以て信用貨幣（papier de crédit）に强制通用力を命じたる貨幣法」を以て公序法と爲し、當事者間に於て斯かる公序法に牴觸する別段の定めを爲すは、民法第六條の禁止するところにして無效なる旨を明にした。歐洲大戰勃發の結果一九一四年八月五日の法律に依り、銀行兌換券に强制通用力を認められたる後に於ても、金貨約款を無效と爲すのが通例であつた（一九二三年四月十六日「セイヌ」商事裁判所、一九二五年十二月二十二日「アンヂユール」民事裁判所、一九二七年三月二十八日「ルアン」民事裁判所、一九二七年四月六日「セイヌ」民事裁判所判決）。

併しながら佛蘭西裁判所が、金貨約款を以て公序法に牴觸するものとして無效としたのは、專ら國內的關係の場合に限られたのであつて、國際的關係の場合に於ては、强制通用力に關する公序法が國際關係に適用なきことを理由として、金貨約款を有效なりと認めた。卽ち一九二〇年六月七日破毀院は、佛國人が、外國生命保險會社と締結せる生命保險契約履行の結果は、佛國に金貨の流入を見るものであつて、之は公序法たる貨幣法に牴觸するものでないことを理由として金貨約款を有效なりと斷じ、佛國に於ては自國への金の流入は其の公序に反せざ

ること、並に外國の債務者は強制通用の利益を要求することを得ざることを明にした。此の點は今回米國大審院の執りたる判決と相違するものであつて、自國を中心としてみたる法律解釋の自由なるをうかがふべきである。

佛國に於ては、公社債契約に金貨約款を挿入すること稀ならず。而して此の場合發行者が佛國人又は佛國會社なるときは、之を無效とし、然らざるときは之を有效なりと解釋して居る樣である。即ち一九二五年十月二十九日「セイヌ」民事裁判所は、希臘の一會社が發行せる社債の利札に付、金貨約款を有效なりと斷じ、又一九二六年二月二十四日同裁判所はアルゼンチンの一會社が發行せる社債利札に付同樣の判決を下した。我東京市が一九一二年佛國に於て發行せる五分利付佛貨公債に關しても亦「ブザンソン」控訴院の判決は、其の主張の根據を金貨公債なる點に置き之を前揭の如き解釋の下に取扱はむとして居る樣であつて、本件が多年の懸案として東京市當局を憂慮せしめて居ることは周知の通りであらう。

二、獨　逸

獨逸に於ても、金貨約款に關する慣行は他の諸國と同樣早くより行はれた。而して歐洲大戰の結果、獨逸マルク貨幣の價値下落は、斯かる約款の效力に關する判例を見るに至つた。即ち獨逸帝國裁判所第五民事部は、一九二〇年十二月十八日の判決に於て、「債權者の請求あるときは、獨逸帝國金貨を以て支拂ふべき」旨の約款の效力に付判斷を與へ、(一)斯かる約款は原則として金貨約款と解すべきものであつて、土地登記安全の原則上之を金價値約款と解すること能はざること、(二)金貨約款は一九一四年九月二十八日の聯邦會議命令に依り效力を失ひたること、並に(三)金貨約款ある場合と雖も其の履行はマルク紙幣の額面金額を以て爲せば足ることを明にした。尙又獨逸帝國裁判所第五民事部は、一九二二年一月十一日の判決に於て、「獨逸金通貨」を以て支拂ふべき旨の約款の效力に付矢張り同樣の解釋を與へ、(一)獨逸金通貨を以て支拂ふべき旨の約款は、即ち金貨約款を指すこと並に(二)金貨約款は前述聯邦會議命令に依り無效となりたることを明示した。惟ふに、獨逸帝國裁判所の見解は、聯邦會議の命令其の他が、何れも金を帝國々庫に集中することを主眼とせること、並に債務者の相當なる保護に重心を置きたるものと謂はるるのであるが、此の見解は、未だ全局的支持を得る域に達せざるのみならず、下級裁判所中には公平及信義誠實の原則に從つて、反對の判決を下せるものがある。即ち一九二三年三月二十九日「ダルムシュタット」高等地方法院第一民事部判決の如し。帝國裁判所第五民事部も亦、一九二三年十一月二十八日の判決に於て、前判例に拘泥せず其の態度を考慮するところありたりと言はれて居る。

三、英　吉　利

英國に於ても、一九三四年金約款が問題となつた。即ち白耳義の一電氣會社（Société Intercommunale Belge d'Electricité）が一九二八年九月二十五日英吉利に於て、三十五年期限減債基金付五分半利附英貨社債總額五十萬金磅を發行し、「一九二八年九月一日現行の純分及量目を有する英國金貨又は其の等價を以て元利金を支拂ふべき」旨の約款を付し、且つ該社債の解釋は英國法に依り、之に付爭を生じたるときは英國裁判所の裁判に從ふことを約したものであつたが、一九三一年に金本位が停止せられ、磅が約三割低落したに拘らず、會社は

此の低落した磅即ち紙幣を以て利息を支拂つた。之に對して右社債額面一百磅の所持人から、一九三二年六月二十四日會社に對し、爲替下落率に相當する利息補償を請求する訴訟を提起し、右金貨約款を履行すべき義務を負ふべき旨の宣言を求めた。此の社債は、始め米國に於て發行する計畫であつたが、轉じて倫敦で募集せられ、從つて米國流の金約款が其儘存して居るのである。然るに原告の主張は、第一審及控訴審に於ては金約款を無效として原告の敗訴となつた。即ち其の理由とするところは、一八七〇年貨幣法（The Coinage Act of 1870）以下通貨に關する法規の精神を討究し、英貨一百磅なる辭句は一百磅以上何ものをも意味しないばかりでなく、金錢に關係ある契約、取引若くは諸債務の辨濟は、該法に依り法貨と認められた通貨を以て之を爲せば足るものであつて、支拂の形式を唯一種の法貨即ち金貨に限定し、一八七〇年の貨幣法に依り同じく法貨と認められたる他の種類の通貨に依る支拂を一切否認する契約は、違法なりと爲し、金貨約款の辭句は全く存せざる場合と同樣に取扱ふべきものと解すべきである、といふに在つたのである。が第三審たる貴族院の判決に於ては、反對に金約款が有效なりと認められて、原告が勝利を得た。貴族院が此の判決を下した理由は、第一に金約款は英國の金本位制再停止を懸念して用意されたものであり、第二、金約款は第一審及第二審の判決が主張する如く、單に支拂の方法（Method of payment）を示したものではなくて、債務の大さを（amount of debt）定めたものであると云ふに在つた。そして倫敦の金融界は、此の判決を正當として、之を歡迎したと云はれて居る。

四、亞米利加

米國に於て金貨約款を有效と認めた判例は相當多數に達するのであるが、就中ブロンソン對ローヅ事件（Bronson v. Rodes）を以て最も顯著なものとして揭げ得るであらう。即ち此の判決は金貨又は銀貨約款を解釋して、弗金貨又は弗銀貨を以て一定額の支拂を爲すべき契約は、是れ一定の量目を有する事を證明せる鑄貨に依り算出せる一定量の標準金を、引渡すべき約束に外ならずと爲したるものであつて、又其の後ウツドルフ對ミシツピー事件に於ける判例をみるに、當事者は金又は其の他の通貨を以て債務の支拂を爲すことを約し得るものであつて、斯かる契約ある場合に於ては、定められたる方法に依り其の支拂を爲すことを要する趣旨を明白にした。

金貨約款を有する公社債に關しても、之を有效とする判例が多い。然るに一九三三年一月カリフオルニヤ州に於て突發せる、カリフオルニヤ・ナショナル銀行及カリフオルニヤ信託貯蓄銀行の休業を導火線として、同年三月には全米國が金融恐慌狀態に陷り、遂に金本位制は停止せられ其の兌換停止を斷行し、各般の對策を講ぜざるを得ざるに至つた。「公私の諸契約に於ける金約款」（Gold clause in public and private contracts）の廢止の如きも斯かる對策の一に外ならず。即ち既に述べたるが如く、恐慌前に於ては、原則として金貨約款を有效と認め、其の履行を强要することを許したのであつたが、恐慌後も仍ほ斯かる金約款を容認するに於ては遂に財界の復興を阻止し、公益政策に背反するが故に、

（一）現存の金貨約款を廢止し、（二）斯かる約款ある場合と雖も、法律上金貨と同一の强制通用力を有する法貨にて債務の支拂を爲すことを許し且つ（三）將來斯かる約款を附することを得ざらしむる爲め立法を必要とするに

至り、玆に金貨約款廢止法案が一九三三年五月二十九日下院に於て二八三對五七の多數を以て可決せられ、更に同年六月三日上院に於て、四八對二〇の多數を以て、是亦可決せられ、同月五日ルーズベルト大統領の親署を得て、公布せらるることとなつたものである。此の法律に依り、今日米國に於ては、金貨約款は全く空文に歸した譯であつて、カッセル教授の如きは該法律を以て、凡ゆる契約の神聖（The sanctity of all contracts）を明に侵害するものとして攻撃したけれども、全米國經濟の復興公益保護上已むを得なかつたのである。尙一九三三年五月二十四日紐育最高法院は、アービング信託會社對ハヴルウッド事件に於て、リビイ・ホテル會社發行金貨約款附社債の支拂に付、法律上金貨と同一の價値を有する法貨を以てすれば足る旨を判示し、イングラム判事は、特にルーズベルト大統領の金貨支拂停止の宣言を引用したのであつた。

第四　亞米利加に於ける狀況

一、金約款判決

（一）金約款廢止に關する議會の共同決議

亞米利加に於ける金約款に對する從來の判例は、這般の判決をみる迄は、契約神聖の原則を楯に、殆ど當該約款を有效なりとしたのであるが、特に今般從前の純理論を一擲せざるを得なくなつたことに付ては、理由がなければならない。

一體米國は、對外的には債權國であつて、戰債其の他一般海外投資を合計すれば、二百五十億弗を超へて居る狀態に在つたのだから、金約款付債權を紙幣弗で支拂ふことを許容するならば、弗下落率を四割としても約百億弗の損失となる勘定である。故に米國としてはそれは何としても厲行させなければならぬ立場に在りながら他方、米國經濟立直しの爲には、之を破棄しなければならぬといふヂレンマに陷つたのである。所が幾度も述ぶる樣に金約款があつても、今迄は實際上問題にならなかつたものであるが、ルーズヴェルトが大統領に就任するに及んで、貨幣の價値を購買力に適合させる所謂商品ドル的思想に從ひ、昨一九三四年初頭ドルの平價切下（註三）を行つた爲、はじめて問題となつて現はれたのである。貨幣の購買力は、米國では一九一九年より一九二九年に至る間に於ける平均割合は七六・七であつたものが、今日では一〇八・五二に上つて居る。此の購買力の增加に應じて、ドルの金純分を減じて債務者の負擔を減じ、產業復興を行はうといふのがルーズヴェルト大統領の意向である。共處で邪魔になる金約款を議會の共同決議に依り廢棄してしまつた譯である。此の當時、金約款付の債務は總額約一千億弗に達すると言はれた、此の問題の起つた時存在して居た長期債務の殆ど全部は、金本位制の實行せられて居つた時に成立したもので、契約成立當時の合衆國金貨又は之と等しきもので辨濟するといふ特別な文句が挿入されて居たのである。金約款無效決議に對しては、債券所有者は勿論反對である。そして金約款廢棄決議は憲法違反で無效であるから、貸借契約は、切下前の通貨價値に依り、一弗を現在の一弗六十九仙にして支

拂へ、といふ訴訟が起されたわけである。此の要求が通れば米國現政府の表看板たるニュー・ディール（註四）は根抵から覆へる。其の影響は國内のみではなく、巨大なる對外債權は激增し、さらぬだに不景氣な諸外國を壓迫し、世界のデフレーションが起るといふことになる。そこで、米國上下兩院は一昨年六月、斷乎、金約款破棄の決議をした。之は見方によると、經濟問題や法律問題を離れてみても、道德的に考へて明かな背信行爲であり、米國の信用を破損したことは、圖るべからざるものがあると言はねばならない。

金約款廢棄に對する共同決議は、前記の如く一九三四年六月三日完全に米國兩院を通過し、同月五日大統領の裁可を得たが、該決議は、契約に依つて金又は特殊の鑄貨若くは通貨を以て支拂を履行すべきことを定めるのは曩に述べたる如く「公の秩序に反する」となし、過去に於て締結せられたると、將來に締結せられるものなるとを問はず、「金又は特殊の鑄貨若くは通貨を以て支拂ふべきことを定めたる、公私の契約に於ける上記の如き約定は、其の趣旨に從つて强制することを得ず、支拂當時に於て公私債務支拂の爲の法貨たる一切の鑄貨又は通貨を以て、契約本文の金額を支拂ふことによつて決濟せられ得る」旨定められたのである。此の議會の共同決議の全文は次の通りである。

JOINT RESOLUTION TO ASSURE UNIFORM VALUE TO THE COINS AND CURRENCIES OF THE UNITED STATES.

Whereas the holding of or dealing in gold affect the public interest and are, therefore, subject to proper regulation and restriction; and

Whereas the existing emergency has disclosed that provisions of obligations which purport to give the obligee a right to require payment in gold or a particular kind of coin or currency of the United States, or in an amount in money of the United States measured thereby, obstruct the power of the Congress to regulate the value of the money of the United States, and are inconsistent with the declared policy of the Congress to maintain at all times the equal power of every dollar, coined or issued by the United States, in the markets and in the payment of debts. Now, therefore, be it

Resolved, by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, that (a) every provision contained in or made with respect to any obligation which purports to give the obligee a right to require payment in gold or a particular kind of coin or currency, or in amount in money of the United States measured thereby, is declared to be against public policy, and no such provision shall be contained in or made with respect to any obligation hereafter incurred. Every obligation heretofore, or hereafter incurred whether or not any such provision is contained therein or made with

respect thereto, shall be discharged upon payment, dollar for dollar, in any coin or currency which at the time of payment is legal tender for public and private debts. Any such provision contained in any law authorizing obligations to be issued by or under authority of the United States is hereby repealed, but the repeal of any such provision shall not invalidate any other provision or authority contained in such law.

(b) As used in this resolution, the term (obligations) means an obligation (including every obligation of and to the United States, excepting currency) payable in money of the United States; and the term "coin or currency" means coin or currency of the United States, including Federal Reserve notes and circulating notes of Federal Reserve Banks and national banking associations.

Section 2. The last sentence of Paragraph (1) of Sub-section of Section 43 of the act entitled "An Act to Relieve the Existing National Economic Emergency by Increasing Agricultural Purchasing Power, to Raise Revenue for Extraordinary Expenses Incurred by Reason of Such Emergency, to Provide Emergency Relief with Respect to Agricultural Indebtedness, to Provide for the Orderly Liquidation of Joint-Stock Land Banks and for Other Purposes,"

approved May 12, 1933, is amended to read as follows:

"All coins and currencies of the United States (including Federal Reserve notes and circulating notes of Federal Reserve Banks and national banking associations) heretofore or hereafter coined or issued, shall be legal tender for all debts, public and private, public charges, taxes, duties and dues except that gold coins, when below the standard weight and limit of tolerance provided by law for the single piece, shall be legal tender only at valuation in proportion to their actual weight."

尙ルーズヴェルト大統領は五月七日にラヂオを通じて「若しも、此等の支拂約束證券の所持者が、金の支拂を要求し始めた場合には、最初に金支拂を要求した者だけが、數日ならずして凡ての金を獨占して終ふことになるであらう。そして斯の如く金を受取り得る人の數は、債券竝に通貨を所持する人の總數の約二十五分の一にしか當らないであらう。其の殘りの人々は、金支拂の請求を眞先にしなかつた爲に、金はもう一つも殘つて居ないと云つて慇懃に謝絕せられるに至るであらう。斯かる次第なるが故に、吾人は、正義の爲に、本政府の憲法上の權能を行使して、右の一切の人に對して平等の待遇を與へることに決めたのである。卽ち吾人は、全般的の利益を擁護する爲に、各人をして同一の立場に置くこととしたのである」と演說して居る。破產銀行取付の場合と一般であらう。

金約款に就て

（註三）平價切下

ルーヴヴェルト大統領は、一九三三年五月十二日の農業救濟法に依つて、金弗量目を五〇%迄引下げ得る權限を與へられたのである。そして、翌年即ち昨年一月三十日の金準備法は、新平價を舊弗の六〇%以上に定むべからずと規定した。其處で、大統領は、其の翌日たる一月三十一日に金弗の量目を改定して一〇分の九品位二五グレイン一〇分の八であつたから、新平價は舊平價の五九・〇六%に當る。言ひ換ふれば舊平價の一弗は金の量目の點から見れば、新平價の一弗六九仙强に相當する譯である。

斯くの如く米國は、弗の平價切下を斷行したのであるが、新平價改定に先立つて、ルーズヴェルト大統領の議會に送れる教書を左に揭ぐることゝする。

平價切下に關するルーズヴェルト大統領の教書

「余は議會に對し、ドル貨の金純分最低限度四割を切下げ、平價改定の最高限度を、現在の六割とすると共に、國內貨幣用金全部を國有とすべきことを要請するものである。現下の國際狀勢の不安定に鑑み、ドル價の金價值を嚴密に確定すをことは暫く見合はせ、將來に於けるドル貨は、其の時々に應じて決定せらるべき金純分の量によつて保證せらるものとしたい。

次に余は、現在主として聯邦準備銀行に保有されてゐる、三十五億ドルの金を、財務省に移管する權限を余に賦與すべきことを要請する。かかる立法は、アメリカの金準備の所有權を政府自身の掌中に歸せしめ、且公共の利益のために行はるべき、ドル貨の金純分引下げの結果として生ずる國內保有金が產むべきあらる餘剩價值が、政府の所有に歸するものなることを明瞭ならしむるものである……。

「余は、現行法令によつて、既に最高限度五割までドル貨の金純分引下げを行ふ可き權限を賦與されてゐるが、周密なる研究の結果、余は、現行の法定金純分を六割以上において改定することは、公共の利益に反するとの結論を得るに至つた。よつて余は、ドル貨の金純分最高限度を、現在の六割とすることを議會に勸告せんとするものである。

最後に余は、平價切下げによつて生ずべき利益を資本として、外國爲替市場における金の賣買資金二十億ドルを設置せんことを提議するものである。」

（註四）ニュー・ディール（New Deal）

一九三三年ルーズヴェルトが大統領の玉座に就いたとき、米國では、金融恐慌の旋風が渦巻いて居つた。そこで氏は就任後直ちに三月九日を期して特別議會を召集し、米國經濟界の所謂「非常時」克服の爲に、色々の立法手段に出でた。產業復興法（National Industrial Recovery Act）（本法はN・R・Aで以て表示せられる）も即ち其一つである。此の法律は十九世紀末以來米國歷代政府の傳統であつたトラスト禁止法の適用を排除したる點に於て、又世界の資本主義國家のチヤムピオンたる米國が、統制經濟への第一歩を踏み出したる點、其の他種々の意味に於て劃期的の立法である。此の外前記（註二）の農業救濟法（Agricultural Adjustment Act）（本法はA・A・Aで以て表示せられる）等もある。されば之等諸法實施の效果如何は、今や世界產業國注視の焦點であつて、我國に於ても夙に其の內容規定も紹介せられ、相當論議の題目を提供してゐるのである。

（二）大審院の判決

冒頭にも述べた通り、本問題は、多分に政治的性質を帶びたると、且其の判決の影響する處は、單に亞米利加一國のみに止らず、世界經濟界に對して與ふる重大性に鑑み、大審院に於ても愼重に取扱はれた爲、其の判決も

金約款に就て

延期に延期を重ねられたのであるが、遂に二月十八日午後曩に議會の爲したる金約款廢棄決議に伴つて大波紋を描かれたる流石の問題も、ヒューズ裁判長の判決が下されたので、國內問題としては一先落著を見ることとなつたのである。其の要旨は次の通りである。

一、私的債務について金約款の廢棄を認める、バルチモア・オハイオ鐵道竝にミゾリー・パシフイツク鐵道社債に關しては政府勝訴

二、フエデラル・ボンド (federal bond) については政府は金約款廢棄の權限なし、また自由公債に關しては政府は金支拂の義務を負ふ

三、金證券については金約款の廢棄を有效とす、金收用令により金證券を財務省に提出したる場合政府は同額面の紙幣を交付するを以て足る、金證券は千分の九百單位の金二十五・八プレーンの預け證だが右約款の廢棄を認む

尙裁判長の朗讀した判決の理由は左の通りである。

大審院は金約款に關する判決が如何なる結果を誘致するか關知する所でない、問題は合衆國の貨幣制度に關し聯邦議會が有する憲法上の權限如何である。聯邦議會は右權限を行使して劃一的に通貨制度を確立し、各種通貨間の平價を樹立し、債務支拂上右通貨一弗を從來の一弗と同じく法貨として强制通用せしめた。議會はかかる劃一的通貨制度を選定し、其の權限の及ぶ範圍內に於て、一切の債務につき二重制度を拒否する權限を有するものとす。然るに金約款を有效とする論點は、個人當人、州又は自治體が、議會の有する上述の權限を制限すべき契約を締結し、且つ執行し得ると言ふ假定に立脚するに外ならず。之等金約款が、議會の權限行使と牴觸するものなることは明瞭に指示された。議會は、金約款が自身の權限と牴觸する旨決定を下したが、右決定が專斷又は恣意に基くことは證明せられてゐない。併しながら政府は自身の誓約を無視することは出來ない。一九三四年六月の上下兩院の共同決議は、政府の債務を廢棄せんとした限りに於て憲法上の權限を喩越したものである。併しながら政府公債並に政府金證券の保有者は、政府當局と相手取り賠償要求の訴訟を法定に提起する權利はない。議會によつて確立された單一價値標準に基き國內經濟を調整し、一切の債務履行に關し法貨たる通貨が、全國に亘つて通用且つ使用されて居る事實に徵し、原告に對し要求金額を支拂ふことは損失の補償とならず却て不當利得を賦與するものと解される。

つまり今回の判決は

一、ボルチモア・オハイオ鐵道會社社債

一、ミヅリー・パシフイツク鐵道會社社債

の二つの民間社債に關するものと

一、自由公債

一、金證券

—保險—

の二つの政府公債に關するものと、四つの場合を一括して判決したものである。私的債務たる民間の社債が有效といふのは、債權者が經濟上實質的に損害を蒙らないから舊貨幣で支拂をうける理由なし、といふ主張に基いたもので

一、金貨は外國へ持出せない

一、內地では金貨は保有出來ない

といふ規定から、金貨を支拂つても使用出來ず、當然弗紙幣と交換せざるを得ないのであり、從つて舊貨幣で支拂はすとも損害なしと見たのであらう。

次に政府公債のうちで、金證券が有效なりとは、大體以上民間社債の例と同じく、金證券は金貨に代るものではあるが、金貨を渡しても保有出來ないので有效としたのであらう。

ただ自由公債だけが無效なりとの判決が下り、支拂の義務ありとされた。訴訟になつてゐたのは、ニューヨークのベリー氏が第四回自由公債一萬弗を一萬六千九百弗といふ舊貨幣で支拂ふべしとしてゐたのである。これがその通りになれば、自由公債其の他金約款附公債は、總額二百五十億弗あるから、政府は百七十億弗の債務負擔となる譯で米國財政上の負擔を大ならしむるけれども、政府公債の所有者は之を強要するには民事裁判所に出訴することを要し、民事裁判所は現行法上、此の訴訟を受理する權限が無いからである。從つて政府債務に關する限り政府の敗訴であるとは云へ、それが政府に取つて毫も苦痛ではないと考へられる。而かも債權者は、政府の財

—保險—

産に對して、差押へをなすことも出來ないのだから、純理論として金貨拂の義務ありとしても、實質的にはその必要は生じないであらうといふことになり、結局政治上の問題になる譯であらう。

その他金約款のついてゐるもので、米國政府の債權となつてゐるものは、戰債と民間への貸付とがあるが、まさか債權者も債務者も訴へを起すやうなことはあるまいから、それは金約款が廢棄されたままで行くであらう。

二、判決の影響

今回の判決で、米國財界は固より國際金融界に不安を殘して居た懸案が、一擧解決されたので、財界は大いに明るくなつた樣である。

何せよ、米國內地に於ける金約款付公社債類は、全部で一千億弗にも達するのであるから、萬一金約款通りの支拂となれば、實に六百九十億弗の巨額に及ぶ負擔となるのだから、大問題である。それが社債は固より自由公債と雖も、假令金貨拂の判決となつても、實質的には、政府の大勝利となつたのであるから、ウオール街が熱狂したのも無理はないのである。

又前にも述べた如く、戰債其の他一般海外投資の總額二百五十億弗に達するが爲、之等の債權に對しては金約款の有效を認めて、契約を履行せしむるの有利なるに拘らず、敢へて此の方法に出でざりしは、畢竟、米國政府が一昨春、金輸出再禁止を斷行し、その立法府が金約款廢棄共同決議をなし、貨幣價値の低落を圖り、爲替相場

を低落せしめ、以て經濟界の全般的景氣回復を圖らむとする趣旨に出でたるに外ならない。貨幣價値の低落は、債務者を利し、債權者を害することは多言を要せざる所である。昨春に至つて、平價切下を斷行したのも亦、同一の目的に出でしものであると言はなければならない。金輸出再禁止、金約款廢棄、平價切下の三重奏によつて計畫せられたルーズヴエルト大統領の景氣回復策は、著々として其の效を奏しつつある時に當つて、若し大審院が金約款廢棄を無效であると宣言したとすれば、大統領の計畫は根本から覆へされなければならなかつたであらう。

從つて、若し大審院が金約款廢棄決議を全般的に無效であると判決すれば、大統領は必すや、其の政策の遂行を確保する何等かの新手段を講ずるであらうと噂せられたが、今や之を施す必要を見ざるに至つたのである。

ルーズヴエルト大統領のニュー・デイールが、國家財政の赤字よりも寧ろ財界景氣の回復に重きを置くことは、周知の事實である。故に我等は米國大審院の判決が、よく大統領の政策に合致したることを感する。純粹なる法律論として金約款廢棄決議が政府債務に關しては無效であつて、私人債務に關しては有效であるといふ判決が、果して正當なりや否やに關しては、多少の疑問を挾まざるを得ないけれども、政府自ら貨幣價値を低落せしめて、政府自身の債務の輕減を圖ることは、債權者たる國民に對して妥當を缺く政策である、といふ道德論はあり得るかも知れない。而して又私人債務者が、政府の政策によつて利益を受けることは、必ずしも不當でないといふ意見も立ち得るであらう。

之を要するに、米國大審院が、よくルーズヴエルト大統領の政策を諒解し、之を根本から破壞するやうな判決を下さなかつた點に於て、米國大審院の判官の全部が融通の利かない法律學者でないことを感する。立法、司法、行政の完全なる分立といふ點から考へると、如何かとも思はれるのであるけれども、よく米國現下の經濟事情を理解し、その根本的破壞を企つるが如き行動に出でなかつたことに關し、米國大審院を賞讃する價値あるを感すると同時に、大統領ルーズヴエルト氏の積極政策が、大審院をも含む一般米國民衆の大多數の支持を受けつつあることに關し、ルーズヴエルト大統領の爲に慶賀すべきだと思ふ。

之に依りルーズヴエルト大統領の通貨政策が、財界の實情に適して確固たる地盤をもち、法律的にもこれを確認せざるを得ない事情を物語つてゐる譯である。

要するに判決は大體豫想した以上に政府の勝利となつて米國政府はいよいよ今後腕を入れてニュー・デイールを徹底することにならう。

第五　我國に對する影響

一、我國に於ける金約款

金約款は、我國に於ては過去に於ても、現在に於ても公社債に於ては勿論、個人の取引に於ても曾て行はれて

ないやうである。然らば敍上歐米諸國に於て履行された斯かる場合の發生することは、豫見せられなかつたのであらうか。それとも豫見されたのではあるが、斯かる約款を挿入するも、實際取引上空文に等しいものとして顧みられなかつたのであらうか。之は何れも大なる疑問の樣である。

然るに我國現行法令中、斯かる場合之を規律する明文が嚴に存することを、我々は知らなければならない。即ち民法第四百二條が之である。同條は貨幣の性質を如何に規律するかを示す適例である。便宜上爰に其の全文を掲記すれば次の通りである。

民法第四百二條

債權ノ目的物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタルトキハ此限ニ在ラス

債權ノ目的タル特種ノ通貨カ辨濟期ニ於テ强制通用ノ效力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ外國ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

我國に於ても貨幣價値の增減は、可なり激甚なるものがある。遠き昔を回顧する迄も無く、世界大戰前後より現在に至る例を見ても瞭然たるものがあるであらう。併しながら金約款は歐米の如く行はれなかつた。それは我國に於ける現行貨幣制度が、實施せられてから日尙淺きと、歐米に起れるが如き其の激甚なる變動より來る苦き

經驗なかりしに因るのではあるまいか。けれども若し我國にも金約款挿入の證券があるならば、此の約款を有效と認むるのは本條第一項の但書であらねばならない。故に若し我國にも金約款が締結せられて居るとしたら恐らくは金本位制停止によつて、訴訟事件が起つたことであらう。そして其の際は、右民法第四百二條但書が適用せられて、金約款は有效と認められたのではあるまいか。併しながら、金約款が多數行はれて居るならば、恐らく緊急の措置が講ぜられたかも知れない。

二、影響を受くる我國の關係事業

(一) 電氣事業

然らば今回の判決に因り、日本の各種事業會社其の他對米債務として、直接影響を感ずるものは全體で、どれ位あるであらうか。國債、東京市債、橫濱市債、東拓社債の外に東京電燈、大同電力、宇治川電氣、東邦電力、日本電力、臺灣合同電氣の六大電力會社債があり、之等は昭和九年末現在に於て、合計三億八千二百萬圓に達すると言はれて居る。

故に、若し今回の判決と逆に、金約款廢棄が不可なりとされたならば、此の莫大なる債務の元利拂につき、六割九分負擔增加となる立場に在つた關係上、我國財界の深刻なる注意を惹いて居たことが判るであらう。然るに前述の如き判決をみて一安心といふ譯である。尤も、今回の判決事件は直接外國公社債との關係を持たないの

で、之等のものに付ては推測する外は無いが、鐵道社債への判決から觀て、各外國社債も金貨拂の要なきもので
あらう。されば勿論、日本としては直接何等の損害もない譯だが、所有者から訴訟を提起される餘地はあるかも
知れない。だが、判決後の狀況に依れば、歐洲諸國の先例にみらるるが如き、國の內外によつて解釋を區別せむ
とする模樣も無いから恐らく問題とはなるまい。尙參考の爲、公債を除いた六大電力會社及東拓の米貨債現在高
を左に示すこととする。

東電	五五、三二二千弗
大同	一五、九四一〃
宇治電	八、〇〇〇〃
東邦	四、四〇〇〃
日電	三、八七二〃
灣電	一七、七二〇〃
東拓	二八、七〇〇〃
計	一三三、九五五〃

（二）生命保險事業

爰に生命保險事業と言つても、それは日本內地に於て營業する外國生命保險會社を指すことを斷つて置く。知らるる通り、我國に於て我國人を對象として營業する外國生命保險會社は、サン・マニフアクチユラース・ニユーヨークの三會社であつて、之等は全部が亞米利加系統の會社である。然らば其の保險約款は如何に制定せられて居るであらうか。保險料の拂込又は保險金の支拂上等に於て如何。

所が之等保險證券の何處にも、金約款に關する字句は見當らないのである。そして、現在、之等の保險證券面表示金額は、保險金、保險料共圓を以て契約せられて居り、且つ何等特別なる附帶條件付約定も無い。されば、契約者は、日本の通貨圓を以て契約券面の保險料を拂込むものであり、會社は、保險事故發生の場合には、圓を以て表示せられたる契約金額を支拂へば足る事になつて居る。

約款に對する取扱狀況右の通りにして其の內容內國保險會社と殆んど相違なき爲、爰に問題として取り上ぐる必要は無い譯ではあるが、若し之等外國會社に關して、金約款の特約條項ありとせば、各社の享くる影響はどんなであらうか。弗に對する圓下落の甚しい今日、其の事業成績は蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。尤も各社が其の運用資產中に亞米利加に於ける金約款付公社債を保有するとすれば、會社の蒙る影響は勿論尠少ではない譯である。

生命保險事業に於ける
組織、募集及失效防止の諸問題に付て

生命保險の形式に依り、老後の備へや遺族の保護を講ぜんとする思想は、近來頓に一般國民の間に普及し來つたやうである。此の事實は、契約の募集方面にも適確に反映し、近年に於ける契約高の激增には、甚だ見るべきものがあるのである。

社會は個人の集團化したものであるが故に、個人の危急に對しては、社會よりの救濟の手が差し延ばされねばならぬなど、今時虫の良い考を持つてゐる者がゐたら、之は恐らく現代には通用しない人間であらう。自分の働き、自己の力で、先づ生活の基礎を築き上げ、更に餘力を驅つて將來の爲に備へると謂ふ思想こそ、眞に尊いもので、生命保險は、斯の如き思想の具體化した、社會共同の一施設に他ならぬのである。

生命保險の有つ斯くも尊い道德上、更に又國民經濟上の價値が、深く一般の認識する所となればなる程、一面には保險業者及直接事業に携はる者の任務及責任は、益〻重大性を帶びて來ること、これ又理の當然である。

需要の增大する所、供給又之に伴ふ。保險業者の數に於ける增加が、卽ち是である。業者の數が增大すれば、此處に自由競爭の激化が、當然豫想される。保險契約者は、最少の費用を以つて、最大給付の獲得を、保險者側に要望する結果、新料表は雨後の筍のやうに、後から〳〵と現はれて來る。かくて國民貯蓄の主要部分が、此の生命保險の爲に吸收されて行くので、此の事業に對する國家の監督は、一層嚴重となる。

大體如上の經過を辿つて、現在の生命保險事業は、隆盛の域に迄達したのであるが、鮮やかしい事業の反面には、暗い影も必ず附纏ふものである。徒らに戰捷の夢に醉ふて、將來に對する萬全の策を忘れるやうでは、眞に心もとない話である。

生命保險事業は、机上の空論や、單なる學說ではない。其の根柢を流るるものは、唯、實際の一語であり、事業の第一線に躍る者は、忍苦そのものの塹壕戰を、常に繰返してゐる譯である。世の無數のかたくなる「家庭の父」を相手として、最後の一騎打をさえ演じてゐるではないか。

以下之等實際的問題の中、當面のものと思はるる事業の組織、契約の募集及失效防止策等に付、根本的檢討を試みて見たいと思ふ。

組織と謂ふ言葉の意義

先づ最初に組織の問題から取り上げてみやう。

生命保險事業では、組織と謂ふ言葉は、隨所で用ひられてゐるやうであるが、此の言葉の有つ眞意を解してゐる人は、寥に尠ないやうである。尤も事業の第一線で活動する實際家達には、言葉の意義など、どうでも良いか

も知れぬが、問題を徹底的に究めんとする者には、先づ言葉の意味から知つて置く必要がある。では「組織」とは何か。此の中には、次の如き二つの概念が含まれてゐる。

一、人及び物、或は此の兩者の一を、系統的に且つ目的に適ふやう整備して置く、その狀態。

二、生活の必要目的獲得の爲め、或る統一された指導精神の下に多數の意力が、生産的に結合する、その行爲。

時代と共に、此の概念は多少違つて行くかも知れないが、現下の所右の說が妥當のやうである。さて組織と謂ふ言葉の意味が之で分つたとすれば、之に依つて、生命保險事業なるものが、如何なるものから成立つかと考へてみやう。

生保事業の構成分子

現代の生命保險事業は、大體次の如き三本の柱から成立つてゐる。

一、內野事務を併有する保險者

二、募集濟みの、或は募集見込ある顧客層

三、募集員及外野事務

右の中、(一)と(三)とは、嚴密に區別さるるのが通例である。恰かも軍隊に於ける參謀本部と、前線部隊のやうに。此の區別は當然の歸結で、本來的な精神的仕事、參謀本部のやうな仕事、或は官僚的事務の取扱等が、凡

て事業本部の建物の中で遂行され、外部の塹壕では、實際の戰鬪のみを絕えず繰返すのが、常道なのである。

然し此の兩者の負ふべき事業上の責任には、甲乙は全くない。責任の一方的押しつけは、最も忌むべきことで、特に內野陣に在る者は、外野陣の勞苦多き仕務に對しては、理解と同情を捧ぐべきである。若し內野陣に、斯の如き心情が稀薄となれば、事業の圓滿なる發達は期し難い。此の意味に於いて、生命保險事業に於ける內、外兩事務は、最も系統的に組織づけられ、兩者の間に、一點の間隙もあつてはならぬのである。

外野組織の重要性

生命保險事業に於ける本質的な戰鬪部隊が、外野陣にあることは已に述べたが、之を換言すれば、生保事業等の成否は一に、彼等外野鬪士の双肩にかかつてゐることとなる。彼等の主要任務は、形を代えて言へば、本部の貯水池に水を引入れる爲の溝を堀るやうなもので、此の溝を通して流れ込んだ資金が、本部で蓄積され、經濟的に處理されて、再び全體の要求に副ふやう、花を咲かせ、實を結ぶのである。

そこで外野組織の擴充と謂ふことは、生命保險事業中眞先に行はねばならぬ事柄であり、之さえ工合良く行はるれば、如何なる不景氣が襲來しても、事業の根底は、先づぐらつかないで濟むとさえ言はれてゐる。

外野組織で最も大切で、且つ困難な問題は、人事政策である。所謂外務員中、質の揃つてゐることは、此の方面の强味で、比較的老練な士を要求することの切なる本組織に在りて、之等人士が恰も潮に乘る流木の如く、潮

の滿干で流動するやうでは、健實な事績は望まれない。然し有能な新人が、絶えず組織中に偏入されて行くことは絶對に必要であつて、之等新人の教育、訓練等に對しては、頭腦明敏な統率者が、其の任に當らねばならぬ、概して大規模の生命保險事業の外野組織を統率すると謂ふことは、容易な業ではない。一を聞いて十を知り、一目見て相手の凡てを見抜く頭腦と、最も廣範に亙る世情を洞察し得る力とを、兼ね有する者のみが、之が最適任者である。

新人の獲得は、是又さう至極簡單な事柄ではない。保險外務員なんて謂ふ職業は、萬人何れにも向くと謂ふやうなものではない。故に比較的古い外務員でも、それが一時的に成績が擧がらなかつたらとて、直ちに解雇することは、愼まねばならぬ。何故ならば、之等解雇された古い外務員達は、心ならずも反對側の競爭相手に雇はれて、思はぬ成績を擧ぐることが、往々に、或は屢々あるからである。要するに之等古い外交員に代はるべき、適當な新人の見當らないやうな場合には、出來得る限り永く彼等を手元に止め置く方が、得策である。之等古い人がゐる居ないとでは、仕事の上の成績が、事實上大變違ふのである。

募集と其の方策

生命保險に於ける契約の募集が、此の事業組織の主要部分と、常に緊密な關係にあることは、余りにも明白である。

生命保險の募集は、之を左の如く大別することが出來る。

一、口頭に依る募集、但し此の場合、個別的募集及大量的募集（講演）の如何を問はない。

二、文書に依る募集、但し之の場合と雖も、個別的及大量的募集方法のあることは、勿論である。

右の中、口頭募集が文書募集より、遙かに效果的であることは、疑ひのないことと思ふ。何でも相手の心に單的に訴へるには、黑い文字よりも、熱情的な言葉の方が、響きが强いやうだ。故に或る生命保險事業が、自己の外野組織を充實せしめんが爲めには、保險思想の眞髓を正しく理解してゐる。そして之を他人に、充分に語る靈すことの出來る外務員達を、多く集むることが必要なのである。斯の如き要求は、過去よりも將來の方が、却つて幾烈となるやうで、之は生命保險の本質が、過去に於ける投機的存在から漸次離れて、今ではその本來の使命に立ち返つてゐるが爲めである。卽ち生命保險は、契約者の蓄積された勞働力の結晶に對する契約者自身、又は其の遺族の請求權を、確保することに轉換して來たのである。

口頭を以つてする契約の募集は、如何なる方法に據るべきや——と謂ふことが、屢々問題となるやうであるが之は問題とする方が無理である。複雜な多數の人々の間に、統一した勸誘法則を設けてみても、個々の場合、是れ許りに賴り切ることも出來ないであらうし、要は個々人の能力と手腕に一任する他はなかろう。永年實地で鍛え上げ、よく見える眼、よく聞える耳で經驗を重ねた人は、個々の募集員が皆、それ〳〵異なつた能力とタイプの所有者であることに氣附くであらう。所謂人間としての自己を、此の方面に於いても充分に活用することが、

募集の一大原則なのである。

近來に於ける新しい傾向として、所謂大量募集の方法がある。映畫や講演等に依る募集方法が之で、從來此の種の方法が、余り重視されなかつたのが、不思議な位である。此の方法は、補助募集手段としては、單なる文書や印刷物に依る方法よりは、幾層倍も有効なものであるから、多數の保險業者が一致團結して、此の種の大量募集方法に、力を盡すことが望ましいのである。

文書に依る募集又は宣傳も、勿論必要な事柄である。殊に人の心奥深く喰ひ入るやうな文言を連ねた案内書などは、募集の補助又は準備工作としては、大いに役立つものである。然し此の文書募集の力を、余り過信してはならない。大體文學とか文書とかには、眞實性と言はうか、現實性とか言はうか、兎に角大きな迫力と謂ふものが尠い。昔から文字の國と言はれてゐる支那、日本等でも、近來は一般大衆の頭から文字は遠ざかる一方である。映畫、音樂、ラヂオ等の普及は、明らかに此の方面の實情を物語るのである。まして歐米諸國では、口が舌が謂ふ所の「黑い藝術」を完全に支配してゐる。例へば之を政治上の問題に當嵌めてみても、ヒットラー、ムッソリーニ、ローズベルト等の成功は、一に彼等の舌の力が、文字に打克つた結果であるとさえ言はれてゐる。

閑話休題、今日の一般民衆は、其の日〳〵の心配事に關して、保險の案内書を、批評家のそれの如く丹念に讀み且つ吟味するやうな、時間と心の餘裕とを持ち合せてはゐない。彼等の要求するものは、紙の上に書かれた生命保險の價値に關する文言よりも、紙屑そのものであるかも知れない。結局保險思想の宣傳、又は契約の募集には、口と舌と脚と、そして繪が最上のものと謂ふことになる。

講演又は論說は、反響があつてこそ、初めて其の效果が顯はるる。換言すれば、或る程度の反對者の現はるることが必要なのである。百パーセントの贊成又は迎合は、場合に依りては其の效果の抹殺を意味することにもなるのである。

失效防止と其對策

現存する生命保險の契約高が、外務員達の努力に依り築き上げられたもの、と言ひ得るならば、之等契約高の維持も亦、彼等の手に依つてなされ得ると斷言出來やう。生命保險に於ける失效の增大は、本事業にまつはる惡性の癌とさえ云はれてゐるが、之が防止策としては、保險期間の延長其の他の純技術的方策と、外務員問題を中心とする實際的措置の二つがある。此處では主として、後者に付て述ぶることとする。

我國では保險外務員は、募集員（又は勸誘員）と集金人が別人である場合が多いやうであるが、之は考へやうに依つては、失效防止上余り感心出來ない制度のやうである。自分で獲つた契約は、飽く迄自分の力で守り通して見せる——と云ふ氣概が、上述の分掌制度では、どうしても外務員達には起らないであらう。

募集手數料と集金手數料は、後者が前者に比し、比較にならぬ程低率である現狀に鑑みて、募集員と集金人が同一人である場合と雖も、集金事務には熱が上がらないのが人情の然らしむる所であるが、若し此の場合、契約

の維持手數料制を別に設けたら、如何なものであらか。卽ち新契約の成立と同時に千分の二十又は千分の二十五位の募集手數料を先づ支給し、更に其の後三年位經過して、此の契約が尙ほ無瑕の儘存續して居れば、別に千分の五程度の維持手數料を與へるやうにする。斯くすることは一面に於いて、募集員の士氣を害し、且つ新契約の獲得に對する彼等の熱意を減退せしむる結果ともなるであらうが、他面には所謂不良契約の濫獲、延いては失效の增大を防止する一手段ともなるやうである。

外國保險會社中には、所謂復活手數料なるものを支給してゐる向もあるが、之は失效防止の點から見れば、寧ろ百害あつて一利がないやうである。何故なれば契約の復活は、失效を以つて其の前提條件となすからである。

失效防止の根本對策は、煎じ詰めれば、募集員の徹底的養成を謂ふことに歸著する。養成の指導的立場にある者は、量的に多數の代理人達を造り上げることも必要であるが、質的により優れた代理人の仕上げに、努力せねばならぬ。保險の保の字も分らないズブの素人に、いきなり通り一遍の勸誘術を授け、直ちに料表の使ひ方、他者との比較など敎へることは、良質の募集員を養成する所以ではない。保險制度とは如何なるものか、保險の根本原理は何であるか。保險の經濟的意義如何と謂ふやうな根本問題から、先づ說き聞かせる必要があろう。

保險契約者として、絕えず自己の會社に接觸せしめて置くこと、卽ち自己の會社との關係を、恰も家族に於ける一員の如く、親念せしめ置くことは、契約の維持に對して、與つて力ある事柄である。然し此の爲めには、外務員達の絕えざる努力を必要とする。契約側と會社側との間に立つて、此の兩者の關係を緊密ならしむる者は、一

に外務員を除いては、他に適當な者が見當らないのである。

以下失效防止に役立つと思はるる種々の方法を、稍具體的に述べてみやう。

一、每回保險料を徵收する每に、保險事故に對して關心を持たしむるが如き事項を、契約者側に通告して置く。拂込保險料が今迄で、どの程度に積り積つてゐるかを、契約者側に一目瞭然たらしむることも必要である。此の點通帳式の保險料領收書は、大いに效果があろう。保險料領收書は美麗なもの程良い。保險料の不拂に對して、直ちに法律的難解な文言を連ねた威赫的督促狀を送附することは、契約者の感情を刺激するのみで何等の效果をも齎さない。契約者の幸福を希ふ爲の慈母の如き言動が、此の際最も望ましいのである。

二、保險會社は、各契約者の確定事件、例へば誕生日其他の特に目出度い事件に對して、常に關心を持つて居らねばならぬ。斯の如き場合に對する一片の祝辭は、契約者の心を、どれだけ喜こばせるか分らない。獨逸の或る牛乳商組合が、自己の牛乳を飮用して呉れる各兒童に、見事な繪入小冊子を時折贈つて、彼等の心を深く捕へ、以つて鞏固な事業の基礎を築いたことは、余りにも有名な話であるが、保險會社も小兒や未成年者を擁する各契約者の家庭には、此の種の贈物を時折爲すことは甚だ效果的である。家庭に於ける子供達の勢力は、往々にして大人以上に出る場合が多いからである。特に小兒保險に於ける場合、此の種の些細な犧牲は、結局大きな結果を招來するに至るであらう。

三、保險契約者をして、常に自己の保險契約及自己の加入會社に付、關心を持たしめんが爲め、一定期間每に

組織、募集及失效防止の諸問題に付て

契約者側の希望を申出さしむること、或は親切懇篤なる方法に基いて、契約者に種々なる質問を發することは失效防止策として大いに役立つことである。保險契約獲得の最大困難は、他の商品の場合の如く、金錢と引換に相手方に品物を手交し得ないことにある。そこで一旦獲得した契約に對しては、契約者をして堪えず關心を持たしめ置くことが必要なのである。

四、契約者新聞の如きものも、若し其の發行が可能であれば、頗る高度の價値を有するものである。之等の刊行物の中には、小說、明朗な讀物、懸賞欄、娛樂ページ等を包含せしむる他、保險を主題とする論說、特に失效問題に關する解說を揭げ、更に契約募集上の效果をも狙ふことが出來れば、正に一擧兩得と謂ふものである。

五、外野機關を總動員して、各保險契約者に對し、年々の事業成績を報告せしむることは、會社側の事業內容が、如何に鞏固であるかを知らしむる爲の好手段である。之と同時に新しい事業案內書も、假令契約者が既に加入濟みとは謂へ、彼等にとつては、尙ほ興味深き品である爲め、一々之を手交すべきであらう。

六、所定の期日に保險料が拂込まれなかつたが爲め、折角の保險保護を拒絕せねばならなくなつた場合は、契約者側に對して其の旨の通知をなすと同時に、保險料正當拂込の場合の效果をも、諄々と說き聽かすべきである。

七、各保險契約者に對して、會社側から每年連續的に、宣傳用のカレンダーを交附することは、失效防止の一手段として、大いに役立つ事柄である。之は日常生活の合間々々に、保險契約者をして自己の保險契約を想出さしむる爲の、好手段となるからである。

八、以上の一より七迄の事項は、自己の契約を已に失效せしめた者に對しても尙、適用すべきである。何故なれば以前の被保險者を、再び獲得することは、新規の者を獲得するよりも、場合に依りては容易であるし、且つ之を獲得してはならぬと理由が、少しも存在しないからである。

以上を以つて、失效防止に關する實際上の具體策は、大體揭げ盡したと思ふが、保險業者は宣傳の主力を募集方面に注入する前に、此の失效問題に對して今少し眞劍な方策を講ずべきであらう。

外務員達をして、「失效防止の爲に今日は何をしたか」と絕えず反省せしむるやうな敎育方法を採るのも、良いことであるし、更に契約の募集をなさしむる場合、彼等をして「量よりも質、之が失效撲滅の根本原則だ」と、直觀的に想起せしむることが、本問題を根本的に解決する、最善の方策と思ふ。

組織、募集及失效防止の諸問題に付て

普通保險團體特別取扱制度に就て

普通保險會社の團體特別取扱制度（集團募集制度）の實施せられたのは昭和八年三月三十一日附『生命又は徴兵保險團體特別取扱詮議要綱』なる監督規定が商工省で制定せられた以後の事である。團體特別取扱の監督規定は次の如くである。

生命又ハ徴兵保險團體特別取扱詮議要綱

第一條　保險會社ハ左ノ要件ヲ具備スル場合ニ於テハ團體特別取扱ヲ爲スコトヲ得

一、官公署、會社、工場、組合其ノ他ノ團體ニ屬シ給料ノ支給ヲ受クル者ノ間ニ保險契約者三十人以上アルコト但シ右ノ保險契約ハ本人、其ノ同居ノ家族又ハ當該團體ニ屬スル者ヲ被保險者トスルモノニ限ルモノトスルコト

二、各保險契約者ノ拂込ムベキ保險料ハ原則トシテ全部其ノ拂込ノ月ヲ統一シ一團トシテ併合拂込ヲ爲スコト

三、保險契約者ノ屬スル團體又ハ實質上之ト同一ノモノト認メラルヽ集團（以下兩者ヲ併セテ單ニ團體ト稱ス）ニ於テ保險會社ノ爲各保險契約者ノ拂込ムベキ保險料ノ集金乃至併合拂込ノ事務ヲ行フコト

第二條　保險會社ハ團體特別取扱ノ認可ヲ受ケタルトキハ當該團體ニ對シ集金手數料ヲ交付スルコトヲ得前項ノ手數料ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ通算シテ拂込保險料ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三條　團體特別取扱ヲ爲ス保險契約ニ付テハ最初ノ一年拂保險料、半年拂保險料又ハ三月拂保險料ハ認可ヲ受ケテ之ヲ月拂ト爲スコトヲ得但シ右各箇ノ場合契約後一年、半年又ハ三月以內ニ解約ヲ爲シタルトキト雖契約者ハ各其ノ一年、半年又ハ三月拂保險料ノ末拂部分ハ拂込ヲ爲スベキコトノ特別條項ヲ設ケ且契約者ノ附屬團體ヲ介シ末拂部分ノ徴收ヲ爲シ得ベキコトヲ確實ナラシムルニ必要ナル方法ヲ講ズルコトヲ要ス

第四條　保險會社團體特別取扱ヲ爲サントスルトキハ保險業法第五條ニ揭ゲタル書類ニ定メタル事項ニ抵觸シ又ハ不備ナル點アルニ於テハ之ヲ整備シ尙事業方法書ニ團體特別取扱ヲ爲スベキ團體及之ニ交付スベキ手數料ノ率ニ付テハ各團體毎ニ主務省ノ承認ヲ受クベキコトヲ規定スルコトヲ要ス

第五條　前條ノ承認ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一、團體ノ名稱、所在地並保險種類別ニ依ル契約者ノ員數、被保險者ノ員數及保險金額ノ記載シタル書面

二、當該團體トノ保險料取次ニ關スル契約書寫又ハ其ノ要旨ヲ記載シタル書面

三、當該團體ノ保險料取次事務ニ關スル規定寫又ハ其ノ要旨ヲ記載シタル書面

以　上

現今では各會社は上記の監督規定に則り競爭的に本制度の認可を受け、月々僅かなる金額で不知不識の中に保

險料の拂込が出來完全に生命保險に加入繼續し得ること、拂込保險料の拂戻しの特典があること等を強調し官公署、會社、工場、組合等多數從業員を擁する團體に新契約の範圍を擴張せむと相當力を注いで居る實勢である。

今普通保險團體特別取扱制度の內容を考察するに何等團體特別取扱を受くる爲に特殊の保險種類を工作したのではなく只從來各社の販賣して居た保險の保險料拂込方法を替へたのみで利益配當、保險金の支拂、保險證書擔保貸付、保險料振替貸付制度等は總て各社の普通保險約款通に取扱はれるのであるから言及せず、以下本制度の特典、團體取扱を受くる條件及び保險料等に付概要を述べ併せて簡易保險團體特別取扱制度とも比較研究して見る。

團體特別取扱の特點

第一　保險料を月賦方法で拂込むことが出來ること

元來普通保險保險料は原則として保險料一年分前納を基準として不可分を原則とする所を特に拂込上の便宜を計つて假に月掛と爲したのみで所謂『月掛保險』の如く初めより一月を基準とする算出方法を採用したのでないから純然だる月掛保險料に比べると割安となつて居る。然し純然たる月掛保險とは左の諸點が異なることは特筆すべき事柄である。卽ち前述の如くに保險料一年分前納を特に月賦拂の方法を採つたのであるから第一保險年度內に保險契約者が死亡、團體より脫退、解約又は失效等に因り契約が消滅した場合に其の保險年度の保險料に未拂分があるときは保險契約者は一時に之を拂込むことを要する點である。但し有診査普通保險であるから簡易保險の如き削減期間は無く會社が最初の一ヶ月分の保險料領收と同時に保險金支拂の責に任ずることは當然なことである。

第二　集金手數料を團體に交付すること

會社は保險料集金の都度一定額（拂込保險料の五分以下）を團體に交付し、交付金額の費途は團體の自由にして各契約者の掛金額に應じて分配するときは事實上の保險料の割戻となり本制度の顯著な特典である。

第三　既契約者にも特別取扱を適用すること

本制度の適用は新契約者のみに限らず既契約者にも適用し特別取扱申込の月により次期保險料に充當する爲夫々異つた積立を爲し保險料月拂方法を構ずることは新契約の場合と同樣である。

特別取扱を受くる團體の諸條件

特別取扱を受くるには上記の詮議要綱中にも揭記してある如く左の諸條件を具備することを必要とする。

イ、官公署、銀行、會社、工場、商店又は組合なること

ロ、同一團體內に既契約と新契約と併せ三十名以上あること

ハ、保險契約者と團體との間に俸給其の他の給與關係が存すること

ニ、被保險者は契約者本人と同居の家族（父母、妻子、弟妹）に限り、保險契約者は常に團體員本人であること。

而して團體特別取扱は各團體毎に一々監督官廳の認可を得ることを要する旨の規定があり團體條件の適否即ち確實性の有無の認定、一面には亂募集の弊を防止する手段とも爲して居る。

團體取扱月掛保險料

團體特別取扱の主眼點は前述の如く從來の保險料拂込方法を便宜上月掛保險料式に替へ毎月の俸給其の他の給與より差引き第二年度以降は常に一般普通保險の原則通保險料が前拂式年拂、半年拂となる如くに契約第一年度に於て保險料月掛金の外に第二年度の一年分(又は半年分)の保險料を積立てる爲一定額を餘分に拂込む仕組としたものである。而して保險料は直に會社に拂込み、次期保險料に充當する爲に餘分に積立た金額は團體代表者が次期保險料の拂込期日迄保管する方法を採つて居る。今左に實際の取扱方法を分析すると大體次の如くである。

(甲) 保險料半年拂ノ場合

契約第一年度	第一年度保險料トシテ	月賦保險料	トノ合計額
	契約第二年度上期分保險料ニ充當スル積立金トシテ	半年拂保險料ノ十二分ノ一	
契約第二年度以降	半年拂保險料ノ六分ノ一	(次期保險料トシテ積立)	

(乙) 保險料年拂ノ場合

契約第一年度	第一年度保險料トシテ	月賦保險料	トノ合計額
	契約第二年度分保險料ニ充當スル積立金トシテ	年拂保險料ノ十二分ノ一	
契約第二年度以降	年拂保險料ノ十二分ノ一	(次年度保險料トシテ積立)	

次に參考の爲簡易保險團體特別取扱と普通保險團體特別取扱との主なる相違點を比較考察して見る。

簡易保險團體特別取扱と普通保險團體特別取扱との主なる相違點一覽表

項目	種別	簡易保險	普通保險
團體ノ受給關係		不要	要
被保險者トシテ家族ノ認否		認メズ	認ム
保險料割引		五分	五分以下
保險料拂込方法		月掛集金	同上
員數		官公署、會社、工場其ノ他ノ團體ニ屬スル者十五人以上	同上三十人以上

醫的診査	無診査	有診査
削減期間	有	無

上表の相違點中普通保險團體特別取扱に付特記すべき事は常に團體は『給料支給の機能』を有するものに限られて居ることである。此の點よりして青年團、同業者組合、消防組等の團體は普通保險會社の團體特別取扱の對象とはなり得ないことになるのである。

最後に兩者の月掛保險料に付比較を試みて見る。普通保險會社の團體特別取扱の保險種類は悉く利益配當附にして各社間の配當約款の内容には夫々差異があるが總て不確定配當であるから、全然考慮に入れず漫然と表定保險料のみを掲記するのであるから、兩者の保險料の高廉を比較することは正鵠を失する嫌はあるが、大體の目安となるを以て左に表示すれば次の如くである。

簡易保險保險料と普通保險會社團體取扱月掛保險保險料との比較 契約年齢三十歳、對保險金千圓ノ場合

會社名 ＼ 保險料 ＼ 保險種類	二十年滿期養老保險 半年拂ノトキ	二十年滿期養老保險 年拂ノトキ	尋常終身保險 半年拂ノトキ	尋常終身保險 年拂ノトキ
	四・五七円		二・四八円	
簡易保險	長期還付金控除 四・〇五 長期還付金及前納割引額控除 三・六三		前納割引額控除 二・二三	
明治	契約後六月間 八・一〇円 第七月以降 四・〇五	契約後一年間 六・〇七円 第二年以降 四・〇五	契約後六月間 三・八六円 第七月以降 一・九三	契約後一年間 二・八九円 第二年以降 一・九三
住友	同 八・四〇 同 四・二〇	同 八・四二 同 四・一三	—	—
帝國	契約後一年間 六・四〇 第二年以降 四・三三	—	—	—
第一相互	同 六・五三 同 四・三五	—	—	—
千代田	同 六・八七 同 四・五八	—	—	—
安田	同 五・七五 同 三・八三	—	—	—
日本	同 六・一五 同 四・一〇	契約後一年間 八・〇五 第二年以降 三・九五	—	—
三井	同 六・五七 同 四・三四	同 八・三八 同 四・一八	—	—
愛國	同 五・八五 同 三・九〇	同 七・六一 同 三・七一	—	—
昭和	同 六・二八 同 四・一八	同 八・二一 同 四・〇二	—	—

普通保險團體特別取扱制度に就て

太平（五年目毎配當）	同	六・五九	同	八・六一	—	—
	同	四・三九	同	四・二二	—	—
	同	五・八〇	同	七・五九	—	—
	同	三・八七	同	三・七二	—	—
東洋		—	同	八・四四	—	—
		—	同	四・一六	—	—
日清	契約後一年間	六・二三		—	—	—
	第二年以降	三・九五		—	—	—
日華（五年目毎配當）	同	六・五三		—	—	—
	同	四・三五		—	—	—
	同	五・七九		—	—	—
	同	三・八六		—	—	—

（備考）契約後六月間又は一年間に契約七月以降又は契約二年以降の保險料より餘分に拂込むは次期保險料拂込期より一般原則通に保險料が前拂式となす爲の積立金を形成する部分である。

左表に付觀察するに簡易保險保險料の割高なのは純然たる月掛集金小口無診査保險なる本質上の特異性より生ずる所の當然の結果であるが確定配當である長期還付金を參酌する時は相當割安となり普通保險會社の團體月掛保險保險料に比較し些して遜色なきことを知る事が出來るのである。

簡易保險とラヂオ・セツト

伊太利國立保險局が、十五年滿期の珍式簡易保險を考へ出した。これはラヂオ・セツトの月賦購買者に對して發行される簡易保險で、若しその月賦購買者が最初の五ケ年間に死亡するやうなことがあつたら——その五ケ年間内に月賦が完濟される譯なんだが——殘りの月賦金を、國立保險局が支拂つて遣る、若しその五ケ年間に死ななかつたら、その後は普通の生命保險として繼續すると云ふ仕組になつてゐる。伊太利國立保險局ともあらうものが、なんとまあ變つた保險を考へ出したものか！

犬や猫のために疾病保險を致します！

大戰間にも又其後にも、ポーランドやドイツあたりで犬や猫や、さてはカナリヤなどの爲めに疾病保險をつける事が度々企てられたが、今日迄には其成功を見たものがありません。が、ディー・フェルジヘルングスウエルト紙によれば、今度オーストリヤではウイン第一小動物の保護協會を作つて之れと良く似た企てを試驗的に始めたそうです。其の保險料は毎月一・五志（犬猫）〇・八志（カナリヤ類）ときめました。

此の家畜專門の疾病保險が果して成功するかどうか、他國の前例をふまなければいゝがと思ひます。

雜錄

現代人の經濟狀態を圖解する

一　序言

原始人は共同原資で衣食してゐた。所が人間の性質には今も昔も變りがなく一部の者は頑健な身體をもちながら遊情に耽り割前を出さないで割前をとることばかり考へてゐた。

勤儉な部落民は到頭我慢がしきれなくなつて怠惰の仲間を養つてゆくことを厭ふようになつた。彼等は此の繫縛を脫すべく決意して遂に共有制度を一擲した。かくして人類は今日の私有財產制度を採用することになつたのである。

私有財產制度の下に在りては働いて貯めようとする思意ある者が消費を事とする怠者のために制肘される心配はない。働けば働くだけ生活が向上する。自己の晩年及愛する者のために豫め備へを爲すことも全くその自由である。

現代人は與へられたるこの經濟的自由を如何に活用してゐるか。私有財產制下の米國民の經濟狀態はどんなものであらうか。之を以下圖解して見よう。これは合衆國各地に散在する銀行業者及生命保險業者一千有

餘名を動員して全國的に試みた調査の結晶であるから十分信憑するに足るものである。

以下金滿家とは便宜十萬弗以上の資產家を意味する。此の點に關聯して興味ある事は百人の中で金滿家となるものは僅々一人、而かもそれになるまでに二十年もかゝるといふことである。これで見ても「一躍成金」のチヤンスの極めて少ないことを知るに足るであらう、然るに之を夢みる人士は決して少くないのである。

二　寄生表

所謂寄生者は全部寄生者及一部寄生者の双方を含む。

寄生率は各年齡を通じて通常の勞働者が最高を示してゐる。三十五歲卽ち寄生率が最低の年齡に於て實業家及自由職業者の寄生率は三%強である。

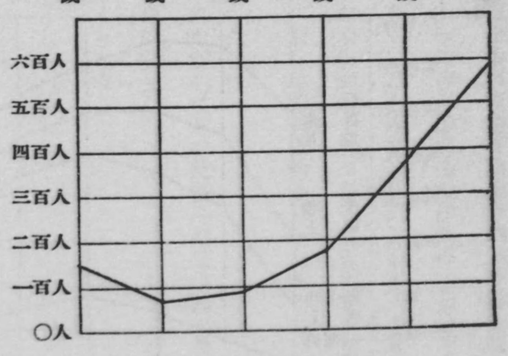

中年に於ける寄生の最大原因は疾病、晩年に於ける夫れは老齡である。執れの場合に在りても不心得から

か又は已むをえずしてからか之に對する日頃の備のなかつたことを前提とすることは申す迄もない。

三　繁榮表

普通人にとりては四十五歳が繁榮最高峰である。此の年齢に於て百弗以上の蓄財者は他のどの年齢に於けるよりも數が多い。

七十五歳になつて少くとも百弗の蓄財ある者は二十五歳の場合よりも少ない——蓄財の機會が五十年も餘分にあつたに拘らず——。

一千弗以上の蓄財者は四十五歳まで增加し五十五歳で同數を示し以後減少する。二千弗以上の蓄財者は五十五歳まで增加し以後減少する。又一萬弗以上の蓄財者は五十五歳まで增加し以後減少するが減少の步調はより少ない蓄財者の場合ほど急激でない。

一千名が出す百弗以上の蓄財者、十ケ年乘平均數

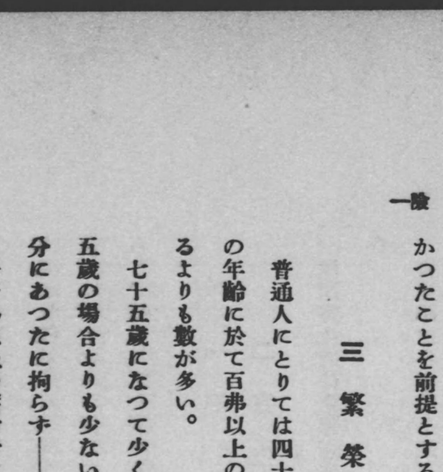

要するに若い中に貯蓄を開始すればするほど又澤山蓄積すればするほど繁榮は長く續き且一たび下り坂にかゝつても其の步調が緩漫といふことになる。

四　一百名の遺產高調べ

敢へて生命保險を勸める理由

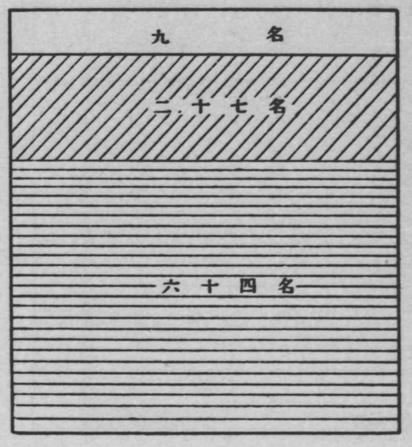

年純利六分に廻して月五十弗を生む財產を遺す者　九名

同じ利廻にて月二十弗を生む財產を遺す者　二十七名

財產を全然又は殆ど遺さざる者　六十四名

大低の人は中年後になつて死去するが生命保險證券は大概其の時分までには滿期支拂濟又は解約還付濟になつてゐるから生命保險の遺產に及ぼす影響を知ることは容易でない。右の遺產高は死去前の受領に係る生命保險金のために影響されてゐることは言を俟たないが死去の際に於ける支拂保險金は含んでゐないのである。

一百名中六十四名は其の死後全然又は殆ど無一物である——生命保險金以外には——、而かも其の多數は生命保險金すらも遺さないのである。

五　寡婦一百名の財産調べ

郵便年金の狙ひ所

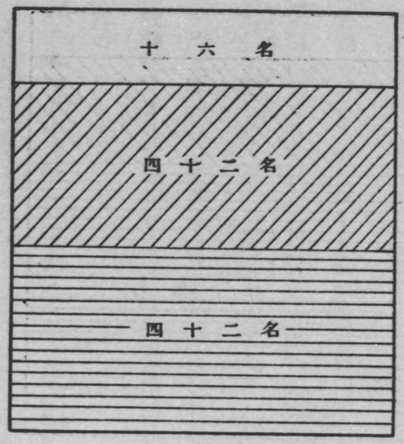

財産からの所得で生活する者　十六名
自から働いて財産からの所得を補ふか又は他人に寄生しなければならぬ者　四十二名
子女、親戚、故舊、慈善團體などに寄生する者　四十二名

歳五十二齢年

此の四角形は諸種の人生行路を辿る一百名を代表する

平均人一百名中の若干は保險に加入して將來の安定を圖り他は運天主義をモットーとして進む。以下の圖は十年飛に彼等の經濟的變遷の跡を示したものである。

六　人間一代の經濟的變遷

こゝで生命保險の種蒔をして將來の收獲を樂しめる

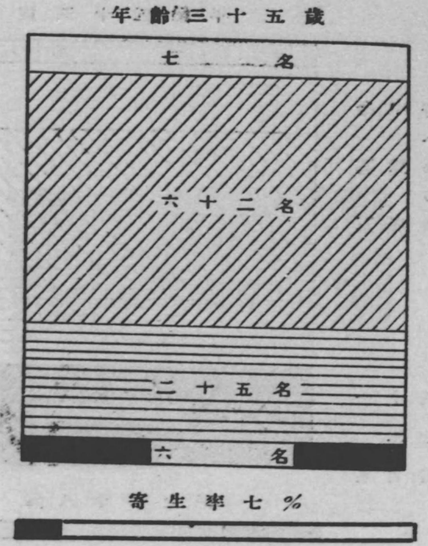

中産者　七名
貯へある者　六十二名
無産者　二十五名
死亡者　六名

こゝが岐れ路、貯へある者は右折して上り坂、貯へなき者は左折して下り坂

金滿家　一名
中産者　十名
貯へある者　五十三名
無産者　二十二名
死亡者　十四名

急テンポで迫り來る老齡、今が最後の準備時代、此の機を逸すれば萬事休焉

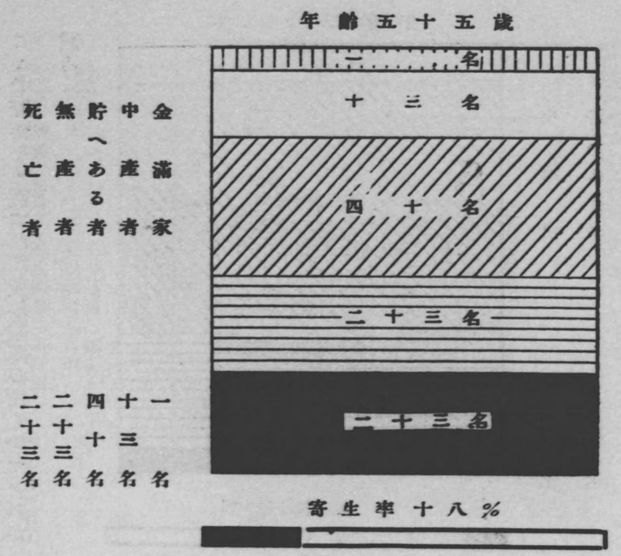

青壯年時代の克己、今や十分に酬ひられて老後は安泰

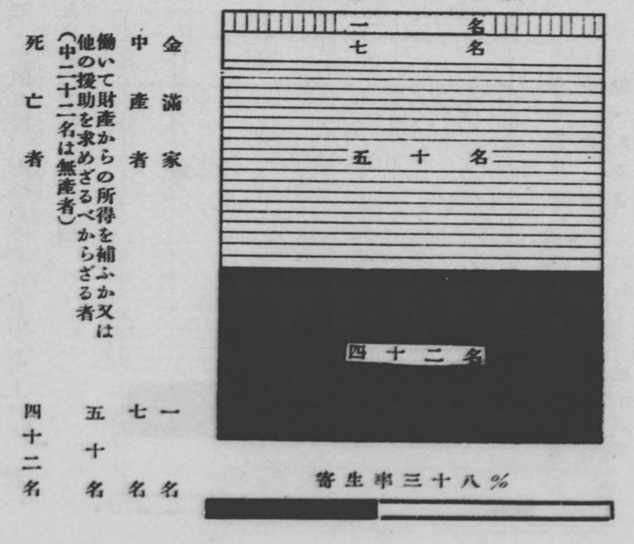

美しい燦爛の團欒、勤儉を旨とした青壯年時代の樂しい追憶

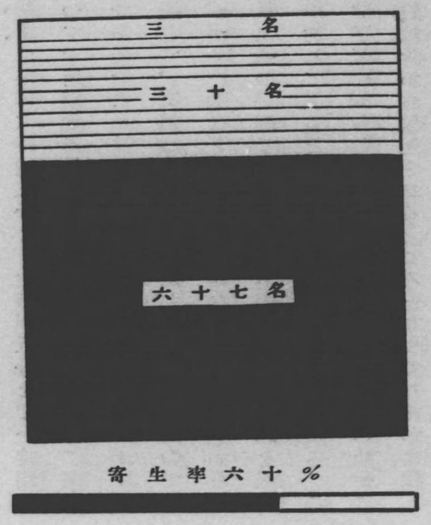

『メ』社ラヂオ體操を廢止

—福祉部に新局を設置し、記錄室を開放す—

先頃、紐育市に開催されたメトロポリタン生命の外務部長大會に於て、同社の副社長L・A・リンコルン氏は三つの重大な聲明を發表した。

その一つは過去十年間『メ』の特徴の一つとして、多數のファンを惹きつけてゐた毎朝のラヂオ體操を四月二十日限り廢止し、その代りに『メ』社福祉部に新局を設置して、保健教育の擴大普及に努めると云ふことで、その二つは近來の災害事故の增嵩に對して、新たに災害防止の國民的運動を起さんとすることであるその三つは本社一階にある有名な記錄室を開放して、長年人目に觸れなかつた歷史的寫眞、記錄類を一般に公開すると云ふことである。

◇ラヂオ體操の廢止◇

想へば『メ』社がラヂオ體操の放送を開始したのは一九二五年三月三十一日であるが、それ以來このラヂオ體操は毎朝六時四五分より七時四五分まで一時間に渉つて、所謂世界最大の「體操團體」を指導して來たのである。これは主として合衆國東部地方のラヂオ網を通じて、東部地方の人々に對して放送されたのであるが、『メ』社はラヂオ體操開始以來そのファンから約二百萬通の手紙を受取つてゐるのである。これを毎日に平均して見ると、一日五百通乃至六百通となる。この數字だけからしても『メ』社のラヂオ體操が如何に一般社會から歡迎されるところとなつてゐたかは推して知るべきであらう。

この放送者は元氣で有名なA・E・バグリイ氏であるが、この人は今では合衆國で最も古い放送者の一人となつてゐる。彼は四年間新聞のリポーターをし、二十三年間Y・M・C・Aの體育指導の任に當り、その後ラヂオ放送に關係して今日に及んだのであるが、彼は今回擧げられて『メ』社福祉部の新設局の局長となる筈である。

◇新局設置の意義◇

『メ』社が新局を設置するに至つた動機は、同社福祉部の活躍が次第に普遍化されるに從つて、社會的反影が著しく現はれ始めたことと、現在合衆國には保健敎育に對する國民的運動が存在しない爲めに、この方面の社會的要望に答へて、大いに國民健康の增進に務めんとしたが爲めである。

——實際、昨年度（一九三四年）の如きは『メ』社は未曾有の保健印刷物の要求を受けて居り、また巡回看護事業に於ては三、八一六、〇二九回の巡回訪問を行つてゐる。また傳へられるところに據ると『メ』社の宣傳映畫會に參集した觀衆は約六百萬人とされてゐる程である。

副社長リンコルン氏は新局の設置を紹介するに當つて、『過去十年間に亘る各種のラヂオ放送は、慥かに多數のファンを惹きつけ、多數の人々の間に行き亘つたが、しかしそれを何ンと云つても限られた範圍の人々であるに過ぎなかつた。何ンとならばラヂオ放送は僅かに東部地方のみに行はれたに過ぎなかつたからである。——吾々は今や遙かに廣い範圍に亘つて保健運動を行はんとするのである。吾々は玆に新たに局を設置して、合衆國及加奈陀に居住する凡ゆる被保險者の健康の爲めに、必死の努力をしようとするのである』と述べてゐる。

新局は本年五月一日より事務を開始する筈である。

◇新たに開始される災害防止運動◇

聲明の第二は、近來の災害事故の增嵩に對して全國的に防止運動を開始せんとすることである。

最近の災害事故の增加に就ては敢て說明を俟つまでも無い事實であるが、試みに今一例を擧げれば一九三三年中の災害死亡者數は九〇、〇〇〇人で、永久廢疾者數は三〇〇、〇〇〇人、また一時的に癈疾となつた者の數は驚くべし八、三〇〇、〇〇〇人である。これ等の災害に要する費用は、賃銀の損失、醫療費、病院費葬儀費等を考慮すれば、一九三三年の一年間に於て少くも二、九三三、〇〇〇、〇〇〇弗であると見積られてゐる。

これらの災害事故のうち最大多數を占めるものは何

ンと云つても自動車事故で、自動車事故に因る死亡者は昨年度(一九三四年)に於て三五、〇〇〇人であるが、而もこの數字は遂年增加する傾向を持つてゐるのである。

アメリカ災害事故と歐羅巴のそれこを比較すると、兩者の間には著しい相異がある。歐羅巴の數字はアメリカの數字に較べると著しく少いのが判るのである。そしてその重たる原因が、アメリカ人の不注意に因るものであると云ふことに就ては、凡ての研究家の意見が一致してゐるところである。――而して「今は將に此の點に就てアメリカ人の注意を喚起すべき大々的運動が起されて宜い時である」とリンコルン氏は述べてゐる。

◇記錄室の開放◇

『メ』社の歷史は即ち合衆國生命保險事業の歷史であると云つて宜いであらう。『メ』社の歷史は凡そ保險事業に關心を持つ程の人ならば、必ず知つて居るべき筈である。しかし『メ』社の創生、苦鬪の時代に就てば余り知られてはゐないやうである。例へばある時の如きは、會社の財源は著るしく沽渴し、一個の保險金を支拂ふのに九十日もかゝつたことさへあつたのである

記錄室には、この時代に屬する貴重な資料、寫眞、廣告、證券等が陳列されて居り、誠に興味深いものである。『メ』社のそも〳〵の始まりは、一八六三年合衆國陸海軍人の爲めに設立された「National Union Life and Limb Insurance Company」であるが、その後一八六四年陸海軍人以外の人々にまで保險事業の範圍は擴大せられ、それから一年の後、會社の名稱は National Life & Travelers Insurance Company と改正された。この會社は更に National Life Insurance Company と National Travelers Insurance Company との二會社に別れ、後者は一八六八年 Metropolitan Life と改名されたのである。

初代社長――

はJ・R・ドウ氏で、National Travelers の證券第一號はドウ氏の生命に對して發行されたのである。ドウ氏は最初カリフオルニアのゴールド・ラッシュに加はり、後ハワイで醫師を開業し、再び合衆國に歸つてからは保險事業に興味を持ち、最初診査醫としてそのスタートを切つた『メ』社そもそもの創始者である。

二代目の社長――

はJ・F・ナップ氏で、彼は早い頃會社を苦境から救ふ爲めに巨額の私財を危險にさらし、百方苦慮した人であつた。彼はロンドンのブルーデンシヤル會社の組織を研究し、經驗家を招聘して、今日の簡易保險事業の基礎を築き、遂に『メ』社簡易保險部を設立したのであつた。發行以來今日第六十四年目を迎へる有名な機關誌「The Metropolitan」も亦彼に依つて發刊されたものである。簡易保險證券第一號は一八七九年十一月十七日社長ナップ氏の生命に對して發行されたものである。

三代目の社長――

はJ・R・ヘーグマン氏であるが、彼は初代社長の下に秘書役を勤めてゐた。彼は『メ』社の普通保險を全國的に普及せしめ、また巡回看護事業を創始した人として有名な人である。

四代目の社長は先刻物故されたH・フイスク氏で、氏の存在は一九一九――二九年の十年間であるが、氏は將に合衆國第一の生命保險會社の社長として君臨したのであつた。――H・フィスク氏の後を襲つたのは現

社長F・H・エッカー氏であるが、氏の一言一句は今やアメリカ財界に重大な影響を持つものとして注目されてゐる。

記錄室の開放は『メ』社を訪問する人々にとつての最大な興味の對象である。

簡易保險と利益配當

英國に於ける簡易保險業者が契約者利益配當を實行し始めたのは普通保險に較べると、ずつと後期のことに屬する。尤も集金組合の若干は少くとも半世紀前から之を實行してゐた事實があるが簡保會社としては一九〇七年の創始に係るブルーデンシアル社の契約者利配制度を以てこれが嚆矢と見ることが出來よう。

現今では簡保現在契約高の約九五%を代表する諸會社が何等かの形式の利配制度を實施してゐる。プ社の如きは一九三四年に於て簡保契約者に四百餘萬磅を配當し一九〇七年以來の配當累計額は約五千萬磅の多きに達してゐる。以て契約者の受くる利益の決して鮮少ならざるを知るに足るであらう。

元來本制度は會社の自由意志に出でたものであつた。これが創始の動機は普通保險に於ける利配制度の場合と同じである。原始の保險料は死亡率の低下、運用利廻の昂騰及事業費の節約に因り危險を塡補した上で尙ほ剩餘を出すことになつた。死亡率の改善はずつと以前からの現象であるが他の二ツの因子は歐洲大戰後に及んで初めて昭著と分つたものである。尤も現今では運用利廻は公債の低利借換及一般金利の低落につれてこれまた低落の一途を辿つてゐる。

是等の三因子が將來の契約に對する保險金の引上を招致せずして利配制度の樹立を促がすことになつたのは果してどういふ譯であろうか？　これが回答は極めて簡單で足りる。若し保險金を引上げることになれば甚だ多數の既契約者は既契約を失效せしめた上新契約に於ける引上保險金額で再加入した方が年齡の加はるに拘らず尙ほ有利といふことになる。又古い契約者は再加入の利益に浴することが出來ないから新規契約者との差別待遇に付不平を訴へることにならざるを得ない。さらばとて彼等を新契約者と同列に置くことは必ずしも正當でない、何とならば彼等の契約はこの全經過期間を通じて新らしく且改善せられたる狀勢に支配せられてゐたものではないからである。

實際問題として實行可能の案は新規加入者に對して保險金額を若干引上げ又新舊契約者に對して公正な利益配當（之を例へば既契約者に對して新規契約者よりも高率の配當をする）を與へるものでなければならぬ。新規契約者の關する限りでは保險金額を適當に改正しさへすれば如何なる利益配當の方式を以てしても容易に公正を期し得るのである。

利配會社の大多數は契約者に利益配當參加の權利を與へたものでなく單に會社側の好意に出づる特典として之を認めてゐるのである。併し若干社では「利付」證券を發行してゐる。

利益配當の方式には會社によつて著しい相違がある それは當然豫想される所であつて會社の收利力は一樣でないから各社は自己の收益に最も適應した方式を採用することになるのである。配當方式は左の通り五大別することが出來よう。

一　單純死後配當　保險金の單純死後割增の形式に於て利益を配當する會社が現在七社ある。此の方

式に依る證券が頗る多數を占めてゐる所から見るとこれが人氣に投じてゐることを窺知するに足る通例、配當は普通生命保險に於けると同樣保險金の一定比率に於て爲されるのであつて二社では年配當が保險金百磅當一磅十志に上つてゐる。最近一兩社は保險料額を基礎として配當額を算定することにした。例へば保險料週額一片又は月額四片に付終身保險では一志二片、養老保險では十一片といふ類である。此の方法に依れば加入年齡の高い證券に對する配當率は非常に高いものになる。

二　保險事故が特定期間內に發生した場合の保險金比率割增　割增率は原則として經過期間に比例する。

三　現金配當　最大の集金組合は此の方式を採用してゐるが他の會社や組合は餘り之を歡迎しない。特定期間內に締結せられたる特種の證券に對して之を例へば一ヶ年分の保險料に相當する配當を現金で支拂ふ形式なのである。

四　保險金割增　改正案內書に依る給付と同一水準によるための後割增を付するものと保險事故が特定期間內に發生したものに對してのみ割增を付するものとがある。これには保險金に對して恒久的に死

五　保險料が特定の最短期間拂込まれたことを條件として契約者が一定の年齡に達したる場合の**保險料拂込免除**　會社によつて終身保險に付約款上保險料拂込免除を認めてゐるものもある。之を例へば保險料が少くとも二十五ヶ年間拂込まれたることを條件として滿七十五歲になると將來の拂込を免除するといふ類である。然るに保險料の終身拂

込を健前とする會社も少くない、而して其中若干社は保險料が特定期間拂込まれたこと及契約者が特定年齡に達したことを條件として將來の拂込を免除するために剩餘金を利用してゐるのである。

普通保險に於けるが如く箇別的に配當通知書を發送することは費用がかゝる所からして簡易保險では到底出來ない相談である。そこで配當內容をリーフレットにして契約者全部に送付する。例へば單純死後配當の場合にならば最初に今期の配當額、次に證券を發行年次別にして夫れ〳〵に付今日迄に附加された保險金百磅當配當金累計を記載するのである（累計は今期の配當額を加算せるもの）。慣行上利益配當金は證券自體の解決に伴隨する場合の外それだけで單獨に解約することは許されないものであるから證券の發行年度が知れてゐさへすれば之に對する今日までの保險金百磅當配當額累計を明らかにすることは極めて容易である。

一九三四年度の英國生保界

英國の財界は豫想通り好轉して來た。事業界に今尙ほ一抹の不安が漂つてゐる折柄とてこれ以上どの程度まで好轉を續けるかは大に疑問であるが今日の程度を以てしても列國に比し遙かに好調を示してゐることだけは何人も否定しえない所である。これ偏へに英國の財政立直しの賜物であつて同朋の多數が今尙ほ不況に喘いでゐる際とて眞の滿足といふものは到底存在し得べき筈もないが再起の脚地の出來上つたことは兎にも角にも欣快とせねばならぬ。

所得稅輕減の熱望は昨年度に一部分實現されて一磅に付六片減じ四志六片となり俸給生活者は大に助かつ

た。失業難も亦大に緩和された。本年度の豫算はどうなるかまだ知る由もないが希くは國家財政の堅實化に因り更に六片程度を輕減させて大衆の生活を安定させたいものである。

以上は何れも生命保險事業にとつて樂觀材料たるを失はないが吾等は現在及近き將來を通じて悲觀材料たるべき一事の存するを憾みとする。卽ち低金利現象である。金利は低下の一途を辿り漸增する保險基金に對する投資難は深刻を加へつゝある。このまゝで進めばケーンズ氏の政府債二分五厘豫想は十二ケ月を出ですして實現されることになるであらう。斯くの如き金利水準は永久的ではありえまいがさらばとて近き將來に於て金利の騰勢を豫想し得るに足る材料とては一向にない。一昨年度に於て生保會社の利子收入は激減を示したが昨年度に於ては更に一段の減收が見込まれる。

金利の低落は當然に契約者配當率に反映してゐる。尤も一昨年と同率の配當を斷行した會社も少くないが其中若干社では低金利趨勢に伴ひて將來の減配可能性を豫告してゐる。昨年度に於て現實に減配を敢行した會社もある。簡易保險會社の殆ど總ては數年前に比べると減配してゐるが普通保險會社の大多數が之に倣ふのも單に時間の問題と見做される。

新契約高は月により不均等であつた。上半期の成績は大に擧つたが中途にして停止狀態に入り年末に近づくにつれて更に活況を呈したがそれには他面に於て失效率の激增といふ相殺因子を伴隨した。乍併一ケ年を通算すれば決定的擴張があつたものと推察される。かゝる成績は欣ぶべきことであるには相違ないがそれは部分的には（もとより其の程度は知るべくもないが）會社をして一時拂保險料保險の資出に力瘤を入れしめるに至つた所の投資狀況に因るものであることを忘れてはならぬ。一昨年度の新契約總增加は前年度の約三・五%に比し約一〇%を示したが一時拂保險料額は一九三三年に四、五〇〇、〇〇〇磅であつたもので一昨年度は約六、〇〇〇、〇〇〇磅に增加した。昨年度の一時拂保險料額も料率が著しく引上げられたに拘らず一昨年度の額を下ることはあるまいと思はれる。

經濟狀態の改善は解約高の減少となつて現はれた。統計の徵すべきものはないがこれと相並んで失效件數及失效高の減少があつたに相違ない。

兩アクチュアリー協會の蒐集に係る新死亡經驗を基礎として新死亡表の作製せられたことは周知の事實であるが生保會社は之を機として料率の改正に着手し大半は既に改正表を使用してゐる。目下これが準備中の社も若干ある。改正の要點を擧げれば利無保險の場合では終身拂込終身保險の保險料は若齡では引下げられ老齡では多少引上げられた。利力が最も重要視せられる有期拂込終身保險及養老保險の保險料は場合によに大に引上げられたが長期契約に在つては若齡に於ける死亡率の低下が却つて料率引下を結果した。利付保險の場合では養老保險に大した改正がなかつた。といふのは利子收益が減少すれば之に順應して配當率が引下げられるからである。終身保險に付ては利無保險の場合と大同小異である。短期保險及變更權は短期保險の保險料も多くの場合に於て引下げられた。

低金利趨勢につれて年金掛金の改正が引續き行はれつゝある。その引上にも拘らず年金申込が殺到しつゝある一事は國民の投資難を如實に物語るものでなければならぬ。

生活安定法案の概要

去る一月北米合衆國の上下兩院にワグナー及レウキスの兩氏によりて提出せられた國民經濟生活安定法案の內容は概ね左の如きものであると傳へられる。

一　醵出主義施制養老保險の全國的制度

(イ) 基　金　大藏省に「養老基金」を特設しこれが運營及投資には大藏大臣が當る。基金の資源は總ての俸給及勞銀に對する比率的課稅を以て之に充てる。稅率は一九三七年一月一日では一%、一九四二年一月一日では二%、一九四七年一月一日では三%、一九五二年一月一日では四%、一九五七年一月一日以降は年々五%である。納稅者は雇主はその支拂勞銀額から支拂

稅金の半額を控除し得ることになつてゐるから結局稅金は雇主と使用人が折半して負擔することになる勘定である。月額二百五十弗以上を受くる精神的使用人の所得は稅金がかゝらない。徵稅は內地稅務部の發行に係り郵便局を通じて配布されるスタンプ又はクーポンに依る。

(ロ) 年金を受ける資格　左の三條件を具へるに至つた使用人は何人にても年金を受ける資格がある。

(一)　六十五歲以上たること

(二)　六十歲前に開始する五ケ年の期間に於て本人に付少くとも二百週の稅金が拂込濟なること

(三)　報酬を以て他人に使役せらるゝことなきこと

(ハ) 年金額　年金は月拂とす。使用人に付一九四二年一月一日以前に稅金の拂込ありたる場合に於てその拂込週が二百週なるときは年金額は本人の平均勞銀月

額の一五%とす。此の基本額に對して拂込週が二百週を超過するときは其の超過する部分に付ては次の二百週に達するまで四十週に付一%宛、又拂込週が上記の合計四百週を超過するときは其の超過する部分に付ては次の四百週に達するまで四十週に付二%宛を附加する。一九四二年一月一日以後稅金の拂込ありたる使用人の場合に於て拂込週が二百週なるときは年金額は本人の平均勞銀月額の一〇%とす。二百週を超ゆる場合には其の超過する拂込週に付ては四十週に付一%宛を基本額に附加する。

(ニ) 死　亡　年金受領者が其の掛金及利子に相當する年金を受領する以前に死亡した場合には差額を遺族に還付する。

二　州に對する中央政府の養老年金補助金

(イ) 補助額　一般國庫の支出する補助額は初年度五千萬弗、次年度以降年額一億二千五百萬弗とす。

(ロ) 各州割當　聯邦緊急救濟長官はその承認に係る州制度に依り州及其の政治的地方區劃が支出する養老年金に相當する金額を每年各州に交付する。但し各州に對する交付額は之に州自身の醵出額を加へて一人當年金額最高月三十弗の支出を可能ならしむるが如き額を以て限度とする。聯邦補助金が各州の支出總額よりも少きときは各州に對する補助割當額は其の支出額に聯邦補助金と各州支出總額との割合を乘じたるものとす。

(ハ) 補助金交付の要件　補助金を交付するのは州の養老年金制度が左の諸條件を具へてゐる場合に限られる。

(一)　聯邦緊急救濟長官の承認に係る州營のものな

ること

(二) 州の醵出あるものなること

(三) 年金受領者の他の收入と併せて健康及體面と兩立する合理的生活程度を維持するに足る年金を支給するものなること

(四) 六十五歳以上の高齢者にして健康及體面を保つに足る生計を維持する必要なく且年金申請前の十ケ年間中少くとも五ケ年間州内に居住し且社會救濟機關の收容者にあらざる者に對して無差別的に年金を給與するものなること

三　任意養老年金制度

社會保險局は養老基金を潤澤ならしめる目的を以て合衆國民に對し年金證書を賣出すことが出來る。但し一箇人に對して其の六十五歳に達したる場合に於ける年金月額が百弗を超ゆるが如き年金證書を賣却することを得ない。證書の形式、約款、利率等は社會保險局が之を定める。證書販賣額は全部之を養老基金に繰込み大藏大臣が基金の一部として其の保管及運用に當る。

昨年度簡保業界の特異性

昨一九三四年度の簡易保險業界は兩つの重要な異狀を現出して業者の深甚の注意を惹いた。孰れも契約者に對するサービスの改善を念とする現象であつてこれは本年度に於て一層助長せしめなければならぬ所のものである。

第一に獲得契約の質に著しい向上があつた。生命保險高壓販賣の時代は既に一返して當業者は數ケ月を出でずして消滅に歸するが如き不良契約の多數を亂募集することの愚かさを悟るようになつた。箇人の需要と保險種類とをピッタリと合はせることが生保事業の基礎を固くし且大衆の信頼を贏ち得る唯一の論理的方法である。新規契約の質的向上の一證として或る社では昨年の一月から十一月までの十一ケ月間に於て一昨年同期に比し七十五萬件だけ餘分に新契約を獲得したが契約高純增加は一昨年に比し四八三%も餘計であつた。

第二は代理人の選擇及訓練上の一大進歩である。從前は新規代理人に無雜作に申込用紙と料表を手交するだけで第一線に乘出させるのが慣行であつた。これではその働きが極めて制限的なものであることは申すまでもあるまい。動もすれば失策を演じて却つて會社の信用を損ふが如きことが決して少くなかつたのである。

最近の慣行では新規代理人の選擇に至大の注意を拂ふことになつて來た。先づ一定の資格者のみを採用し之に對して更に豫備教育を授けた上初めて前線に送り出すのである。之を例へは或る社では三週間の豫備講習を終へた上で實地勸誘に當らしめ其後も引續き約十八ケ月間「實習心得」を通じて補充教育を授けてゐるのである。

これが一募集員の成績！

年末募集の爲めに必死の努力が費されることは今に始まつたことではなく、會社や代理店や募集員の驚くべき募集成績は、殆んど枚擧に遑なき有樣である。

その中でも左に掲げる、ある一募集員の成績は、將に歴史的なものとして記錄されていゝだらう——

生命保險	年金	合計	集金保險料
三二五、〇〇〇弗	一二五、〇〇〇弗	四五〇、〇〇〇弗	三五七、五〇〇弗
五〇、〇〇〇	—	五〇、〇〇〇	六〇〇
一、〇五五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一、一九五、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
八二五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、二二五、〇〇〇	八九六、五〇〇
七五〇、〇〇〇	—	七五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇
八一五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、二一五、〇〇〇	八九六、五〇〇
四、三二〇、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	五、三八五、〇〇〇	二、五七一、一〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
五、三二〇、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	六、三八五、〇〇〇	二、六三一、一〇〇

これは昨年十二月中の契約であるが、最後の百萬弗の契約は昨年十二月中に募集されたものであるが、本年度一月に這入つて證券が發行されたものである。——その外にも此の募集員は四つの高額契約を募集し、その保險料として一、六五〇、〇〇〇弗を集金してゐるが、その募集は十二月中の募集ではない爲め、玆には之を省略した。が孰れにしても、之が一募集員の業績であることは、慥かに一驚に價するであらう。

流線形生命保險●●●

米國の生命保險界では毎年約七萬五千名に上る代理人の出入がある。之を精確に計算して見ると移動率は約三十五%といふことになる。又代理人全體の八十五%の募集成績は總額の十五%に過ぎないといふことである。即ち代理人として不向な者が甚だ少なからずゐることを知るに足る。

白動車の前進を阻止する强力な原因は車體後方に發生する半眞空狀態、之を除くために流線形自動車が出現した。生命保險前進の一大障碍を除くために代理人の淨化を敢行して流線形生命保險の出現を期すべきであるとの議論が最近頓に唱へられて來た。

生命延長協會起訴さる●●●

紐育州のベネット檢事總長は生命延長協會は官の認許を得ずして醫術を行つたから當然解散せらるべきであるとして起訴の手續をとつた。總長の意見に依れば法人は假令有資格醫師の手を經ても醫業に從事することを得ないといふのである。

協會側は檢事總長の所置に對して兎角の批判を差控へてゐるが最近ステートメントを發表して一切の事情を明らかにするといふことである。

廣告保險●●●

新聞社、雜誌社などにとつて廣告料が這入るか否かは重大な問題である。その經濟的損失を完全に補塡するための保險が、今英國で交渉中であるとのことである。これ迄にも損失の七割五分迄を補塡する所謂廣告保險は無い譯ではなかつたが、損失の全額を補塡する保險も今度の交渉で成立し得る充分の可能性があるとか。

統計

一九三三年度瑞西私營生保事業成績

——一九三五年三月二十九日附聯邦保險監督局年報に據る——

(一) 普通生命保險

新契約——

	死亡保險		生存保險	
	件數	金額	件數	金額
內國會社（十一社）	二八、九一〇	二一七、三七八、九〇六法	五三三	三、三八一、七二七法
外國會社（十一社）	四六一	六、三五三、二六六	七六	四六五、三三一
計	二九、三七一	二二三、七三二、一七二	六〇九	三、八四七、〇五四

「外國會社內譯」

獨一、佛六、英三、米一

消滅契約——

	死亡保險		生存保險	
	件數	金額	件數	金額
內國會社	一八、五九〇	一三四、七四一、六三七法	六〇一	三、七〇四、八五〇法
外國會社	八五一	八、八二六、五五七	六二	二七九、三六八
計	一九、四四一	一四三、五六八、一九四	六六三	三、九八四、二一八

消滅契約內譯——（但し死亡保險に付）

原因	內國會社		外國會社		計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
死亡	二、五六一	一六、九四八、五七七法	一七九	一、五二〇、二八八法	二、七四〇	一八、四六八、八六五法
滿期	五、一八七	二九、八〇七、三五七	三二〇	二、四八二、九〇三	五、五〇七	三二、〇九一、四四〇
約滿	四、八六二	三一、三四〇、八六四	一五七	二、四四三、五二八	五、〇一八	三三、七八三、三九二
解約	四、九一七	三三、六七六、八八〇	一四四	一、四五一、三二九	五、〇六一	三五、一二九、二〇九
失效	一一七	一九、九四七、六五四	五	四三一、三六八	一二二	二〇、三八〇、〇二二
更變	九四七	三、三二〇、一二五	四六	四九五、一四一	九九三	三、七一五、二六六
其他						

	死亡保險		生存保險	
	件數	金額	件數	金額
年末現在契約——				
內國會社	三八二、三六六	二、七七三、九九〇、七一二法	八、四三一	三八、四六〇、七六二法
外國會社	九、〇一二	八五、五〇七、六六三	五五二	三、一九九、九四三
計	三九一、三七八	二、八五九、四九八、三七五	八、九八三	四一、六六〇、七〇五
一件當り平均額——				
	死亡保險		生存保險	
	新契約	年末現在契約	新契約	年末現在契約
內國會社	七、五一九法	七、二五五法	六、三四五法	四、五六二法
內外合計	七、六一七	七、三〇六	六、三一七	四、六三八

收支狀況—(但し小口保險を含む)

	收入保險料	支拂保險金	保險料積立金(年末現在)
內國會社	一七一、七二五、九一五法	六〇、二〇八、四一三法	九七二、五八三、四四九法
外國會社	三、一一〇、七九六	四、三八〇、〇五一	三九、四三九、五二〇
計	一七四、八三六、七二一	六四、五八八、四六四	一、〇一二、〇二二、九六九

(二) 小口生命保險

——有診査及無診査の簡易保險、組合保險、埋葬費保險、小兒保險の總稱——

新契約—

	件數	金額	一件當り平均額
內國會社(九社)	八二、四二九	一三四、三二五、一一四法	一、六三〇法
外國會社(一社・佛國)	—	—	—
計	八二、四二九	一三四、三二五、一一四	一、六三〇

—保險— 消滅契約—（但し内國社會のみ）

原因	件數	金額
死亡	二、五四〇	三、四七二、二二八法
滿期	一四、七九八	一〇、八一九、二三七
解約	一三、二一二	一八、二四二、五〇七
失效	一六、三五七	三〇、六九一、七三一
變更、料濟、其他	五〇五	四、八八一、五九七
計	四七、四一二	六八、一〇七、三〇〇

年末現在契約—

	一九三二年		一九三三年	
	件數	金額	件數	金額
內國會社	五七九、八五二	八一三、三二八、五九八法	六一四、八六九	八七九、五四六、四一二法
外國會社	四	一五、四〇六	四	一五、四〇六
計	五七九、八五六	八一三、三四四、〇〇四	六一四、八七三	八七九、五六一、八一八

一件當り平均額

	一、四〇三
	一、四三〇

(三) 年金保險

契約狀況—

	新契約		消滅契約		年末現在契約	
	件數	年金額	件數	年金額	件數	年金額
內國會社（十一社）	二、三六九	二、八四一、六九九法	七九四	九二一、八九八法	一五、六五五	一八、八一三、九八九法
外國會社（七社）	二九	四一、三三七	八	一三、六五五	一七九	二七、三三六
計	二、三九八	二、八八二、九九六	八〇三	九三五、五五三	一五、八三四	一九、〇二一、二五五

收支狀況—

	收入保險料	支拂年金額	保險料積立金
內國會社	二九、七八五、九六〇法	一五、〇九八、二五五法	一六八、一二四、四三九法
外國會社	四一〇、二七九	二〇七、二三一	二、一四〇、九〇六

統計

計	三〇、一九六、二三九	一五、三〇五、四八六	一七〇、二六五、三四五

(四) 團體保險（內國會社十社）

契約狀況—

		一九三二年末現在契約	新契約	滿滅契約	一九三三年末現在契約
契約件數		八八七	六八	七	九四八
被保險者數		五六、一九九	一一、六一七	六、七二九	六一、〇八七
被保險金額					
(イ)死亡事故		一二五、九六一、四九五法	二一、五三三、九七四法	一〇、九五六、三二六法	一三六、五三九、一四三法
(ロ)生存事故		五、一一五、〇八四	二九五、七〇五	一四四、八六九	五、二六五、九二〇
(ハ)疑疾事故		六、五五八、三八七	一、八九八、一一二	一、八六五、九六二	六、五九〇、五三七
被保險年金額					
(イ)廢疾年金	(期待)	二六、三三〇、一七二法	三、三四八、三七八法	二、一〇二、三二二法	二七、五七六、二二八法
	(繼續)	五三三、四三六	二二一、二八七	七六、五〇〇	六七八、二二三

收支狀況

(ロ)養老年金	(期待)	二三、五八二、三二六	
	(繼續)	一、〇六六、〇四三	
(ハ)寡婦年金	(期待)	五、五二三、三〇四	
	(繼續)	一九七、五一一	
(ニ)孤兒年金	(期待)	一、四六九、六二八	
	(繼續)	三八、五〇八	
收入保險料		一八、六七一、〇三四法	
支拂保險金			
資金	年金	一、九九一、二六四法	
	保險料積立金（年末現在）	二、二八二、四八九法	一二六、六二八、二六二法
		三、五八四、二〇七	二五、三四二、七七九
		四九〇、一八六	一、四八一、六五四
		八八一、一八〇	六、一六一、七四四
		一、八二三、七五四	二七四、二五一
		七四、五七五	一、六四〇、七八〇
		二四二、七四〇	四五、七八七
		三、六九四	
		七九、二四七	
		二五〇、三九九	
		九、九九一	
		二、七一二	

(五) 投資狀況（金額單位百萬法）

統計

	內國會社		外國會社	
	金額	割合%	金額	割合%
抵當	一、〇七〇·三	五九·八	四九七·九	二七·三

有價證券	二四九・四	一三・九	九〇一・五	四九・五
公共團體貸付	二三六・六	一三・二	一八・九	一・〇
證券擔保貸付	一二一・八	六・八	一七四・六	九・六
不動產所有	七五・一	四・二	一八九・一	一〇・四
銀行預金、手形郵便爲替、現金	二二・二	一・三	二八・八	一・六
其の他	一四・三	〇・八	一一・三	〇・六
計	一、七八九・七	一〇〇・〇	一、八二二・一	一〇〇・〇

一九三三年度
英國普通簡易保險事業成績

普通保險（新契約）

會社名	創立年	件數	保險金額 聯合王國內	保險金額 聯合王國外	保險料 一時拂	保險料 年拂
ブルーデンシャル	一八四八	八二、三五〇	一六、九六三、一三一磅	六、五七二、五一七磅	九三四、二六五磅	一、三〇一、五一九磅
パール	一八六四	四四、三六一	八、四五六、九一八	三〇四、八一三	二六四、三一六	四八一、六五一
レフユージ	一八六四	五六、四四四	六、七〇三、六三四	二一九、〇一七	二八六、五〇六	四五四、二九〇
サン・ライフ	一八一〇	二〇、五四五	一五、一三九、四一七	—	二〇〇、八三一	三六三、七三七
リーガル・アンド・ゼネラル	一八三六	一八、七二六	一〇、八九三、七五二	一、三二四、五六五	五八六、四六五	二二〇、七八〇
ノーウイッチ・ユニオン	一八〇八	一四、六四二	五、一三九、四八六	三、七九四、四八〇	二六四、三四六	三三二、九一七
ノース・ブリチッシュ・アンド・マーカンタイル	一八〇九	八、七〇九	四、一六九、五八一	四三三、三三三	一七二、八七五	一五八、七二三
ロンドン・ライフ	一八〇六	一、八四五	二、五一三、七七三	—	六八、四二〇	七七、八七一
スコッチッシュ・ウイドウズ	一八一五	六、一一九	三、九〇〇、四一〇	二三六、四九二	九九、二九五	一二九、四八〇
コンマーシャル・ユニオン	一八六一	六、九九〇	三、七〇六、九六二	二二三、五八三	一六〇、六五五	一三一、二二一

簡易保險（新契約）

會社名	創立年	件數	保險金額
ブルーデンシャル	一八四八	二、四一六、一六五	六一二、二二八、七三九磅

パール	一八六四	一、二八八、三五三	二〇、〇八八、七六三
リヴアプルール・ヴイクトリア	一八四三	一、一五九、九九二	一八、四九三、九七八
レフユーヂ	一八六四	九三一、四六八	一六、七五九、一四八
ロイヤル・ロンドン	一八六一	一、一四二、二九四	一八、二八九、九五九
ロイヤル・リヴアー	一八五〇	八〇二、〇五〇	一三、四七四、七五四
ブリタニツク	一八六六	六六三、九九〇	九、三五一、六五八
コオペラチイツブ	一八六七	七八七、二九一	一四、五四三、五六六
ロンドン・アンド・マンチエスター	一八六九	四〇八、五三一	六、七四三、一六一
スコツチツシユ・リーガル	一八五二	三五三、一七五	五、四二九、八四三

(Best's Ins. News: Jan. 2, 1935)

一九三四年度
英國『プ』社新契約狀況

普通保險新契約

	一九三四	一九三三	一九三二
件數	九三、五七四	八二、三五〇	七一、九五〇
金額	二四、〇二八、七八三磅	二一、五〇七、四八三磅	一七、二七四、二四六磅

簡易保險新契約

	一九三四	一九三三	一九三二
件數	二、三四一、七〇八	二、四一六、一六五	二、四七二、〇七三
金額	六〇、三三五、五八六磅	六二、二二八、七三九磅	六三、六〇八、七九〇磅

一九三四年——
『メ』社事業成績

契約狀況

統計

現在契約

	件數	金額（弗）
普通保險（團體保險）	六、五一一、五五〇（二、八三一）	一〇、二一六、八三九、三七七（二、六五五、四五七、四三三）
簡易保險	三三、九五九、五七〇	六、六一七、五〇八、六六五
合計	四〇、四七六、七八二	一九、四八九、八〇五、四七五

備考　普通保險の數字は團體保險の數字を含まず

新契約

	金額（弗）
普通保險（團體保險）	一、五二四、三四八、四五二（二七五、五二〇、二一九）
簡易保險	一、四八七、二三一、六九九
合計	三、二八七、一〇〇、三七〇

備考　普通保險の數字は團體保險の數字を含まず

本年度「メ社」契約狀況を概觀して、第一に氣が着くことは、他會社に比例してその現在契約高が增加してゐることである。（又同社前年度に比較すると、六八六、八二〇、六五七弗の增加である）。これは「メ」社が同年度內に於て他會社に對しその新契約割合を減じてゐる事實と比較對照すれば、一層その感を深めるのである。社長エッカー氏は此の事實を同社の契約維持策への努力に歸してゐるが、ともあれ之は一九三四年度に於ける「メ」社契約狀況の注目すべき現象である。

證券貸付狀況

本年度に於ける證券貸付は、大體に於て恐慌前の標準に落ちたと言つて宜いであらう。例へば最近に於ける證券貸付の增加狀況を見ると——

一九三二年	七八、三二五、〇〇〇弗
一九三三年	二三、七〇〇、〇〇〇
一九三四年	七、〇〇〇、〇〇〇

と云ふ狀況で、之に應じて、また解約申込も著るしく減少してゐるのを見るのである。

利益配當狀況

一九三四年度に於ては死亡率の狀況は一般に良好で、また事業費も多少減少してゐるが、それに反して資産運用利廻りは可成り減退し、廢疾條項に因る損失も相變らず繼續してゐるのを見るのである。——

一九三五年度に於ても、若し三四年度程度の狀態が繼續するとすれば、その利益配當は總額に於て約六%方減少すべきことを社長エッカー氏は述べてゐるが、「併し同社の原則としては現に保險料を拂込みしつゝある契約に對しては、大體に於て同程度の利益配當を繼續する方針である」と述べてゐる。但し若干の契約及び附帶契約、並に一九三五年度に於て第一回の利益配當を受くべき普通保險契約に於ては、多少の減少を免れないであらう。

資産狀況

本年度末に於ける認可資産總額は四、〇三一、一〇八、一五一弗であるが、此のうち最大の割合を占めるものは何んと云つても公債で、その額は一、六九三、六七七、六三九弗である。そのうち

合衆國政府債は	二〇〇、三一七、六一六弗
加奈陀政府債は	五四、〇二九、八〇五
合衆國國債及市債は	一五〇、六四二、〇六四
加奈陀縣債及市債は	一一三、七五三、八六一

之に次ぐものは不動産抵當貸付で、その額は一、二三七、八〇五、五四九弗である。

福祉施設狀況

本年度に於ける疾病被保險者巡回訪問數は、三、八一六、〇二九回で、これは前年度に比較すると多少の減少である。併し昨年度中に於ける保險印刷物の配布數は未曾有の數字に上り、また宣傳映畫會の參集者は約六百萬人と報告されてゐる。

また「メ」社の有名なマウント・マックグリコール・サナトリアムの入院患者は——

一九三三年	三三七人
一九三四年	三五二人

で、また退院者數は——

一九三三年	三七九人
一九三四年	三四六人

一九三四年十二月三十一日現在受療患者は——

受療患者總數	二二二人
內 結核患者	一三七人
その他患者	八五人

一九三四—三五年に於ける——合衆國簡易保險會社の新契約高、現在契約高、及び純增加の比較——

	一九三五年一月一日簡保現在高	一九三四年度新契約高（復活及增加を含む）
一、	ブルーデンシャル	一、四八七、二三一、六九九弗
二、	メトロポリタン	一、二八二、三七七、三二九
三、	ジョン・ハンコック	三八九、一一二、四一八
四、	ウエスターン・アンド・サウザーン	一九〇、七三七、八八九
五、	アメリカン・ナショナル（テキサス）	一一九、一七六、三三四
六、	ナショナル・ライフ・アンド・アクシデント	一〇二、二一七、九四三
七、	ライフ・インシュランス・カンパニー・オヴ・バアヂニア	九一、二三九、五七七
八、	ロンドン・ライフ（オンタリオ）	八五、一九四、三八八
九、	ミューチュアル・ライフ・オヴ・メリーランド	七六、〇〇〇、〇〇〇（概數）
一〇、	ライフ・アンド・カジュアルティ	六一、八四三、九七三
一一、	コロニアル・ライフ（ニュー・ヂヤーシイ）	五七、二八三、八一〇
一二、	サン・ライフ・オヴ・メリーランド	七五、二五六、五五七
一三、	ベルチモアー・ライフ	七四、九五六、九三三
一四、	コンモンウエルス・ライフ	六六、五九〇、五三三
一五、	ピープルズ・ライフ（コロンビア區）	五八、〇〇四、九一四
		五六、〇〇二、四一一

一二、インターステート・ライフ・アンド・アクシデント　五五、〇〇〇、〇〇〇（概數）
一三、ロンドン・ライフ　五一、六三一、〇二八
一四、ピープルズ・ライフ（コロンビア區）　五一、四九三、八四八
一五、パルチモアー・ライフ　三八、八三七、六三九

一九三四年度純增加高

一、メトロポリタン　一九三、〇三九、六〇九弗
二、ジョン・ハンコック　五三、七五六、六五三
三、ナショナル・ライフ・アンド・アクシデント　三五、二七二、〇三三
四、アメリカン・ナショナル（テキサス）　三一、三〇二、三七七
五、ウエスターン・アンド・サウザーン　二六、七二八、二一二
六、ミューチュアル・ライフ・オヴ・メリーランド　一六、一二二、四三九
七、ロンドン・ライフ（オンタリオ）　一二、七一五、四四〇
八、ライフ・アンド・カジュアルチイ　一二、七一〇、六三二
九、ライフ・インシュランス・カンパニー・オヴ・バアーヂニア　八、七八三、一九九
一〇、ガルフ・ライフ（フラミンガム）　七、八四四、五八四
一一、サウザーン・ライフ・アンド・ヘルス　六、五三二、九〇三
一二、コンチネンタル（コロンビア區）　五、九八九、〇一四
一三、ピープルズ・ライフ（コロンビア區）　五、三九一、四三九
一四、エンパイヤー・ライフ・アンド・アクシデント　五、一六八、六五三
一五、コンモンウエルス・ライフ　四、八〇三、三七一

一九一〇年以降—

西班牙私營保險收入保險料統計

年次	生命	トンチン	火災	運送	勞働傷害	民事責任	家畜
一九一〇	二三、四七二、四三三	四、二一八、四七二	一七、三四八、三五三	—	四、一五六、四五三	一、四五八、二三一	一、二四五、二一二
一九一一	二三、六五九、二〇七	四、九六〇、九五八	一八、〇〇〇、四〇九	—	四、四八九、一九六	一、五七〇、八五四	一、五四二、三八八
一九一二	二四、二五四、五二四	六、三七二、九六三	一八、四四三、三六七	—	五、二三四、七八八	一、八一二、三四九	一、七六九、九四九
一九一三	二五、〇六二、六一二	七、九四四、七二三	一九、六二三、九〇	—	五、九九九、三六六	二、〇八八、六一六	二、五三三、九三一
一九一四	二四、九八八、五三〇	九、四五六、三八七	一九、九三五、五五五	—	五、四四七八、七二五	二、八五五、八一四	二、五一五、二七四
一九一五	二五、二七八、九五〇	一〇、一六八、七三八	二〇、九八七、七〇〇	—	五、九〇三、三二三	二、四一五、九四六	二、七六二、九九三

年次							
一九一六	二六、一三五、六一九	一一、五七五、三六七	二二、七六〇、〇〇三	—	六、八三三、〇一五	二、五五六、八四〇	三、二三三、一三〇
一九一七	二七、九六二、五五四	一三、二四四、五三九	二五、〇二七、七六三	—	八、〇二三、〇四一	二、八一二、二五六	三、五八六、八二五
一九一八	三〇、五九〇、四六七	一四、六七〇、六二七	二九、一九八、三八五	—	九、四六五、二〇一	二、九九五、三三六	四、二二五、一五一
一九一九	三四、〇七九、九六七	一五、六六八、四四三	三四、四五二、〇四〇	—	一〇、八九九、一八三	三、五六五、五五九	四、九九二、七八〇
一九二〇	三七、七七五、五二四	一六、三八一、五五一	四一、三四五、七四〇	—	一五、〇九八、三二九	四、九八四、〇二八	五、七八七、三六三
一九二一	三九、七七四、八二八	一七、〇三七、三七八	四二、八〇五、三三三	一六、〇八六、六一二	一七、一二七、七〇三	六、四八一、八六九	五、七二六、一三八
一九二二	四二、二八九、一八三	一六、三五一、八九八	四四、一一五、四六一	一四、八五二、三二八	二〇、六三七、八七六	七、七二七、五一八	五、一四九、六二六
一九二三	四四、〇三九、六五三	一七、二八八、〇九〇	四六、七〇六、二九八	一六、一八二、一四五	二三、五三〇、七六三	九、四八三、六九六	四、二六一、七三三
一九二四	四六、五三〇、六一一	一六、八六四、〇九二	五〇、三八二、五六七	一九、〇二七、〇六三	二六、〇七一、九一〇	一三、〇二三、二一五	四、〇六四、一八五
一九二五	四八、七四七、九六四	一七、七三七、二七九	五五、八四三、九〇六	一九、四四八、一五六	二八、三六八、八五六	一六、八一一、二三三	四、二八〇、八九〇
一九二六	五三、二一〇、五九一	一七、五七八、七六六	五九、一三六、一五七	二〇、六七四、一五七	二九、四二八、一三七	一七、九八六、八五六	四、二七六、四九三
一九二七	五七、八四三、五六七	一六、九三五、二五五	六一、三三八、九四五	一九、九五四、一五六	三一、一六六、一九三	二一、五七九、二二八	四、一九一、〇八四
一九二八	六六、三八五、六五八	一八、〇一八、五六七	六五、二三九、〇三六	二一、三四八、五一二	三三、五三六、八一四	二八、四二四、四四四	四、〇九六、二一〇
一九二九	七四、〇九三、三〇四	一六、五六八、一五八	六九、三五九、三八六	二四、二七八、八六三	三九、四三二、六八九	三三、五〇五、八九四	四、〇一〇、四三四
一九三〇	八〇、六五一、〇九七	一八、八一七、三四六	七二、八五九、六〇七	二六、六〇九、二七三	四〇、一七三、二三四	三七、八七七、五六〇	三、七七〇、七五六
一九三一	八五、三四〇、〇八三	一六、七四四、九五六	七九、〇四五、二二一	二四、一七二、二一六	四一、〇九七、二一〇	三八、一四八、四〇四	三、二九三、一一四
一九三二	八七、八八一、一六三	一五、九四七、二八一	八五、九一九、六五三	二三、一八三、四二八	四三、二二七、六一八	三七、四二九、八三三	三、〇〇三、八八三

年次	ガラス	疾病	盗難	雹害	その他の部門	合計
一九一〇	一五三、〇二〇	二、三四四、七二八	—	—	二、〇九一、九九八	五九、一九九、二四〇
一九一一	一五七、八〇〇	二、七七一、八二四	—	—	二、〇〇九、二九三	六三、一〇七、一〇六
一九一二	一九四、四一九	三、三八〇、六〇六	—	—	四三九、六一九	六五、三二一、七五一
一九一三	二二五、〇九九	三、八七二、一四六	—	—	二五六、六二九	七〇、九六八、八六一
一九一四	二三九、八五七	四、三九八、三五七	—	—	一九四、三五九	七三、五六七、五五六
一九一五	二六四、七八四	四、六三四、一六五	—	—	五六六、五五六	七六、六七一、五八七
一九一六	二九六、三六二	四、九九一、二四三	—	—	七三三、〇七〇	八二、九八七、九五三
一九一七	三三〇、六九二	五、四九九、九八七	—	—	一、〇〇九、七八六	九一、六一一、〇四七
一九一八	三六九、五〇六	五、八四七、一二〇	—	—	七三三、五九八	一〇一、九七四、一八三
一九一九	四一二、七九四	五、九五八、〇一〇	—	—	六五一、三六五	一一四、五九三、二〇〇
一九二〇	四四四、七一二	六、九八五、六七五	—	—	八九七、四一五	一三三、五八六、六八二
一九二一	五三七、六〇四	七、二二四、九〇二	—	—	一、〇〇八、〇七九	一五七、五〇九、六三一
一九二二	六三一、〇一三	八、二七五、一〇四	—	—	一、四〇五、七三〇	一六四、五〇四、四五四
一九二三	六六四、〇二九	八、八六五、七〇四	—	—	一、五八四、四七六	一七五、五五三、五三七
一九二四	八四七、二〇六	九、六四八、〇三八	—	—	二、二〇三、二六三	一九三、二六六、四六七
一九二五	八六一、二四六	一〇、四五五、六〇五	—	—	一、二九三、二三三	二〇九、九六三、一一四

—保険—

年次										
一九二六	九〇九、七二一	一〇、〇九四、四七九	一、七二六、七四三	三、八八〇、〇八五	三三五、四三一、五四六	四、五八四、八二五	三、四三五、〇八八	三三五、四三一、五四六	四、五八四、八二五	三、四三五、〇八八
一九二七	九四〇、六一三	九、四四三、九六六	—	—	二六〇、六四六、三二〇	二、四三五、三三八	—	二六〇、六四六、三二〇	二、四三五、三三八	—
一九二八	一、〇三二、〇七八	一一、一八一、八〇八	—	—	二八五、〇三五、〇三四	二、六〇六、二九七	—	二八五、〇三五、〇三四	二、六〇六、二九七	—
一九二九	一、〇〇四、七〇五	一二、一八一、二七九	—	—	三〇八、六四三、五六九	三、七一八、〇三九	—	三〇八、六四三、五六九	三、七一八、〇三九	—
一九三〇	一、〇三四、四七九	一三、一八一、二七九	—	—	三一六、七七四、五四六	七七七、三一四	—	三一六、七七四、五四六	七七七、三一四	—
一九三一	一、一三七、七九六	一三、四三二、九六三	一、三七四、五七一	一、八六七、七一七	三二四、九五五、七〇〇	一、三五〇、六九二	一、三七四、五七一	三二四、九五五、七〇〇	一、三五〇、六九二	一、八六七、七一七
一九三二	一、三六八、三三三	一〇、四四八、四七三	一、七二六、七四三	三、二五〇、〇六八	三三五、四三一、五四六	四、五八四、八二五	三、四三五、〇八八	三三五、四三一、五四六	四、五八四、八二五	三、四三五、〇八八

土耳古私營保險業績

年次	收入保險料				支拂保險金			
	損害生命			計	損害生命			計
一九三三	三・一九八	〇・三一二		三・五一〇	二・一一八	〇・〇六八		二・一八六
一九三二	三・三四八	〇・三〇四		三・六五二	三・一二二	〇・〇六五		三・一八七

—保険—

年次	火災運輸傷害その他									
	收入保険料	支拂保険金	收入保険料	支拂保険金	收入保険料	支拂保険金	收入保険料	支拂保険金	收入保険料	支拂保険金
一九三三	五三四	三七八	九四	一二四	二、五七〇	一、六一六				

一九三一　三・八四〇　四・一二五　二・一一〇　〇・〇三九　二・一四九
一九三〇　四・四七〇　四・七一五　一・六九八　〇・〇二二　一・七一九

右表は最近四年間の土耳古における私營保險の業績の一斑を示すもであるが、(單位百萬トルコ・ポンド)、これによると、土耳古においては生命保險が全く不振であることが明かである。今、それの新契約高を見るに、一九三三年—一・九四、一九三二年—一・四八、一九三一年—一・二八五、一九三〇年—三・四一(何れも單位百萬トルコ・ポンド)といふ極めて微々たる數字を示してゐるが、かくの如く生命保險に一向躍進が窺はれない所以はマホメット教の爲めに生命保險の宣傳が妨げられてゐる爲めであると見られてゐる。この傾向は土耳古國民の最大割合を占める農民階級において特に最も顯著であると云はれてゐるのである。一九三三年の新契約において使用人三五・九二%、商人一九・六〇%、工業家二・一〇%、自由職業九・七四%の割合になつてゐるが、農民が僅に一・八%しか示してゐないことは全く驚くの外はないのである。

土耳古における私營保險は、前表によつて既に明かなる如く、全く物保險を以て代表されてゐるが、併しこの部門においても、一九三〇年以來、その收入保險料は著しく減退してゐるのである。

統計

—保険—					
一九三二	二、七三四	二、六〇八	五二八	四二四	八六	九〇
一九三一	三、一四〇	一、六一五	六二二	四三六	七八	五九
一九三〇	三、四八一	一、一七八	八九二	四七六	九七	四四

右表（單位千トルコ・ポンド）によれば、火災保險が土耳古保險界において最も重要なる地位を占めてゐることが知られるのである。

一九三五年度年始現在高に於ける
合衆國生保會社の比較

一九三五年一月一日現在の合衆國生保會社（二七六法準會社）の生命保險契約高は一〇四、二七六、四一〇、一七三弗に上つてゐる。これは前年度即ち一九三四年一月一日の一〇三、二一九、一一九、八七八弗に對して一、〇五七、二九〇、二九五弗即ち一%の增加である。

これを契約種類別に見ると、一九三四年一月一日より一九三五年一月一日に至る迄に於て十一會社が增加してゐるにも拘らず、普通保險契約高は一九三四年度の七六、八三五、〇七一、三三六弗から一九三五年度の七六、六二、六五六、〇九四弗へと多少の減少を示してゐる。——これに反し團體保險と簡易保險とは孰れも少許の增加を示してゐる、例へば團體保險は

團體保險 一九三四年一月一日 九、三七二、五二五、八九三弗
〃 一九三五年 〃 一〇、一三五、七二九、八三六 〃

で、また簡易保險は

簡易保險 一九三四年一月一日 一七、〇一一、五二二、六四九弗
〃 一九三五年 〃 一七、四六八、〇二四、二四三 〃

である。いま一九三五年一月一日の現在契約高に依り、一流會社十五社の契約高順位を示せば次の通りである。

備考 會社名の下に記入せる數字は團體保險及簡易時險の數字をも含む。

順位	會社名	現在契約高
一九三五年 一九三四年		
一 一	メトロポリタン —保險—	一九、四八九、八〇五、四七五弗
	團體保險	二、六五五、四五七、四三三
	簡易保險	六、六一七、五〇八、六六五
二 二	プルーデンシャル —保險—	一五、三五二、四五五、六五〇

三	三	團體	保險	一、〇八二、一三五、八三七
四	四	簡易	保險	六、七六四、二八一、四五七
五	五	ニユー・ヨーク	保險	六、六六一、五一四、〇七二
六	六	イクイタブル（紐育）	保險	六、一四三、一五八、一一三
七	七	團體	保險	一、四〇二、〇七七、五〇二
八	八	トラヴエラーズ	保險	四、一九五、五八二、三六八
九	九	團體	保險	一、四六六、〇八四、〇六三
一〇	一〇	ミユーチユアル（紐育）	保險	三、七四四、一八六、一七〇
一一	一一	ノースウエスターン・ミユチユアル	保險	三、七〇四、五二七、六四八
一二	一二	ジヨン・ハンコック	保險	三、四七三、九六七、一八九
一三	一三	團體	保險	二六四、七四九、〇二一
一四	一四	イートナ	保險	一、三八四、八九四、三一四
一五	一五	團體	保險	三、四〇〇、五〇四、九六七
一六	一六	ミユーチユアル（紐育）	保險	一、五一七、二八四、四三六
一七	一七	サン（加奈陀）	保險	二、七三二、八九九、八七九
一八	一八	團體	保險	三五一、七三二、五九五
一九	一九	ミユーチユアル・ベネフイット	保險	二、〇五六、九四一、八五九

二	二	マサチユセツツ・ミユーチユアル	保險	一、八八八、六二六、八四六
一三	一三	ペン・ミユーチユアル	保險	一、八四七、一一二、五〇三
一四	一五	ニユー・イングランド・ミユーチユアル	保險	一、二八一、七六四、一六四
一五	一四	ユニオン・セントラル	保險	一、一七八、九一九、九二三

一九三四年度——紐育生保會社の癈疾經驗

——最初の減少傾向現はる——

紐育生保會社の經驗に依ると、その癈疾損失額は一九三四年度に於て漸くハッキリとした減少傾向を見せ始めた。一九二七年以來明瞭な段階を描いて增加して來た癈疾損失額は、一九三四年度末に於て合計 三三一、一〇一、〇〇〇弗に達してゐるが、その間一九二八年度を除くの外遂年累加的增加を示してゐるのである。一九三三年度は前年度に比較して微少の減少を見せてゐるが、しかし癈疾損失額が明瞭な減少傾向を示し始めたと云ひ得るのは何んと云つても一九三四年度以後のことであらう。——

統計	一九二七年	二〇、五〇〇、〇〇〇弗
	一九二八年	一八、〇〇〇、〇〇〇〃
	一九二九年	二一、八〇〇、〇〇〇〃
	一九三〇年	四七、七〇〇、〇〇〇〃
	一九三一年	五五、八八二、〇〇〇〃
	一九三二年	六三、一三六、〇〇〇〃
	一九三三年	六二、八三六、〇〇〇〃
	一九三四年	四一、二四七、〇〇〇〃
合計		三三一、一〇一、〇〇〇〃

年金篇

年金時局論（一）

米國　ランデン・ムーア述

（註）ランデン・ムーア氏はリーヂ大學と倫敦大學の出身者で、數學者であり天文學者である。大戰中、躍心おく能はずして、レニングラードに行きツアーの沒落とソヴィエット共和國の建設に携はつたことがある。その後、倫敦タイムス社に招聘されて、極東特派員として派遣された。今また、同社を去つて、米國に移住して生命保險代理人として大成功をしてゐる人である。

單にアメリカと稱せられた文化未開の時代から、今日世界の中で最も强力な最も富裕な國となるまでには、大凡そ四百年の日月を要した。四百年の建設時代を經て、米國民は世界のどの國民よりも樂天家となり、金持ちとなつたのである。

だが、四百年の日月を費して世界の樂天家と金持ちとなつた國民が僅か四日間で、樂天家から悲觀家になり、金持ちから無一物になつた。それは一九二九年十月中の四日間のことである。ウォール街の爆發に續いて、數千の

銀行が破産し、數十萬の破産者が生じ、數百萬の失業者が現はれた。これは確かに米國民にとつて、貧困であり、屈辱であり、絶望であつたにちがひない。

それからの五ケ年、米國民は經濟復興に苦闘して來た。この復興戰は今日尙續けられてゐる。

一九二九年に勃發した崩潰によつて、たちまちデフレーションの泥池に投げ込まれ、困窮に迫られた米國民は餘りの疾風的變異に只唖然としてゐた。數世紀に亘る建設と勤勞と蓄財の結晶が斯くも辛然と潰滅し得るものか、それは米國民にも納得出來なかつた。數代に亘つてかち得た富の蓄積が、どうして斯くも雲霞と消失し得たか？世界の最富國で、文明史上自然の富源に最も富んでゐる國が、斯くも破産し得るか？　勤勉で進取的な米國民衆がどうして斯くも無爲と弱氣に變はり、困惑と恐怖を感する樣になつたか？

勿論、不景氣は複雜な現象であるから、これ等の問題に對しても多くの答へがあらう。しかし、主たる理由は簡單である。世の經濟學者が云ふ程、複雜なものではない。

根本的に云ふと、不景氣は米國民が投機乃至不堅實な投資物に放資した刑罰であつたのだ。濡手で粟を摑まふとする此の不條理な信條が數年間はびこつてゐた。しかし、その決算期がたちまちやつて來た迄である。

投機が無責任な奬勵者から誘導され、不堅實な投資が所謂財界の名士から奬勵されたことは確かだ。しかし、俄景氣中も眞に堅實な投資方針を固守してゐた人達は金融界の擾亂に對して全く泰然としてゐることが出來た。

そこで、生命年金の受取人は、この不景氣によつて、破産したらうか、財政困難を來たしたらうか或は全く失望したであらうか？

×　×

生命保險會社は「通常株」に投資することを業法によつて禁ぜられてゐる（勿論例外の場合も稀れにはある）。生命保險會社のポートフォリオは金融の危險分散と選擇のモデルと見做されてゐる。ところが「優良」な通常株は市場利潤の點からも、値上り、廻收の點からも、勝れた投資であると云ふ理論が一世を風靡してゐたのである。そこで米國民衆は「通常株こそが危險のない「投資物」だ」と云ふ幻想のもとに、彼等の蓄財を通常株に注ぎ込んでしまつたのである。

×

我々は今でこそ知つてゐるが、一流の通常株は米國投資階級の巨大な貯蓄を吸收してしまふことは出來ない。又、「ウォール街」の孵卵器に餘りに多量につめ込まふとすることは、やがて、混亂と失望となることも今こそ知つてゐる筈だ。優良な有價證券が取引されてゐなくても、新しい無益な株券が市場に氾濫してゐるものだ。紐育株式取引所だけでも、その上場さるゝ株は四百億弗を超えてゐる。

投資の審査の第一は確實性である。一九二九年の恐慌以來、通常株はこの確實性をもつて來たゞらうか？　この痛ましい過去を次に回顧してみやう。

一九二九年九月、紐育株式取引所で上場された有價證券の總計額は約九百億弗であつた。

その後三年も立たない一九三二年の六月一日の上場證券の金額は約百六十一億四千萬弗であつて、これは前に比べて七百三十億弗以上の低下である。

代表的な値嵩株の價格を右二つの時期について比較してみると次表の様である。

	一九二九年	一九三二年
アメリカ度量衡	一八四	三〇
アメリカ電信電話	三一〇	七〇
アナコンダ製銅	一七四	三
ゼネラル電氣	六三	八
ゼネラル・モーター	九一	八
モントゴメリー・ワード	一五六	四
無線會社	一一四	三
合衆國製鋼	二六一	二一
ウェスティングハウス電機製作	二九一	二二

回收、利廻りの點で、どの通常株が最良か？　一九二九——一九三二年間米國に於ける利益配當を各年について表に作つてみると次の様である。

一九二九年	五、九六四、〇〇〇、〇〇〇弗
一九三〇年	五、七九五、〇〇〇、〇〇〇
一九三一年	四、三一三、〇〇〇、〇〇〇
一九三二年	二、五八八、〇〇〇、〇〇〇

一九二九年から一九三二年に至ると、利益配當額は六〇%低下してゐる。

證券の缺乏

米國民はあり丈けの金をウォール街の孵卵器につぎ込むことに汲々としてゐた。そのため、內國の證券の數だけでは到底其の需要に應することが出來なかつた。勿論、毎日〳〵雨後の筍式に速製さるゝ新株でも間に合はぬ程だつた。そこで、新らしい資物を探してゐた多くの投資業團はあらゆる外國證券を資出し始めたのである。

このいかゞはしい外國證券の氾濫こそは不景氣の悲劇の最も愁歎の一場面である。そこで、投資市場のこの事相はついに上院の調査するところとなつた。上院議員ヒラム・デョンソン氏は一九三二年三月の合衆國上院で『一九一四年から一九三〇年までに合衆國に流れ込んだ外國の公債社債券は約七千億弗である』と報告してゐる。これ等の中、約二十億五千萬弗は今なほ未濟のもので、その米國民衆に與ふる損害は實に甚大である。

合衆國にあるラテン・アメリカの未濟證券は十六億弗であつた。その一九三二年一月一日に於ける市場價格は四億二千二百萬弗であつた。十一億七千八十萬弗の下落である。公債の大部分も不履行のまゝである。

紐育株式取引所に上場された外國公債二〇三銘柄の中一九〇程が一九三三年にパー以下で賣られた。

パー	一九三三年の安値	一證券の損失	銘柄數
一〇〇弗	三弗乃至一〇弗	九〇弗	二一
一〇〇	一〇——二〇	八〇	二七
一〇〇	二〇——三〇	七〇	三一
一〇〇	三〇——四〇	六〇	二八
一〇〇	四〇——五〇	五〇	一九
一〇〇	五〇——六〇	四〇	一三
一〇〇	六〇——七〇	三〇	一二
一〇〇	七〇——八〇	二〇	一二
一〇〇	八〇——九〇	一〇	一三
一〇〇	九〇—一〇〇	〇	一四

この米國の所謂『金融廢址』の一つとして保證抵當證券はどうだつたか。紐育州では、この種の投資は最も普及してゐた。寡婦や老女等はこれを眞に確實なものと信じて、その零細な貯蓄を保證抵當證券につぎ込んだのである。

總計九億七千二百三十一萬一千七百六弗の保證抵當券十二萬一千六十三券が紐育州で賣出されたのである。今日では、主な抵當保證會社は皆、「復權」してゐる。しかし、その中、大部分の會社は清算しなければならぬ悲運にある。これ等の會社では清算になつても、證券所有者に殘るものは何もないのである。紐育州ヴァン・シェークの「復權」監督當局はこれ等證券所有者への貸付問題について『事態はも早や救濟の途もない程だ。紐育市の二銀行が證券所有者への貸付としてはたいして役立たない程の小額の用立に應じてゐる位の情態である』と云つてゐる。

一九三二年に紐育州内で營業してゐた抵當會社は四十七社であつたが、その何れも、資本金と剩餘金とが一億八千四百萬弗であつたのに、保證未濟總額は實に二十八億二千三百萬弗の巨額であつた。つまり、一弗につき七仙の割合で私設會社が公々然と營業してゐたわけである。聯邦政府の債券だつて、一弗對六〇仙以下になつたことはめつたに無かつた筈だ。』

終りに、銀行はどうだらうか?

スペキュレーションの惡德に直接關與しない銀行ですら不幸破綻したのである。數千の銀行が失墜した。聯邦準備銀行の發表した災害者は次の表の様である。一九二九年の株式市場や事業界の崩潰よりずつと以前から多數の銀行破綻があつたことは注目すべきことである。

銀行の支拂停止

一年金一	行數	預金高
一九二〇年	四七	二〇、七二五、〇〇〇弗
一九二一年	三五六	一六二、二八三、〇〇〇
一九二二年	四六五	一六二、一四七、〇〇〇
一九二三年	三七四	一〇二、二三三、〇〇〇
一九二四年	九四二	二七〇、〇七五、〇〇〇
一九二五年	六〇八	一五二、七〇一、〇〇〇
一九二六年	六三八	一七七、七九六、〇〇〇
一九二七年	一、〇一三	二九八、一七六、〇〇〇
一九二八年	五〇五	一四四、一一〇、〇〇〇
一九二九年	五七六	一六二、五三四、〇〇〇
一九三〇年	七六五	三四五、〇一三、〇〇〇
一九三一年	一、五五五	一、〇八七、三一四、〇〇〇
一九三二年	二、四三〇	一、七六一、〇〇二、〇〇〇

モラトリアムのあつた一九三三年には三、五〇〇の銀行が破綻してゐる。一九二〇年に於ける銀行の數は三一、〇〇〇に減つた。一九三五年の今日合衆國にある銀行數は約一六、〇〇〇である。この行數でも未だ多過ぎる。國民の業務取引には一六、〇〇〇の如き多數の銀行は要らない。「アメリカン・バンカー」誌は「一九二六年に於いて、百大銀行の預金高は商業預金の四二%で、一九三〇年には四二%、一九三四年は五五%であつた。一九三四年には、百大銀行の預金高は商業銀行預金四百億弗の中の二百二十億弗であつた」と報じてゐる。猫も杓子も銀行に行きたがるのはどうしたわけか？　これは全く國民經濟上大損失である。

×　×　×

この記錄に照してみて、一般投資家は何を爲すべきであつたか？　彼等は何處に向つて行くべきであつたか？　通常株の投資は博奕に等しかつた。外國債券買ひは財政的自殺であつたのだ。保證抵當證券や投資信託等の如き中間的債券は何れも不良であつた。證券を買ふには非常に、專門的智識と卓越せる金融判斷力と不斷の注意と警戒とがなくてはならない。

舊式な投資家も最早や舊式の金融智識を信賴しなくなつた。銀行家も仲介者も壞れてしまつた機械をいぢくつてゐた。その間、わが金融魔術師等は舊經濟の再來をひたすら望んでゐた。この大破壞から數ケ月後、彼等はウォール街の孵卵器を蘇生させることに成功した。一寸した强氣市場が直ぐによみがへつて來た。しかし、それは線香花火の樣にすぐ又消えた。

「一般投資家といふものは一旦投機熱に罹かつたら最後永久にさめるものでない」とか又、「一般投資家は俄景氣

一年一金

の初つ鼻でも又市場に歸つて來るものだ」といふ理論を誰でも持つてゐたにも拘らず、案外彼等が「もうこりてゐる」ことが漸次わかつて來た。何んと不思議なことに、投機的利益、濡れ手の粟式の金儲けの誘惑に對して脊中を向けたのである。

彼等はその救濟金と新しい貯蓄をもつて何處に行つたか？

彼等が足を向けたもの〻一つは生命保險であつた。保護手段として、節約助成策として、生命保險契約は米國市民の富者、貧者からも認知された。しかし、その後漸次生命保險契約を最善の投資として稱揚する樣になつた。

五十年前の米國に於ける生命保險は實際のところ『死亡保險』であつた。生命保險契約は殆んど例外なく、遺族のためのものであつて、その遺族に支拂つた金額は全支拂總額の九〇%であつた。しかしながら、保險が發達するに連れて、保險契約は生存契約者の貯蓄と投資の要望に適應する樣に改善された。返還金は增額されるし、貸付特典が認められるし、各種の清算選擇が設けらるゝ樣になつた。

生命保險は堅實な金融工作の緊要々素となつた。生命保險證券のエキテイー（拂込金額を超過する保險金額）は强固な資産として實際に認められた。生命保險投資金の回收が確定的に算定されてゐることは、あらゆる蓄積計畫中最も重要な要素となつた。

『生存者の爲めの生命保險』は漸次發展して來て、一九三二年に於ける死亡支拂額は全支拂總額の僅か二九%に過ぎなかつたが、生存契約者及び年金受取人への支拂額は七一%といふ處まで發達して來た。一九三二年と一九三三年に於ける各社の支拂額を內譯にすると次表の通りである。

	一九三二年	一九三三年
死亡請求に對する支拂額	九〇五、二六七、二八三弗	八七七、〇六四、九二六弗
滿期養老金支拂額	一二二、六〇一、三九三	一二一、〇六四、三二八
年金と癈疾給付支拂額	一五〇、三三八、二五一	一六二、二五八、九三三
解約、失效、貸付の支拂額	一、三四六、一一三、二四二	一、三五六、六一二、八〇〇
配當支拂額	五六二、六九三、五一八	四九九、四四三、二三三

投資階級は生命保險會社に全く信賴するに至り、如何なる難局に面しても金城鐵壁の安心を感じ、「生命保險契約は危險を保證することは勿論のことその利廻りが最も確實有利である」と確信するに至つた。そこで、彼等はあやふやで危險な金融機關に訣別して、安全堅固な生命保險會社にその資金を投資する樣になつた。

彼等はおそらく、單なる金融混亂抵抗策以外の意義をそこに見出したのであらう、又彼等の未熟な投資野心では思ひ設けなかつた長所をそこに見出したのであらう。彼等は自分の要求に完全に適合した投資契約を結ぶ樣になつて來た。彼等の金融的デレンマに對する完全な解決方法を認識することが出來た。それは卽ち、彼等が年金を發見したことである。

年金掛金收入額は一九二三年に一八、〇〇〇、〇〇〇弗であつたのが、一九三三年には二六五、〇〇〇、〇〇〇弗

—年　金—

となつてゐる。斯くの如く十年間に年金は驚くべき發展をしてゐる。

次表は米國各生保社が受入れた年金掛金收入額を保險年鑑について檢べたものである。

一九二三年	一八、二六五、一二八兆
一九二四年	二五、八一一、二一二
一九二五年	四三、八六七、二七六
一九二六年	四七、一一五、〇九八
一九二七年	六〇、六三二、一二四
一九二八年	一〇八、二二九、六九二
一九二九年	九九、一七〇、〇九〇
一九三〇年	一〇七、七七二、九七二
一九三一年	一八三、六九八、四七七
一九三二年	一九〇、〇五六、九八三
一九三三年	二六五、三三七、二四六

增加率は一三七〇%以上である。生命保險の經過——一九二〇年から一九三〇年迄——をみると、生命保險の保險料（新契約と復活契約の分を含む）も現在契約も一五〇%以上は增加してゐない。同一期間について、年金の收入掛金の增加を生命保險の新契約の收入保險料に比較して見ると、その增加は驚くべきものである。上圖の表によつてわかる如く、年金掛金は生命保險新契約の保險料に着々と接近して來て、ついに一九三三年には二百五十萬弗程後者を凌駕したのである。

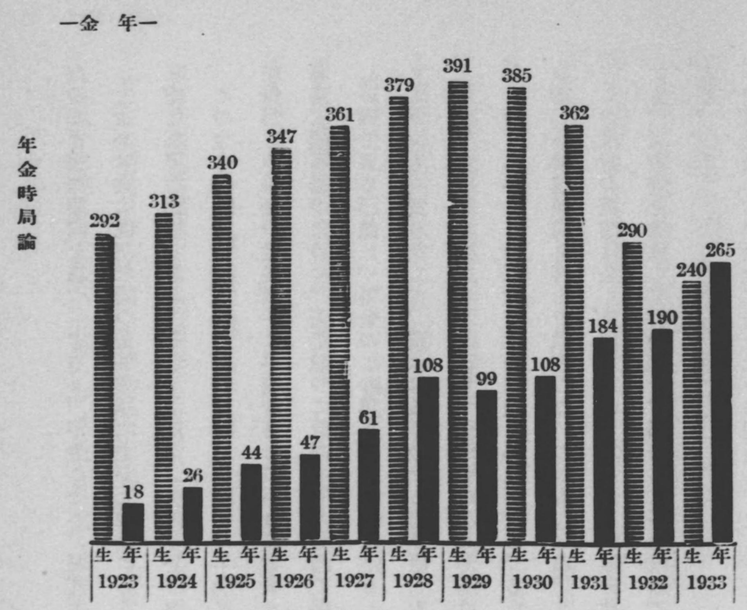

× × ×

數字が證據

以上の數字を見て、我々は「年金は最早や生命保險の幼稚なる部門ではない、年金は『海のものやら山のものやらわからない』とは最早や斷然云はれない」と云ふ明確なる結論に達した。年金は立派に成長してゐる。年金以外に、如何なる投資物が過去十年間に斯くの如き發展をなしたであらうか？　政府公債はこの場合別としておかう。現

在の如き増加傾向を以つてすると、年金こそが、堅實なる投資分野の王座を占むる様になるだらう。

生命保險業は現在米國の全事業界に主要な地位にある。それは半世紀間に亙つたキリスト教の傳道にも等しい旺盛な募集の賜物である。そして今日尚、永久安全の輝かしい業績をあげてゐる。

この生命保險業の獨立と力との反映をうけて、年金はそれに劣らぬ發展をしたのである。多くの敏感な保險募集員がこの年金の發展振りに早速着目して年金專業家となつて來た。保險會社は年金宣傳の競爭に忙がしく、又募集成績高揚のために、先を競つて社内に年金專門の部課を設けたのである。(團體年金部の設置などその最も著しい例である。)然し、年金のこの勇ましい前進は主として加入者側の動向に因ると云へる。さればこそ、そのスローガンも『賣らなくて、買はれる年金』と書き直した位ひである。

この年金成績の躍進も不幸にして保險會社自身からは一般に喜ばれない。これは惟ふに、保險會社が思ひがけなく餘りに早くこの巨大の年金成績を得たがためであらう。又以前各社が年金を冷遇してゐたことから見て、この新しい增進傾向を喜んで歡迎しないのかもしれぬ。

この反對の證據は全く見當らない。たとへ、保險會社が文書により代理店經營により年金販賣を激成して行つても、又遊資を吸收して行つても、部外には年金成績に對する積極的態度について猜疑論が漸次唱へられて來てゐる。

簡單に云ふと、生命年金の此の無制限な普及について保險會社幹部連が却つて悲觀してゐるといふ噂や即時年金の一時拂掛金の收入は一層困難な投資問題を齎らすものであるとして、保險會社は幾分この一時拂掛金の流入を緩つてゐると云ふ噂が世間に擴がつてゐる。

また、多くの保險會社幹部等の意見は次の如き趣旨によつてゐるともいひ得る。卽ち、一般の低金利と年金受取人の死亡率低下傾向とによつて、年金契約は會社にとつて不可解な財政的冒險であるといふ趣旨及び、この難局は年金募集成績を低下させることによつて救濟し得るものだとする趣旨である。

これ等の技術的要素の考察は暫らく措いて、こゝではこの問題の概貌にふれることがいゝと思ふ。

生命保險會社は保守主義を信條としてゐるが、生命保險業の最も光輝ある功勞者卽ち最も力强き建設者は決して消極的な因循姑息者ではなかつたことがわかる。

ボストンのニューイングランド相互生命保險會社がダニエル・ウェブスター(譯註、一七八二——一八五二年に於ける米國の有名な政治家、雄辯家、法律學者)に對して發行した保險證券の寫眞版が私の手許にある。その中數行を拔いてみよう。

旅行制限

本生命保險契約ハ左ノ制限規定ニ從フヘキモノトス。

だにえる・うえぶすたーカ海上ニ於イテ死亡シタル場合ハ、本契約ハソノ效力ヲ失フモノトス。被保險者ニシテ本社ノ承諾ナクシテ、五月一日ヨリ十月三十日迄ノ間ニ於イテ一ケ月以上うぃーじにあ及けんたっきーノ南部

ニ若クハみししつぴ河ノ西部ニ滯在スルトキハ本契約ハソノ效力ヲ失フモノトス。

保險發達史上からみて、この奇異な約款は、今日の米國生命保險業の發達と思ひ比ぶるとき、實に今昔の感が深い。もし今日こんな約款を作つたらナンセンスとして笑殺されるにちがひない。こんな制限を設けて募集してゐた保險會社は何れも一ケ月立たぬ中につぶれてしまふ。生命保險契約を際限なく募集すると、それこそ生命保險會社自身の大災害となると豫言する悲觀論者はダニエル・ウエブスターの當時からゐたのである。

結局、殆んど何等の制限を課してゐない今日の生命保險契約は進歩の賜と云ふよりは寧ろ勇氣と冒險心とにぴつたり融合してゐるものといへる。實際問題としても、契約が二ケ年經過すれば、今日の保險契約者は太西洋上を飛行機で渡ることが出來るし、如何なる危險な冒險業にも携はることが出來る。もし、生命保險會社が恐怖と因循の中に閉ぢこもつてゐたならば、生命保險業は今日ですら取るに足らぬ無用のものとなつたであらう。

生命保險業に對する惡評と懐疑論は生命保險史上に種々様々のものがある。進歩と保守主義とは兩立し難い。この進歩と保守とが仲よく前進して生命保險の發達を助けたならば、生命保險業は人類の最高奉仕機關となるだらう。

そこで、現在論ぜられてゐる生保業經營上の障碍物はどうなるか？　即ち、現在及び將來の金利はどうか？　年金受取人の死亡率はどうか？　これ等について、米國の事情と歐洲の經驗に基いて分析してみることゝする。

保險については次の様な古い諺がある。『生命保險業は不思議な建物だ。土臺は數學で屋根は人格だ』と。これは全くうまい言葉だ。

是非、生命保險會社もその年金業を堅固な數理的土臺の上に建設して貰ひたい。だが、我々は數學的公式を追究して、年金に關する現況が勇氣と冒險心から隔離した簡單な算術問題となるものだなぞといふ迷信に陷つてはならない。過去三ケ年に於ける金利が幾分正常より低くなつてはゐても、パニックに眞逆様に落ち込むわけは恐らくあるまい。保險會社の幹部でも年金を批評する者は、年金受取人の死亡率低下を強調して『事業災害』を豫言して憚らず、早急に、年金業は不利で有難いものでないと結論してしまふのである。これは餘りに短兵急な問題の見方である。

勿論、利子收入と死亡率は保險數理的には問題の根底である。しかし、將來經營政策を決定する要素をこれ丈けに限定することは、生命保險の如き社會的にも經濟的にも重要な事業に於いて眞正なる指導者と監理機關を要望することゝは相反した態度であるといはねばならない。

公衆の要望

米國民衆が、生命年金に强烈なる讃辭を呈して、社會、經濟問題を部分的でもこの年金によつて解決する様に生命保險會社に訴へてゐることを我々は想起しなければならない。これは事實、一つの挑戰的要望である。もし保險會社が臆病心から解放されるならば、この要望を受け入るゝであらう。もし保險會社にして、尊敬す

べき公衆のこの切迫せる要求に應ずることが出來るならば、夫等保險會社は高級の奉仕機關としてその威信を愈〻高めるだらう。この任務遂行に力となる顧客は實に無限である。それは、或る批評家の惡口に反して、年金が生命保險の代用物では決して無いからだ。年金は財政的保證に固有なる要求を滿たす契約に過ぎない。年金は保險計畫の完全なる一部門として資るのが常である。實際、年金は生命保險の販賣を阻害するものでなく、鼓舞するものである。

生命保險販賣に刺激を與ふるのみならず、年金は又生命保險經營に純益を齎らすが如き要素を充分もつてゐる。多くの保險會社幹部が金利と死亡率を餘りに憂慮しすぎて、年金が經費、人員の如き重要項目についても非常に有利であることを見逃しはしなかつたかどうかと私は思ふ。

今日生命保險業の中で最も緊急問題の一つは生命保險契約の失效と解約に因る消費と無益の問題である。この點について深く論戰をこゝに試みる必要はあるまい。いつはらざる數字こそが、失效、解約の增加狀態をよく示す。これは生命保險業者間の大きな論題となつてゐる。一九三三年に各生命保險會社が支拂つた總支拂額の中その四四%が失效と解約に因るものであつたが、受取人への支拂額はその三〇・三%であつた。次表は失效、解約件數と死亡請求件數との比較表である。表の材料は十大會社から得たものである。一から一〇迄の指數は單に社名を略稱したものであつて、會社の大小の順序によつたものではない。

會社	死亡に因る消滅件數	解約、失效に因る消滅件數
一	六、三四二	六四、五四〇
二	一五、三二七	一六二、二七五
三	二二、九四五	二一三、三五九
四	一三、九七九	九四、七八九
五	四、八五四	三六、八九〇
六	四、〇五一	四八、四二二
七	四〇、一〇九	七五五、七七六
八	八、九六九	一二六、二六〇
九	三五、四七九	六七二、一九八
一〇	六、二六三	九一、五四二

實際支拂額の四四%が不自然な原因に因るものとすれば契約消滅といふことは憂慮すべきものである。一九三二年では、全消滅件數の七六%が失效と解約に因つたものであつた。

死亡に因る消滅　五・九%
年齡滿期〃　〇・九%

一年金一	
期間滿了〃	一一・二%
解約〃	三六・〇%
失效〃	四〇・一%
變更〃	五・一%
癈疾〃	〇・八%
計	一〇〇・〇%

年金は幸ひにもこの災厄からまぬかれてゐる。尤も、純粹卽時年金には解約返還金がない。その他の年金でも生命保險契約程、解約し易くない。

外務員標準化

外務員の理想的標準化と年金との關係について面白い觀察をすることが出來る。忌憚なく云へば生命保險業は未熟な不適任な、片手間の販賣員が多いと困るのである。約二年前、十一大會社がその募集員數のパーセントを決めるために、その研究をしたことがある。その研究によると、全募集員の平均十二%が全募集高の八七%を獲得してゐる。かくの如き拙劣な配分制の冗費が業務遂行上の障碍物である。何んとなれば、外務員指導監督者の時間の八五%が外務員團の二五%に當てらるゝ樣になつてゐるからだ。

不適任な外務員排除を要望してゐる National Association of Life Underwriters は、「外務員のレベルを高めれば、生命保險業の經營は非常によくなる」と主張してゐる。

年金契約はその性質からして、優秀な生命保險外務員に歡迎されるものである。從つて、年金は經營費の點についても配分費の點についても、生命保險業の圓滑經營を妨害するものではない。

經營費節減

明かに云へば、年金は各種の生命保險契約よりも經營費が節減され得る。例へば、投資移動の點でも、兩者の經費の比較研究をしてみるとわかる。米國の生命保險契約一件當りの年額保險料は平均五八弗である。とすると契約一件について毎年少くとも一回、五八弗を會社は投資しなければならないわけである。卽ち小額の金を頻繁に投資することになる。ところが、年金の掛金は平均數千弗と纏つて這入つて來る。年金の投資費は他の契約に比べて非常に安くなる。投資費ばかりでなく、事務費、監理費、募集費についても、年金が最も節約的に經營出來る。

左表は十大社についての事業費比較表である。（割合は投資費と稅金を除外したものである。）

會社	生命保險	年金
エトナ	一五・五%	五・八二%
エキタブル	一二・七八	八・二二
紐育	一〇・八九	一〇・八九

一年金	
紐育ミュチュアル生命	一一・九一
ペン・ミュチュアル	一四・七五
ユニオン・セントラル	一六・二一六
メトロポリタン	一四・六五
デュン・ハンコック	一三・七九
ブルーデンシャル	一三・二〇
ツラベラーズ	一七・五三

投資概觀

今日、金利について論じてゐる論者の多くは勇氣と理論に缺けてゐる。生命保險會社の利子收入狀態は果して、かの悲觀的豫言者の言ふが如く前途の暗いものであらうか？　私はさう思はない。

現在の金融界の狀態のもとでは、一般投資收入も減じて來てゐる。このことは生命保險會計の清算が一時的に激增したこと（貸付と解約の異常な請求によるものである）と共に保險會社の投資資金の回收率が幾分減つた原因である。

全金融機關の中で市場價格と金利の一時的變動に最も影響しないのは生命保險である。全生命保險機構は「長期」といふ觀念から成り立つてゐる。この傳統的基礎があるにも拘らず、四方八方に顏色を變へて振り向く保險

	不明
	五・二三
	一五・〇六
	三・九九
	六・五四
	三・五七
	五・五六

業者がまだゐる。これは、生命保險の進步發達を過去に於いて指導した理論に矛盾しないか？

しかし、生命保險について健全な考を保持してゐて杞憂論者に絕對に耳を傾けない保險業者が現在まだ相當ゐる。例へば、ノースウェスターン・ナショナル生命保險會社の社長O・T・アーノルド氏の所論は誠に敬服に價するものである。氏が一九三四年十二月に生命保險會社長會議で述べた「投資情況」を次に引用してみよう。

一時的情況

『これまで、比較的小規模の金融機關や新設の投資團が殖えてゐたので、投資市場に今日次の如き情態を現出するに至つた。即ち、契約の要求からみて適當な利率で新しい一流の長期證券の供給が生命保險會社の需用に應じ切れないと云ふ狀態を生んだのである。その結果、比較的低利率だが短期政府公債が生命保險基金の主要な捌口となつて來たのである。比較的低利率の短期社債券も幾分、生命保險投資の中に近頃這入つて來てゐる。

『短期投資に生命保險會社が轉向して來たが之れは決して、永久にこの方向に向ふといふのではない。これは現時局打開の爲めの一時的現象である。保險會社が望んでゐる機會が市場に起つたら、現在持つてゐる短期證券を比較的有利に手放して長期投資に乘り換へるだらう。

『回收利率は低いが安全に基金が回收出來る現在の樣な時代は普通より高い利廻りが得らるゝ時代によつて埋合せが出來る。』

同氏の所說を裏書する生命保險利子收入の一つの研究がある。次表がそれである。これは「スペクテーター」

社が生命保險會社百社の投資基金の收入利率を研究したものによつて作つた利率長期觀察である。

一九一四—一九一八年	四・八九%	
一九一九—一九二三年	五・一九	
一九二四—一九二八年	五・三二	
一九二九—一九三三年	五・一三	
一九一四—一九三三年	五・一八	

右各期間に於ける十社各別の數字は次の通りである。

社名	一九一四—一九一八	一九一九—一九二三	一九二四—一九二八	一九二九—一九三三	一九一四—一九三三
エトナ	五・一二%	五・五六%	五・二二%	四・九八%	五・一四%
エキタブル	四・六五	四・八七	五・一六	五・〇四	四・九七
紐育生命	四・六一	四・七七	五・〇七	五・〇四	四・九〇
ミュチアル生命	四・六七	四・八三	四・九六	四・九八	四・八八
ペン・ミュチュアル	五・〇三	五・三六	五・五〇	五・二二	五・三〇
ユニオンセントラル	六・四七	六・四六	六・〇六	五・四二	五・九五
メトロポリタン	五・〇四	五・三三	五・四四	五・一五	五・二五
デョンハンコック	五・二四	五・三〇	五・四〇	四・九六	五・一七
ブルーデンシャル	四・七七	五・一一	五・三一	五・一五	五・一八
ツラベラーズ	五・〇八	五・三六	五・二六	四・九二	五・〇九

一八七五年から今日までに米國各生保會社が收入したる利率の最も低かつたのは一九〇二年の四・五八%である。近年に於いて最も高かつたのは一九二四年の五・三八%である。

他の投資回收

生命保險會社の近時投資經驗には金利以外の他の要素があることを忘れてはならない。不景氣の時代、保險會社はパーより非常に安い値段で多數の優秀證券を引受けたのである。その中には一弗につき七五乃至八〇仙の割合で購入されたものもある。この關係事情は多數の低利率證券に充分の利益を齎らすことになる。

エトナ生命保險會社々長モルガン・ビー・ブレーナード氏は低金利の惡魔に決しておどかされない。メトロポリタン生命保險會社々長フレデリック・エッチ・エッカー氏は現時局が長期金融に有利であるといふ意見を近頃發表してゐる。

同氏は云ふ『今の時代は政府ももつと長期の金融を計畫するのに良い時であると思ふ』——『巨額の金を單に遊ばせて置く基金に積立つることは健全なことではない』。

國民經濟の復興の爲めに、數百萬の新勞働者を招集し金融界より數十億弗の資金を吸收するが如き新規事業が

廣範圍に計畫されんとしてゐることを、生命保險業者は將來の利子收入傾向を豫測する場合に、考慮に入れないでもいゝだらうか？

低金利業態

投資情況を一巡してみると、今後十年間の利子收入が過去の平均額を下らないだらうと信じ得る丈けの理由が各所にある。私はノースウェスターン相互生命保險會社々長M・T・クリーアリー氏の說に同意する。氏は云ふ、『將來金利は一般に低下すると經濟學者から我々は聞かされてゐる。この說には同意出來ない。歷史は矢張り繰り返へすものと思ふ。過去の九十年間に於いてもこの經濟學者等は永久的低金利を豫言してゐたのである。この豫言は當らなかつた。資本も商品と同樣に、需要供給の法則に從ふものである。事業界が一度び活氣づけば、資金の需要が多くなつて金利は急に現在の平均金利以上に高くなつてゆく』。

私は年金を破壞させるが如き低金利を豫測する悲觀論には絕對に贊成出來ない。又死亡經驗の低下を以つて年金の發展を阻害するものだとする說にも贊成出來ない。（未完）

職業戰線上に躍る婦人の退職年金保險（三）

獨逸　ドクトル・チムメル述

終身年金保險

前章に於て述べた保險は、何れも養老保險と疾病保險とを組合せたものであつて、從つて被保險者は約定された年齡に達すれば勞働能力があらうが無からうがそれに頓着なく養老年金として年金の支拂を受けるし、若し又約定された年齡に達しないうちでも癈疾者となつて執務能力を失つた場合には保險された年金の支拂を受け得るのである。多數の職業婦人にとつては、この癈疾事故に對する附加保險が極めて重要な役柄を演ずるもので、而も被保險者が癈疾事故の發生した場合に、生活上の安定を失なはぬだけの相當な資產を持つてゐなかつたとか、或は又雇主が被保險者の癈疾となつたときに之を救助することが不可能であつたとかいふ場合には、殊更に必要缺くべからざるものとして感ぜられるのである。

然し癈疾保險で醫的診査を必要としないやうな極めて寬大な樣式のものは國營の養老癈疾保險でゞもなければ到底實施し得ない事柄である、其の理由は前記の如き國營の保險は其の大部分が雇主や納稅者の負擔によつて成立つてゐるからである。然しこの保險は目下の處では教養のある婦人の要求や需要を充すまでに到つてゐない、從つて此の種の婦人が加入し得る癈疾保險といへば其大部分は有診査のもののみである。處で、是等の職業婦人

が有診査の癈疾保險に加入するとして先づ之に必要な醫的診査を受けたとき合格者として認められゝば問題はないが、萬一認められなかつた場合は如何なるか？さうなつた場合は醫的診査のない保險を還ぶより外には何等の手段もあるまい。處で今この無診査契約を取扱つてゐるのは株式會社のフリードリツヒ・ウヰルヘルムだけで、同社の保險は醫的診査をしない代りに單獨契約の場合でも三年間の削減期間が設けてある、然しこの保險とても以前に醫的診査を受けて不合格となつた者にとつては加入が難かしからう。その他に醫的診査のないものは筆者が知つてゐる範圍では次に記載する終身年金保險だけで、之には何れも癈疾保險が附隨してゐない。

一、この終身年金（單なる養老）保險は豫め約定して置いた年齡に達すれば資金なり、若しくは年金なりが支拂はれるだけの保證はあるが、該年齡に達しないうち被保險者が癈疾事故のため勞務不能となつた場合に對しては何等の保障もない。これが此の保險の一大缺點である。

女敎員仲間でひろく知られてゐる養老年金保險の形式は伯林所在の獨逸女敎員退職年金所の保險である。然しこの年金所の缺點は現在の料率表による掛金が將來長期間にわたる保險金の支拂に不足を生じた場合には、掛金を適當に値上げするか、さもなくば一般的に年金額（既に支拂を開始してゐるものと、未だ支拂期に達してゐないものとを問はず）を低減せねばならぬ點にある。從つて被保險者に對して契約した額の年金支拂を、絶對確實に保證することは出來得ないこと丶なる、結局、當年金所の掛金は筆者の知つてゐる範圍の獨逸年金所の掛金のうちでは低廉でない許りでなく、むしろ反對に最も高いものとなるのではないかと思はれるのである。

今玆に一例として加入年齡三〇歳、六〇歳支拂開始の一、〇〇〇馬克の年金に對する各社の掛金年額を示せば左の如くである。

一、フランクフルト・アム・マイン所在、フランクフルテル生命保險會社（料率表B・IV により「女子に對しては近く値上げさるゝ筈」）……一六九馬克

一、ハレー所在イヅーナ（相互組織）（X表により）……一七七馬克

一、伯林所在、普魯西生保株式會社（XIV表により）……一八一馬克

一、伯林所在、ヴヰクトリア社（VI・a表により）……一八二馬克

一、ニュルンベルク所在、ニュルンベルク生命保險銀行……一八二馬克

一、ミュンヘン所在、アルミニア社……一八七・九五馬克

一、ルードウヰヒスハーフェン所在、アトラス社（女子料率表）……一九七・二〇馬克（註）

一、ハムブルク所在、ヤーヌス社（XI表）……一九七・五〇馬克

一、ライプチッヒ所在、トイトニア（II・b女子表）……二〇二馬克

一、伯林所在、普魯西年金保險所（相互組織）（女子料率表一八）……二一六馬克

一、伯林所在、獨逸女敎員退職年金所（相互組織）（A表）……二一六馬克

（この掛金は毎三ケ月に五四馬克づゝ拂込む）

（註）「玆に掲げた一九七・二〇馬克の掛金は隨時拂の据置終身年金保險に關するものである。若し隨時拂を止めて玆に例示した他の會社のものと同樣に最初から支拂開始期を定めた場合には「アトラス」の掛金年額はたしか一七七馬克でよい筈である。」

又被保險者が年金支拂開始前に死亡した場合に於ける掛金の返還額は次に示す通りである。

一、ハンノーヴアー所在、普魯西公務員組合（相互組織）――前掲例示の場合に於ける同組合の掛金年額は一九六馬克――に於ては被保險者が年金支拂開始期に達せずして死亡した場合、拂込んだ掛金より五％を控除して之を返還する。

其他左記の保險會社に於ては前掲の條件（卽ち加入年齡三〇歲、六〇歲支拂開始の一、〇〇〇馬克の年金）に對して

一、伯林所在、ヴヰクトリア社では前記（Ⅵ・a表による）保險で支拂開始前死亡した場合に於ける掛金還付の契約に對しては年額二一五馬克の掛金を要求してゐる、而して還付の場合、拂込んだ掛金は何等の控除を受けることなく其の全額が拂戻されるのである。

一、伯林所在、普魯西年金保險所では掛金還付の契約に要する掛金年額は二三九・八八馬克である（女子料率表一九）、而して同所では年金支拂開始前に死亡事故が發生した場合には拂込掛金の九五％を返還する。

一、リユーベツク所在、獨逸生保株式會社では二四七・七〇馬克を要求してゐる、同社では養老年金支拂開始前に契約を廢棄した場合――卽ち死亡の場合のみでなく、任意に契約を廢棄した場合をも含む――には拂込掛金に三％の利息を付したものより半年分の掛金を控除した額を返還する。

一、伯林所在、フリードリツヒ・ウヰルヘルム社では女子料率表Ⅱ・bにより二五五馬克の掛金を必要とする、而して同社では支拂開始前に死亡事故の發生した場合、拂込んだ全部の掛金に三％の利息を付けたものより半ケ年分の年金額に相當する額を控除したものを拂戻すのである、但し任意に契約を解除した場合には掛金積立金の九〇％より半年分の年金額を控除したものを返還するに過ぎない。

從來筆者の觀た處によれば概して据置年金保險の契約をする會社は――掛金が高くなるのは云ふまでもないことであるが――掛金還付（所謂元金留保）の契約を取扱つてゐる、而してこの掛金還付をする場合、其の掛金に利子を付けるものもあれば又付けないものもある。然しこの保險種類に對して特に料率を定めてある會社が比較的に少ないのはこの保險種類が專ら一般の加入希望者から餘り歡迎されてゐないがためである。何故となれば掛金還付をすることになると年金保險は不尠高價のものにつく、從つて投資した資金から得る處の收益は著しく低下するからである。その結果終身年金保險の目的は――少なくも其の一部が――そこなはれてしまうことゝなる、其の理由は、元來終身年金の目的は被保險者が手許に持ち合せてゐる資金より、若しくは年々の掛金拂込によりて蓄積された處の資金より、自分が死亡した場合には一切の投資に對する權利を拋棄するといふ條件のもとに其の一生涯、絕對確實に出來得る限り高額の給付を受けやうとする點に存するからである。一方保險會社は、又この拋

素によつて自己の所得となつた年金支拂開始前に死亡した年金受取人の投資額を用ひて、生殘者に支拂はねばならぬ年金額を、より高く見積ることが出來るのである。例へば普通の放資（貯蓄銀行などに於て）をなす場合に當つて一定の年數を限ることによつてのみ高額の利益を受くることが出來るのと同樣である。然るに年金支拂開始前、被保險者が死亡した場合に、被保險者の放資したものを返還すべきとき、卽ち拂込んだ金額だけの短期死亡保險に加入したのと同樣な結果とするときは、年金の支拂開始前に据置期間を設けたことによつて企圖された目的は失なはれて、年金額は著しく低減されてしまうだらう。是等の理由から一般に掛金還付の年金保險は薦められない、のみならずこの返還金を受くるために要する多額の支出は被保險者が年金の支拂を受け得る場合には全然無益の支出となつてしまう。若しこの場合年金受取人が寄る邊のない婦人であつて返還金付（所謂元金留保の）年金に要する費用を用ひて元金拋棄の年金に加入したならば年金受取人は更に〳〵其年金額を高めることが出來るやうな譯である。

伯林所在の獨逸女教員退職年金所の貯蓄部に於ても亦之に類似した制度を行つてゐる。此處では被保險者が退職年金支拂開始前に死亡した場合や、被保險者が結婚したとか若しくは退職年金の受給資格を得たときとかに於て申出のあつた場合には拂込んだ掛金の九五%に複利（多分三・五%の）を付けて之を返還する。從つて該年金所の掛金返還（所謂元金留保）の條件はリューベック所在の獨逸生命保險會社の如く寬大なものではない、卽ち拂戻しは前記の場合に於てのみなされるものであつて、獨逸生命保險會社の如く事情の如何を問はず掛金の返還

をするものではない、其の結果こゝの保險は最も高いものにつく、卽ちこゝの保險では冀に例示した場合に對し三ケ月に六六・五〇馬克、從つて一ケ年に二六六馬克の掛金を要するのである。

伯林所在のドイチエル・アンケル社はこの種の保險に對しても亦特に有利な條件を與へてゐる（P・V表）、たゞ此處では五五歲を滿了すれば既に年金の支拂が開始されるので其の結果掛金が高くなつてゐる。被保險者が早期に癈疾となつた場合、被保險者の要求があつたときには保險契約を廢棄して拂込んだ掛金の全部に三%の復利を付けたものより事業費として五%を控除したものを現金で返還する。若し又被保險者が保險契約の成立後三ケ年を經過した後而も年金の支拂開始前に死亡した場合には矢張前記と同樣の返還金がある。掛金は五五歲を滿了するまで之を拂込むべきもので其の年額は一〇〇馬克の年金に對し三四・七〇馬克である（リューベック所在、獨逸生命保險會社では三六・五〇馬克であり、獨逸女教員退職年金所では四〇・四〇馬克である）。

又ルードウヰヒスハーフエン所在、アトラス社で取扱つてゐるものゝ特長は極めて簡易な點にある。此處の年金保險では年金の支拂開始期に關し前以て一定の期日を指定して置かないで、被保險者が何時でも自己の欲する時期から年金支拂を受け得るやうに定めることが出來る、而して任意の時期に於て、例へば今から幾何の掛金を拂込んで置けば何歲のときには幾何の年金が支拂はれるかといふことは表を見れば直ぐ解るやうになつてゐる。この最も解り易く且極めて簡單な年金保險形式は他の何れの形式よりも其扱ひ易い點に於て推奨される價値があるから玆では据置年金保險に一般的な流行を來すこと、期待される。然し從來この形式は——後述する普魯西年

金保險所の不定期据置養老年金を除いては——何れの保險會社からも採用されてゐない模様である。前記アトラス社の保險も亦婦人に對して適用されてゐる特別の料率表——男子料率表よりも高率なのは勿論のことだが——を檢討して見ると其の年金額は決して不利なものではない。のみならず、本保險は其の料率表に示されてゐる細目を吟味して見ると他の女子保險の施設に比較して最も低廉なものであることが解る。掛金年額一〇〇馬克を拂込んでゐる三〇歳加入の被保險者は六〇歳になると五〇七・〇四馬克の年金を受けることが出來る（從つて一、〇〇〇馬克の年金に對する掛金の年額は一九七・二〇馬克となるのである）。若し又被保險者が六〇歳になつてもまだ何の支障もなく其の職務を繼續し得るだけの能力を、而も充分に有してゐるものと認められた場合、卽ちまだ年金の支拂を受ける必要のないものと認められた場合には、何も年金の支拂期に達したからといつて直樣年金の支拂を受けねばならぬ必要はなく、其儘仕事を續けて行つて差支ない、而して愈々掛金の拂込を止めて年金の支拂を受くべき時期が來たと思惟された場合に初めて年金の支拂を受ければよいのである。かくして被保險者が例へば六五歳になつてから年金の支拂を受けるものと假定すれば、其の額は八三四・一七馬克となる。之に反して被保險者がもつと早く年金の支拂を受けやうと思ふ場合、例へば支拂開始期を四五歳とするときは年額一〇〇馬克の掛金に對して一二一・二六馬克、之を三五歳とするときは僅か二八・四四馬克を受け得るに過ぎないのである。アトラス社の扱つてゐる前記職員保險の其の他の長所は、被保險者が保險の契約を締結する際に豫約された掛金額を保險契約の繼續期間中、終始一貫して拂込まねばならぬといふ必要がないことである。從つて例へば

年を經るに從つて被保險者の境遇上に何等かの變動があつた場合には隨時その出資額卽ち掛金を高めることも出來れば又低減することも出來るし、又場合によつては之を中止し若しくは廢止することも出來るのである。然し如斯き場合に於ても保險契約が繼續されることは勿論で、たゞ年金の支拂開始期日を任意に定むべき場合には之に適應して年金額が增減されるのである。

尙、之と同じやうな保險契約をなし得るものに、特に伯林所在のカイゼル・ウヰルヘルム・スペンデ（ウヰルヘルム皇帝記念基金）——掛金が高いので餘り有利ではないが——でやつてゐる養老保險がある。此處では各五馬克宛の拂込が夫々單獨の保險契約として取扱はれる、而して其の契約は各自の選擇によつて早期死亡事故の發生した場合返還金付のものとすることも出來れば、又返還金のないものとすることも出來、五六歳以後に於て支拂が開始され、年金若しくは資金によつて支拂を受けることが出來るのである。從つてこの保險では正規的に掛金を拂込む必要はなく、むしろ差當つて使途のない金が五馬克あつた場合に、之を貯蓄銀行などへ預金する代りに此處へ拂込んで置けば之が養老金に振り向け得られるので、この點が本保險の長所であるといへる。如上の有樣であるから、一般にこの保險は例へば女教員の如き一定の所得ある人達の間ではたゞ補助的な保險としてのみ問題視され得るのである。それは兎に角掛金は他に比較して頗る高い。今三〇歳のものが之に加入して三〇ヶ年後に於て一、〇〇〇馬克の年金を受けやうと思へば、最初は一ヶ年に二五〇馬克の掛金——從つて獨逸女教員退職年金所に於けるよりも高額な掛金——を拂込まなくてはならぬ、而して第五保險年度からは年額二〇〇馬克を拂

一年一金

込めばよいのであるが、夫れにしても尙、當カイゼル・ウヰルヘルム・スペンデの保險は其の掛金が高率なことに於て第三位を占めてゐるやうな有樣である。その他カイゼル・ウヰルヘルム・ペンデと同樣の制度をもつてゐるものにスツツトガルト所在のアルゲマイネ年金所（相互組織）のK・A・Ⅱ表及びK・B・Ⅱ女子料率表による保險がある。

伯林所在の普魯西年金保險所（相互組織）でも貯蓄と保險の兩長所を結合せた新形式の不定期据置の養老年金保險を開始した、依つて夫れについて特に玆で述べて置く必要があると思ふ。この新形式に於ては最初保險契約をしたときに第一回の拂込をなしたる後、事後的に年金額を高めるため何時でも任意に掛金を拂込むことが出來る而も之がために何等の義務が生ずるわけではない。且又被保險者は生存中でも、今まで拂込んだ掛金から五%の控除をなした額に對し返還の請求をなすことが出來る、而も之によりて保險契約が消滅することはない。夫故この保險は如何なる階級の人に對しても極めて有利な仕組になつてゐる。又この保險は保險契約者自身の備へとするばかりでなく、他人の救濟などにも之を利用することが出來る、從つて例へば洗禮、誕生日又はクリスマス等の贈りものとして最も好適のものとされてゐる。此の年金保險では早く之に加入して而も返還金の請求や年金支拂の請求を遲くすれば、それだけ年金額が增加されるのは勿論のことである。

この保險について次に一、二の例を示して見やう。

（例一）

或る老人が孫娘のためにその出生直後二〇〇馬克を拂込み、其の一歲の年の末に洗禮の贈物として更に三〇〇馬克を追加した、其後その娘が五歲になつたとき父親が娘のために五歲より一五歲までは年々二〇〇馬克を拂込み一六歲より二一歲までは一〇〇馬克づゝを拂込むことゝした、その結果拂込金の總額は三、三〇〇馬克となつた。其の後被保險者が二三歲のときに結婚することとなつたので、其年の初めに拂込んだ掛金の返還を請求して其の全部を引出した、處が其の額は三、一三五馬克あつた。若し又被保險者が掛金の返還を請求しないで、前記の拂込に基いて年金の支拂を受けるとしたら其の額は左に示すが如き勘定となるのである。

支拂開始期が滿四五歲なるとき	二五一・二〇	馬克
〃　五〇　〃	三三八・八五	〃
〃　五五　〃	四七二・〇〇	〃
〃　六〇　〃	六八八・〇〇	〃
〃　六五　〃	一、〇六九・八〇	〃
〃　七〇　〃	一、八二八・六五	〃

（例二）

一女敎員が二五歲から五〇歲まで每年一〇〇馬克、即ち合計二、六〇〇馬克を拂込んだとする。而して最初の六〇〇馬克即ち二五歲から三〇歲までに拂込んだ處のものは之を非常の場合に備へるための貯蓄として、萬一の

場合には之に對して返還金を受け得るやうにして置いたとする、三一歳より五〇歳までの二〇年間に拂込んだ額は返還金請求の權利を抛棄して年金の支拂を受けるため、即元金抛棄の年金に加入するために之を使用したとすると其年金額は

支拂開始期が滿五〇歳のときは	
〃　五五　〃	二五〇・四五　馬克
〃　六〇　〃	三四八・八五　〃
〃　六五　〃	五〇八・五〇　〃
〃　七〇　〃	七九〇・七〇　〃

となり、右の表による年金の外に常時六〇〇馬克の拂込に對する返還金（金額五七〇馬克）請求の權利を持つてゐることとなるのである。

二、前項に於ては專ら所謂据置年金保險、卽ち年々掛金を拂込み之によつて段々に資金を貯め其資金から保險會社が被保險者に一生涯年金を支拂ふことを要旨とする年金保險について述べたのである。而して、この据置年金保險の樣式には年金の支拂を開始する前に被保險者の死亡した場合に、拂込んだ掛金を返還するものもあれば、又之を返還しないものもあることは前述の通りである。

現今職業婦人の間に於て問題とされる年金保險は普通此の形式によるもの、みのやうである。

然し、年々掛金を拂込まなくてはならぬ前記据置年金保險の外に、なほ二つの之と異つた形式卽ち

（イ）　掛金一時拂の据置終身年金保險と

（ロ）　卽時終身年金保險（掛金一時拂込）

とがある、是等の形式による保險も亦屢々問題となることがあるから玆で說明して置く必要があると思ふ。

前記二つの形式による年金保險に於ては何れも一時拂の掛金制が用ひられてゐるのである。從つて、是等の形式によるものが問題とされるのは、例へば或る資金を持つてゐて、之を貯蓄銀行へ預入れるとか又は何等かの方法で他に投資したりなどせずに之を以て豫め年金を買ひ一定時期以後該年金の支拂を受けることによつて一生涯の生計を立てやうとするやうな場合のみである。夫れ故に、又場合によりてはこの形式が最も目的に適つたものともなるのである。今こゝに其の一例を擧げて見ると、或る父娘があつて父親は將來娘の夫となるべき者の經濟上の能力や行爲については餘り信用することは出來なかつたのだが、兎に角娘が切望してゐる結婚について邪魔をしたくはなかつた、然しこの結婚によつて娘が將來窮境に陷ることは明かであつたので、娘のために、假令將來如何なことがあつたとしても酷い難儀をさせないだけの備へとして置いてやりたかつた、然し又萬一の場合に備へるための資金を現金で娘に渡して置いたなら彼女の夫が之を蕩盡してしまうだらうといふことを懼れた。そこで父親は該資金を年金保險會社に拂込み以て娘のために年金の契約を結び如何な場合でも確實に且正規約に娘が一定金額の年金を受取り得るやうにした（例へばヴキクトリア社では二五歳

のものが六二、〇一〇馬克の資金を拂込むと一生涯三、〇〇〇馬克の年金が受取れる)。

職業婦人が自己の老後に備へるために、この形式による年金保險を利用し得る場合といへば先づ被保險者たるべき者が相當の資金を持つてゐて、而も其の資金が差當つて使途のあるわけでなく、從つて之を用ひて養老保險にでも加入しやうとする場合だけである。今この形式による年金保險に關して筆者に提示された獨逸保險會社の料率表について參考のために次に二つの表を掲げて見やう、此の表は敢て完全なものだといふことは出來ないが然し之を以て其の大體を知るの手がゝりとするには充分であらう。

一、年齡三〇歳の者が一時拂の掛金で滿六〇歳支拂開始の一、〇〇〇馬克の据置年金を受けるために要する掛金額は

ハレー所在、イヅーナ社に於ては	……	二、八五八・〇〇馬克
伯林所在、ヴキクトリア社 (VI・a表)	……	三、〇一〇・〇〇 〃
伯林所在、普魯西生保社 (XIV・1表)	……	三、一一七・〇〇 〃
ニュルンベルク所在、ニュルンベルゲル生保社 (八a表)	……	三、一五二・五〇 〃
ライプチツヒ所在、トイトニア社 (II・F表)	……	三、四一九・〇〇 〃
ハンノーヴアー所在、普魯西公務員相互組合 (VI表)	……	二、四三九・〇〇 〃 (註一)
漢堡所在、ヤーヌス社 (XI表)	……	三、四七六・三〇 〃 (註二)
伯林所在、普魯西年金所 (一六表)	……	三、八三六・四〇 〃 (註三)
同獨逸女教員退職年金所 (一部B表)	……	三、八四〇・〇〇 〃
スツツトガルト所在アルゲマイネ年金所 (B・六・IV表)	……	三、九五〇・〇〇 〃
伯林所在、カイゼル・ウキルヘルムスペンデ (ウキルヘルム皇帝記念基金) (VA表)	……	四、〇〇〇・〇〇 〃

(註一) 三ケ月づゝ賦拂に拂込むこと

(註二) 半ケ年づゝ後拂に込むこと

(註三) 半ケ年づゝ前拂に拂込むこと。而して支拂開始前半ケ年までは被保險者が保險支拂を資金で受けたいか或は年金によつて受けたいかについて任意に之を選擇し得るの權利を有する。

二、六〇歳支拂開始即時年金

會社名	一、〇〇〇馬克の年金に對する掛金額 (單位馬克)	一、〇〇〇馬克の拂込に對する年金額 (單位馬克)
ハレー所在、イヅーナ社	—	九五・一〇
フランクフルト・アム・マイン所在、フランクフルテル生保社	一〇、七一七・〇〇	九三・三〇
伯林所在、ヴキクトリア社	一一、〇六〇・〇〇	九〇・四二
ハンノーヴアー所在普魯西公務員相互組合	一一、一三二・〇〇	—
伯林所在、普魯西生保社	—	九〇・三〇

職業戰線上に躍る婦人の退職年金保險

ニユルベルゲル生保社	一一、〇九九・五〇		九〇・一〇
フランクフルト・アム・マイン所在、プロヴヰデンテイア社	一一、四〇九・〇〇		八七・六五
伯林所在、ノールドステルン社	—		八六・〇〇
ルードウヰヒスハーフエン所在、アトラス社	一一、八五一・〇〇		八四・三八
ライプチツヒ所在、トイトニア社	一一、九三三・〇〇		八三・八〇
スツツトガルト所在、アルゲマイネ年金所	—		八二・〇〇
伯林所在、フリードリツヒ・ウヰルヘルム社	一二、三一五・〇〇		八一・二〇
エルフルト所在、ツーリンギア社	一二、六四七・三〇		七九・〇七
ケルン所在、コンコルデイア社	一二、六七九・〇〇		七八・八七
伯林所在、普魯西年金保險所	一二、六七九・二〇		七八・八四

（つゞく）

利益配當付年金の擡頭

紐育一九三四・一一・一八——豫定利率保證問題に關する一般公衆年金識者の要求充足、並に生命保險會社の自衛上、最早、机上的理論を離れて、眞劍に、「利益配當付年金」問題が、アクチユアリーに依つて採り上げられ、事實、來るべき一九三五年一月一日より、一、二の大會社によつて實施せらるべき狀勢にある。

抑々、現下の年金掛金率の引上傾向、並に年金及び掛金一時拂年金保險結合契約に對する金額引下制限は、その供給の需要に對して遙かに及ばざること往々なるが故に、高額契約渉獵の多くの代理人に對して、著しき不利を結果することになる。

斯の如き狀勢に於ては、折角の新分野も、不當に、彼等に對し、閉塞阻害せられつゝあるを、彼等が甚しくその意に反するもさること乍ら、一方、遠き將來に對する豫定利率、並に死亡率を保證せんとするならば、斷然、制限の撤廢と掛金率の引上以外に、會社として採るべき手段なしと斷ずるもの彼等の中より輩出するに至つた。

卽ち、かゝる輩は、見込者に對して、「利益配當付年金」といふ新手を以て望まんとする强硬なる要望があり、以て依然高額契約にありつき、而も變應自在の安全辨を附隨し、何もアクチユアリーをして、五十年先の利率や死亡率などを今から決めらしてかゝらなくても濟むやうな、そういつた風な仕掛けのものを會社が編

み出して呉れることを熱望してゐる次第なのである。

そこで、一例を擧げて見るならば、或一定の年金額を保證し、之に普通の場合、別に確然とは保證されないが、或額を年々附加してゆくといふやうな「利益配當付年金」といふものにして見る。總額といふものを一定しないから、現行の保證制度のものより、普通、より高額のものとすることも出來そうである。こうした「利益配當付年金」では、ゆとりといふものは利益配當の爲といふよりは、寧ろ「安全性のゆとり」と見做さるべきものであるから、所謂、生命保險の場合とは異つた利益配當思想に近接することになる。而して、このゆとりは年金受取人が長老するに至つても、いつも同じレベルに安定し、決して生命保險の場合のやうに增加してはゆかないやうである。

之とは聊か趣を異にした案が、中西部の一會社によつて既に紹介濟である。之は配當が支拂はれ、且年金追加額として用ひられるものである。併し準備金の遞減するにつれ、配當額も年々低減するけれども、年金受取人の長老するにつれ、これは配當金額の得る年金追加額を增加することになるものである。

併し「利益配當付年金」の一般市場性の困難は、遍く豫想されてはゐる。その困難の程度は、必然的の掛金率引上によつて惹起する市場閉出しの程度如何に懸つてゐる。併し「利益配當付年金」自身に於て、充分滿足され得べき或小異をさへ示現するとするならば、最早、一般市場性の障碍は始んどとるに足らぬものである筈である。

かくして、最初の「利益配當付年金」の實施が紐育エキタブル社によつて發表された。これは一九三四年一二月一日よりの實施のものであり、爾後の新契約は

全て、利益配當付によらしむるものである。

これは又、現行の三¾%の豫定利率に比し、三%のそれに變更するものであり、新掛金率は、未だ發表されないが、近々發表の由である。他の多くの大會社、殊に東部の大會社も、近々之に倣ふべきは、既定の事實である。

抑々、依然たる年金申込の氾濫と、會社の驚くべき巨額の現金受入と、之が現下に於ける投資難に直面して、本問題は夙に久しく議題に登つて來たものである。

又確なる筋によると、エキタブル社は、一九三四年一二月一日より掛金一時拂、並に分割拂退職年金に對して、又一九三五年一月一日より全生命保險契約に對して、夫々解約手數料の引上げを斷行する由である。

現在では、一〇ヶ年期間に亙つて、約二五弗手數料制を採用して來てゐるが、今般その金額の引上げ、並に期間の延長を行ふ由である。又一說には右期間を一九ヶ年に延長し、二〇年目に至つて停止するものと云はれてゐる。

若し、本案が採用されるとすると、初期契約年に於ける實質的の高額解約手數料を意味し、これが爲、解約並に貸付價格の低下を來すことになる。例へば、エキタブル社が、一九年間に亙る三〇弗の解約手數料制を採用するとすれば、現行の一〇ヶ年間平均二五弗解約手數料に比し、その賦課度は遙かに遲々たるものがある。これは前者の場合、一〇年目に於て、尙約一五弗の解約手數料賦課を殘存するに比し、後者に於て解約手數料は、既に全くその影を斷つが故である。

又、最近のエキタブル社の發表によると、「利益配當付年金」の實施と同時に、新年金掛金率表を採用し、之は最低保證年金額の微減と、年々の利益配當金額の

增昂の可能性を指示するものである。新年金掛金率表並に「利益配當付年金」は新契約にのみに適用され、既往契約には何等關係しないものである。

本變更の齎す最も特筆的な一點は、エキタブル社をして百パーセント相互會社の範疇に沒入せしめることである。併し、今迄當事者や、代理人の中にも、假令相互會社にしても、全てと迄は云はないが、契約によつては、利益配當制のものでは到底立ち行くまいと見て來た者もあつた。

大體に、「利益配當付年金」思想といふものは、もと〳〵極く最近の發生に屬し、未だ一般にはよく理解されてはゐないやうである。又代理人によつては、こうした制度のものは、年金受取人にとつて、保險數理的確實性に遠ざかり、經濟事情に左右され易いものと考へられて來たものである。併し、現在では、この「利益配當付年金」といふものは、舊制度のものと略々同樣の効果を期待され、且つ恐らく一般財界の回復と、物價昂騰に伴ひ、或程度の良好化をさへ期待せられてゐるものである。

尙、最近の不況時に當り、多くの生命保險會社は、殆んど底値で、色々よい買持をしてゐるやうであるし、事實、物によつては、財界平常化の曉、殆んど八乃至九%の利廻りを示すものさへあらうと云はれてゐる折柄、之は又特に「利益配當付年金」契約者にとつて高度の利益を齎すことになる譯である。

以下少しく米國に於ける現狀とその內容とを檢討して見やう。

先づ生命保險の利益配當付の人氣を檢べて見るに、米國二十大生命保險會社の內、十四會社は相互組織であり、他の一會社は利益配當付專門である。殘り五會社の內の四社は利益配當並に無配當契約を實施し、而も內三社迄が利益配當付契約の方が契約高が多いのである。而して二十社の內、たつた一社が純利益無配當契約實施のものなのである。驚いた事には米國最初の生命保險會社が、この純利益無配當契約の專業社であることである。

翻つて年金も亦之と軌を同じうするが如くである。その初めは、矢張り利益無配當制に出發し、發展するに從ひ、利益配當制に轉化しつゝある。併し米國內に於て、約三百生命保險會社が存在してゐるといふのに本制度採用のものが、たつた三會社に過ぎないといふ事實にも拘らず、以上のやうな形勢に多大の注意を拂はねばならないといふことは、一見奇異に感ぜられる所ではあるが、會社の數だけが、そうした注意に關係あるといふ譯のものでもなく、寧ろ他にその動因が存在するのである。

本年初頭に於ける年金契約現在高は、その年金支拂額に於て、現在及將來に亙つて年二七〇、〇〇〇、〇〇〇弗に達するやうである。而も玆に、實に驚くべきことは、この總額中、約一〇七、〇〇〇、〇〇〇弗、卽ち四〇%が右利益配當制の三會社の占める所であるといふ事實である。勿論現在この利益配當制そのものは、極微々たる存在であるが、而も旣に事情は斯の如くである。況んやこゝ兩三年經過後に於ては果して如何なる形勢を展開するか？　恐らく他社も追從するに至るであらうし、情勢は一變するであらう。

一體、「利益配當付年金」といふものには、如何なる特殊利益を見出すことが出來るであらうか？　先づ、玆に或人がこの年金契約者と假定する。すると彼は勿論利益無配當年金よりは低い保證年金額を得るのであ

るが、略々同額位とする。彼の得る配當額は年と共に低減する。これは、生命保險の場合の遲增してゆく配當額に慣れてゐる人々にとつては、寧ろ意外とする所ではある。併しこれは寧ろ一定した利益を齎す譯なのである。といふのは、人の生活費といふものは、老年と共に一般に低減するであらうから、斯の如く微減する年金收入といふものは、寧ろ一度拂込んだ元金から、恐らく最大の幸福をかち得る途となるものであるだらう。

「利益配當付年金」の齎す年金收入額は、時の經濟事情によつて多少の變動はある。併し、不況時に於ける配當額の低減と、好況時に於ける配當額の高增とは、年金受取人に對し、購買力に對する殆んど平衡作用をなすものである。即ち、好況時に於ける高物價時代に於ては、配當額も一般に高くなるから、「利益配當付年金」受取人は、平生より高額の收入を得ることになる。又不況時に於ける低物價時代に於ては、配當額も亦低減される。かくして、年金受取人は常に生活費の變動に大なる苦痛を蒙らずして、平靜に、安穩に、生活してゆくことが出來るのである。彼の得る年金收入は、常に時の狀勢に從ひ、之に順應し、如何なる場合に於ても、標準的生活を不可能ならしめるやうなことはないのである。

一方、會社にとつて、この「利益配當付年金」は、亦年金受取人に對すると同樣、明かに好都合なものなのである。

抑々英國政府が、所謂第一回生命表に基いて年金を資出し始めてより、年金購買者が、どうも年金資込者の見込より常に延命であるといふ理由の爲め、年金といふものはいつも資込者側に損害を蒙らしてゐるといふ事實を、アクチュアリーが夙に發見してゐたのである。併し、會社が一度年金受取人に、終身、或一定した年金を支拂ふと明かに約束した以上、如何程年金受取人が長命して、會社に損害を掛けやうと、之が防止策はあり得ない譯である。この場合、その埋合せとして、苦し紛れに、新契約に對して、高率掛金を適用しやうとすると、これは著しく不公平の結果を來す。玆に於てか「利益配當付年金」たるや、會社をして、年金受取人に對し、より遙かに公平たらしむる手段となり、會社は之によつて、最早永久に、一方に低掛金なるが故に、他方に高掛金を以てせんとする不斷の誘惑と必要に直面することなしに濟むことを得るものであらう。

アクチュアリーは又、「利益配當付年金」に於ては、最も損害を與へる人々に對して、最も多く配當を與へるものであることを指摘してゐる。即ち一番多く配當を受ける人は、最も長命な人であり、又一番長命な人に對して、會社は一番多くの利益を與へることになるのである。併し、かゝる曲論にも拘らず、利益配當制は會社にとり、或一定の年金受取人群に對し、拂込濟利殖元金に對する給付金總額を限定する上に於て、利益無配當制に比し、遙か良好なる手段となるべきものである。

又保險勸誘員に對しても、本案は極めてやり甲斐のある利益を伴へるものであり、會社としても、大損害の眼に見える場合はさておき、代理人に對して、色々な資込制限を輕減して資込ませることも出來るのである。

或る者がこういふことを云つた事がある。生命保險會社の業務といふものは、生命保險を販賣することに

一年一金

あるのであり、從つて、生命保險勸誘員として多くの年金賣込をするやうな徒輩は、最早、生命保險賣込の能力を喪失するであらうと。併し、これは大變な見當違ひであらう。何故ならば、世人は年金が必要なのである。生命保險と同樣に年金をも要求してゐるのである。而も、生命保險會社たるや、經濟的非常時に對する斯の如き保護策を二つながら提供することが出來るのである。故に、若し生命保險會社として、年金及保險保護を、世人の望むだけ充分に提供しないとするならば、これは決して、會社自身が之を自分の都合上、拒絶したなどいふ理由によつてゞあつてはならないのである。

加奈陀に於ける團體年金率の改訂

團體年金を取扱ふ加奈陀生命保險會社の大部分は、その掛金率を、一九三四年一一月一日より、保證期間を五ケ年とする、豫定利率三・五％基礎に變更することにした。又一會社では、五ケ年期間後に實施すべき掛金率の變更のみに限つた。又他の會社では、何等の制限も加へないのもあつた。由來、加奈陀の保險會社は、無配當率を採用してゐるに引換へ、米國の株式又は相互會社を問はず、皆一樣に高率のものを採用し、之は配當並に剩餘を得るに充分なものである。

米國の團體年金取扱會社の多くは、一九三四年九月一日、三¾％より、三¼％への改訂豫定利率基礎によるものである。

死亡率の變更もなく、又割增料率も殆んど變更なく且つ、掛金率引上が加入者年齡により夫々異る爲め、平均割合の項目中に、之を表示することは不可能である。

豫定利率の引下は利源の重大性よりして、老年者より壯年者に對する遙か大なる掛金率の引上を意味するものである。

主なる會社の內あるものは、一九三三年七月一日に豫定利率四％より三¾％に引下げたが、他は一九三四年四月一日迄變更しなかつた。

又掛金率保證規定に關する重大なる變更が、最近一八ケ月間に行はれた。一九三三年七月迄は、掛金保證

期間を五ヶ年とし、其後の如何なる掛金率變更も、新契約のみに適用さるべきものとした。又一九三三年七月以後は、右保證期間を一〇ヶ年と變更し、右經過後に於ては、新舊を問はず、契約者の掛金率は、凡て改訂さるべきものとした。

併し、將來の死亡率、殊に利率の不確定の故を以て右一〇ヶ年保證期間を五ヶ年とし、但し保證期間經過後の訂正規定は其儘とした。

保險篇

團體生命保險の起源より日本團體生命保險株式會社の誕生まで（其ノ一）

目次

第一　はしがき
第二　本論
一、團體生命保險の沿革
二、團體生命保險の定義
三、團體生命保險の特徴
四、外國に於ける狀況
（一）盛況を極むる米國
(1) 發達の經過
(2) 發達の理由
（二）歐洲諸國の情勢
(1) 英吉利
(2) 獨逸
(3) 佛蘭西
(4) 瑞西
五、日本に於ける狀況
（一）日本團體生命保險株式會社
(1) 創立の趣旨
(2) 事業計畫の概要
(3) 約款
(4) 保險料の算出基礎
(5) 收支狀況
（二）團體生命保險國營の問題
第三　結論

第一はしがき

團體生命保險事業に對する歐米諸國の狀況に就ては本誌上に於ても從來屢〻紹介せられたのであるが、概して學究的專門的に亘るもの多く且本誌の性質上相當高級なる論文が多かつたやうに思はれるし、而も最近に至り益〻郵便局方面から本保險に關する一般概念の說明や昨年創設せられた日本團體生命保險株式會社の紹介等を希望する向が尠くないやうであるから、爰に更めて、日頃郵便局の所謂第一戰に活躍せられつゝある人々に對して、團體生命保險の意義、性質等に就て些か解說的案內を試み更に日本團體生命保險株式會社の約款、保險料等の內容を解剖して大方の要望に應じたいと考へるものである。故に本文に於ては、此の意味に於て廣く本制度の起源、特質、普及狀況等を述べ、更に我國唯一の團體生命保險の經營者たる日本團保の事業況概に付ても大體批評してみたいと思ふのであるが、之は未だ本保險の何物たるかすら御承知なき各局保險關係者への手引とするものである以外他意なきことを豫め御斷りする次第である。であるから一部の讀者にとつては或は既述事項に重複する部分が出て來ないとも限るまいが、此の點は豫め御了承を戴きたいと思ふのである。

第二本論

一、團體生命保險の沿革

抑も團體生命保險の制度は、米國に發祥のものであるが、之が起源は非常に新しいのであつて二十數年を經過して居るに過ぎない。そして夫は最初ふとした思ひ付きから生れたものであつて、即ち取扱上の一方便に過ぎないと思はれたに過ぎなかつたのであるが、本制度に種々の便益ある特徵を發見せらるゝや翕然として普及せられるに至つた。そして米國に於ける其の發展の歷史を觀るに契約件數に於ても、契約保險金額の點より言ふも現在世界の團體生命保險事業を殆ど獨占するの盛況である。然らば其の發生の機緣は何であつたであらうか。

西曆一八九九年米國がパナマ運河工事に際し支那から送られた七百人の苦力を一團として、フアースト・チヤタード保險會社が其の航海中の死亡事故に對し團體的保險契約を結んだといふ事實がある。だから之を以て團體生命保險契約の嚆矢と稱する人もあるが、其の契約は尙近代的形式を備へた團體生命保險からは遠いものであつた。

從つて態形を整へた現在の團體生命保險は一九一一年二月米國紐育州保險監督局が團體生命保險事業の經營を認可したのに濫觴するといふべきである。されば我々は此處にも亦米國をして世界に誇らしむる制度の創見ありしことを遺憾ながら認めざるを得ない譯である。

處で其の最初の近代的形式を具備した團體生命保險證券が發行せられたのは、翌一九一二年七月米國紐育市に現在も尙積極的活動をつゞけて居るエクイタブル生命保險會社が、市俄古市のモントゴメリー・ワード會社に對し、一箇の保險證券を發行して、其の使用人三千人に對し、保險金總額五百萬弗を保險したのに始まると云ふべ

きである。隨つて團體生命保險は最近僅かに二十餘年の歷史を閱したに過ぎないと言つて宜いのである。

此の巨額の生命保險契約と其の近代的內容とは產業使用人に對する近代的福祉施設の一つとして忽ち社會的反響を喚び起し、又其の他の大保險會社も次第に此の方面に注視するやうになり、斯くて一九一二年の後半に於てはエートナ、トラベラース、ブルーデンシヤル、メトロポリタン等一流會社が此の種保險を兼營するに至つたのである。玆に於て團體生命保險の將來の發展性は確實に保證せられ、爾來米國諸州に於ける團體生命保險の發達は、文字通り幾何級數的な躍進の一路を辿つたのである。次に歐洲諸國の狀況を概說して見よう。

歐羅巴諸國中最も早く團體生命保險を實施したのは英國であつて、一九一四年アトラス保險會社の發行したものが團體生命保險證券の嚆矢であると謂はれて居る。爾後團體生命保險は其の他の會社に依つても契約せられるに至り、現在に於ては團體生命保險を經營する會社は總數五十四社に達して居るが、その主なるものはイーグルスター、アンド、ブリチツシユ、ドミニオン、アライアンス、フイーニツクス等である。上述の如く英國に於ける團體生命保險は米國に遲るゝ僅か二年であつて創業以來既に二十年の歲月を閱しては居るが、それにも拘らず其の發達は極めて遲々たるものである。

獨逸が、米國及英國の影響を受けて、所謂アメリカ式團體生命保險會社協會の臨時總會に於て團體生命保險契約に關する協定が結ばれた時に始まる。元來獨逸に於ては集合保險とも稱せらるべき普通養老保險の集合的契約が「特惠契約」の名稱の下に契約されて居るものであつて、其の方面に於ては可なりの成績を示してゐるが、アメリカ式團體生命保險に關しては未だ見るべき發達を示して居らぬ模樣である。

次に本團體生命保險が佛蘭西に於て事實上實施せられたのは、英米兩國より遙かに後れて一九三〇年社會保險實施と時を同じうして行はれた。現に此の種保險を營んで居る主なる生命保險會社としては僅かにラ・ナショナル、リユニオン、ラ・パテルネルの三社を擧げ得るに過ぎないが、其の成績には相當見るべきものがある。而して佛蘭西に於ける團體生命保險の特色として忘るべからざることは、同國の團體生命保險が社會保險の實施に依つて阻害せらるることなく、反つて社會保險に依つて刺戟促進されたと謂ふことである。

最後に瑞西に於て團體生命保險が本格的に開始せられたのは一九二五年十二月の憲法改訂以後のことである。勿論それまでにも、團體生命保險の名稱の下に、種々の契約が存在して居たやうではあるが之等は概ね獨逸の場合同樣、一種の特惠契約に過ぎなかつたのである。

二、團體生命保險（Group Life Insurance）の定義

團體生命保險は一名集合危險保險とも稱せらる。其の定義を述ぶれば次の樣になるであらう。

團體生命保險とは同一事業主に屬する一定數（例へば三十名或は五十名）以上の勞働者其の他の使用人を無診査にて一契約の下に包括的に保險する一年更新定期死亡保險である。之が團體生命保險の標準型とでも謂へるで

あらう。

一九一八年北米合衆國保險監督官會議（The National Convention of Insurance Commissioners）に於て決議せられ、之が採用方を慫慂せられた團體生命保險の定義は次の様になつて居る。

『團體生命保險トハ事業主ニ對シ發行スル一個ノ保險證券ノ下ニ於テ醫的診査ヲ行ヒ又ハ之ヲ行ハズシテ五十人ヲ下ラザル使用人ヲ一團トシテ保證スル生命保險ノ一種テアツテ其ノ保險料ハ事業主單獨ニ又ハ事業主ト使用人トガ分擔シテ之ヲ支拂ヒ、而モ此ノ被保險者ハ使用人ノ全部又ハ事業主ト雇傭關係ニ在ルコトヲ條件トシテ使用人――場合ニヨツテハ二階級又ハ數階級ニ區別シテ――ソノ全部ノ使用人デアルコトヲ要シ、又其ノ保險金額ハ被保險者自身ノ爲ニスル自己選擇ヲ除キ得ルガ如キ方法ニヨツテ決定セラルルコトヲ要ス。但シ其ノ保險料ニシテ事業主ト使用人ト共同シテ之ヲ負擔シ且ツ保險ノ利益ハ有資格使用人ノ全部ニ提供セラルルトキハ此ノ種使用人ノ七五％以上ノモノガ保險セラルルコトヲ要ス』

といふのである。

處が此の定義に就ては其の後數回に亘つて修正を經たのである。現在模範とせらるゝは紐育州の定義であるがそれは次の如くなつてゐる。

Definition of group life insurance.

(1) Group life insurance is hereby declared to be that form of life insurance covering not less than fifty employees with or without medical examination, written under a policy issued to the employer, the premium on which is to be paid by the employer or by the employer and employees jointly, and insuring only all of his employees, or all of any class or classes thereof determined by conditions pertaining to the employment, for amounts of insurance based upon some plan which will preclude individual selection, for the benefit of persons other than the employer; provided, however, that when the premium is to be paid by the employer and employees jointly and the benefits of the policy are offered to all eligible employees, not less than seventy-five per centum of such employees may be so insured. Such group policy may provide that the term "employees," shall include the officers, managers and employees of subsidiary or affiliated corporations and the individual proprietors, partners and employees of affiliated individuals and firms, when the business of such subsidiary or affiliated corporations, firms or individuals is controlled by the common employer through stock ownership, contract or otherwise.

即ち以上の定義を簡單に要約すれば

（一）　五十人以上の使用人の一團なること

(二) 有診査又は無診査なること
(三) 保險證券は被保險者各自に發行せられず事業主に對し一個の親證券が發行せられ使用人各自には保險證明書を發行すること
(四) 保險料は事業主の全部負擔なるか、或は事業主と使用人の共同負擔なること
(五) 被保險者は使用人の全部又は一階級又は數階級の全部なること
(六) 保險金額は被保險者の自由選擇を許さざる方法によつて決定せらるゝこと
(七) 保險金の受取人は事業主以外のものなること
(八) 保險料共同負擔の場合には少くとも有資格團體員の七割五分以上の者が加入すべきこと
(九) 使用人といふ詞は會社の幹部、支配人及附屬支社等の使用人を含むこと
(十) 事業主は會社たる個人たるとを問はず、苟も其の事業主の經營又は支配に屬する以上は其の種類場所の如何を問はず一會社は勿論數會社の使用人にても一團體として保險せしむることを得ること

併し乍ら、此の定義も其の後餘程修正擴張を見た。即ち紐育州外二三州に於ては被保險團體員として國民義勇軍、騎兵隊、警官隊、勞働組合員、老兵協會員をも追加せられ、マサチユセツツ及ミシガン州に於ては被保險團體員數は二十五人迄低下せられて居る。

三、團體生命保險の特徴

前揭の如く、團體生命保險は普通生命保險と異り、制度上幾多の特徴を具有するものである。即ち

(一) 一團の人を一枚の保險證券で包括して保險する生命保險であること

此の點は團體生命保險の根本的特徴とも謂ふべきものである。然しながら幾人以上を團體の單位とするかといふことに付ては、必ずして一定原則があるのではない。米國に於ては曩に述べた如く保險監督官會議の決議に依り、五十名を以て最低員數とするものが最も多いけれども、マサチユセツツ及ミシガン州に於ては二十五名以上となつて居る。要するに團體員數は當該團體員の脫退又は加入に依り全員の平均年齡に著しき變動を受けないこと、事業費を減少し保險料を低廉ならしむること等の必要を考慮して定められたものである。故に團體員數の最高は制限する要なく、多々益々辨ずると謂ふ譯であつて、左記の如き大團體の存することに依り窺知し得らる。

米國大會社の有する大保險團體

保險會社名	契約團體名稱	團體員數	保險金額
メトロポリタン會社	ゼネナル・モータース會社	一三五、六二〇人	三三六、五二七、〇九六弗

メトロポリタン	ゼネラル・エレクトリック會社	四六、七一一	一三九、一三八、四四二
〃	サザン・パシフィック會社	五六、四一七	一二一、六三三、一四二
トラベラース	ウエスチング・ハウス會社	一八、九〇四	五一、六二〇、四六五
プルーデンシャル	プルーデンシャル會社被傭者團體	三三、六四四	二二二、五五二、〇四五
〃	プルマン・カー會社	三二、二一八	四九、六九一、五五三

尙、團體員數に就ては所謂逆選擇を防ぎ保險經營の堅實を期する必要上、一團體に屬する者全員が網羅せらるゝことを原則として居るが、唯保險料の一部を使用人に於て分擔する場合に於ては加入資格者全體の七割五分迄に低下し得るのである。

此の點日本團體生命保險會社に於ては被保險者たる資格を有するもの、十分の八以上にして且つ五十人以上なることを條件として居る。

(二) 被保險者は同一事業主に雇傭せらるゝものたること

團體生命保險は一箇の包括契約を以て、多數人を保險するものなるを以て、被保險者は凡て同一の事業主に屬するを當然の要件とし、保險契約者は事業主たるを原則とする。故に保險證券は事業主に對して一枚を交付せらるゝと共に保險料の拂込、團體員の脫退追加其の他の通知は事業主から之を爲すものである。

而して米國に於ては當初專ら私企業の經營者たる事業主に依り利用せられたのであるが、其の後社會の要求に基き

(イ) 官　吏

(ロ) 公共團體吏員

(ハ) 陸海軍人(國民義勇軍、騎兵隊、老兵協會々員)

(ニ) 警察官等の公務從業員　にも加入の途を開いた外全然雇傭關係の伴はない

(ホ) 勞働組合の組合員を團體保險に附し得ることを認め　尙更に進んで紐育州に於ては一九二九年から

(ヘ) 從來の如く同一事業に屬する被傭者たることを要せず、苟も主たる統御者が共通なる限り從屬的事業に屬する者は主たる事業に屬するもの、團體に合併し、同一系統の事業に屬する者は互に共同して保險團體を設け得ること

(ト) 同一の債權者に對して負債を有し、又は同一の販賣業者から十年以內の割賦拂にて商品、有價證券其の他の財物を購資し其の月賦、年賦金を完濟するに至らざる者百人以上を一團として保險金額一人に付一萬弗以下の團體生命保險契約を行ふことを認むる

旨の規定設けられ、斯くて團體生命保險利用の範圍は單純なる使用人生活保證の限界を超え遂に金融業者、割賦販賣業者、土地會社、住宅建築會社等に依り債務者の死亡に備ふる抵當保險として應用せらるゝに至つたことは注目に價する。

被保險者の加入年齢は最低十五歳、最高は無制限なるを通例とするも、時に七十歳以上の高齢者を除外することがある。

日本團保に於ては九年六箇月以上六十年六箇月未滿を原則とし、契約更新の場合には七十年六箇月未滿の者といふことになつて居る。

(三)　保險期間の短きこと

團體生命保險に於て現今事實上最も汎く採用せらるゝ保險形態は一年を保險期間として毎年更新する定期死亡保險である。

由來、定期保險は自然保險料式即ち被保險者の年齢增加と共に毎年保險料を遞增するものであるから、老齢となるに從ひ保險料負擔の重加する弊害あるも、團體生命保險に在つては、團體員の新陳代謝即ち老齢者の脫退と若齢者の加入に依つて、團體員全體の平均年齢は毎年著しい變化なく、自然、保險料の遞增する缺點除去せらるゝのみならず、團體生命保險の如く生産年齢期間に於ける使用人の死亡に對し家族の經濟的救濟を爲さんとする目的のものに對しては、原價を最も低廉ならしめ且つ脫退加入等の異動に伴ふ調節を容易ならしめ得る理想的保險形態なりと稱することが出來るであらう。

勿論團體生命保險は終身保險、養老保險及之等の短期拂込定期死亡保險等何れの形態に依ることも出來るのである。

されば、歐洲諸國には斯く種の一年定期保險の外、終身、養老等普通の保險形態による團體生命保險行はるゝも、後者は其の實個人保險の集合契約に過ぎないものが多いので、從つて本來の團體生命保險の如き妙趣を發揮し得ざること勿論である。我國現行簡易保險に於ける團體特別取扱及最近民營普通生命保險業者に依り行はるゝ所謂集體募集の如きも此の種のものであつて之等は個人保險料の五分內外を割引すること、保險料を一括して代表者から拂込ましむる點に於て普通保險と異るに過ぎない。米國に於て十人以上五十人未滿の團體を對象として行ふ所謂卸賣保險も亦團體生命保險に酷似するとは言ふもの、其の實個人的定期死亡保險の集合契約に過ぎないものである。

(四)　醫的診査を行はないこと

契約の際個々の團體員に付て醫的診査を施さぬのが原則である。當該團體全體の保險適格性を判斷して所謂危險選擇を行ふを團體生命保險の特徵とす。而して團體の保險適格性を決定する標準として選ばるゝ事項は通常該團體に屬する者の年齢、性別、業務、勤務場の保健衞生設備及環境、傷病死亡發生狀況其の他勞働者の生命健康に影響ある事項であつて、保險會社は個人の生命を診査選擇すると同樣の注意を以て、危險單位たる團體の選擇を行ひ、危險多かるべき團體に對しては割增を行ひ又は著しき危險のものは契約を拒絶するものである。

團體生命保險に於て斯くの如く、個人の醫的診査を除去する理由は、一は使用人として、現實に勞務に服し

て居る者は概して健康者なるべしと推定し得らるゝと共に、多少弱體者混入するも全體を平均せば死亡率の上に何等の惡影響を及ぼさざること、一は加入手續を容易ならしめ、事業費を省略して保險料を低廉ならしむる必要あるに基くものである。併しながら新規雇傭者の追加加入に對しては事業主側の逆選擇を防ぐ爲、一定期間の勤續を條件とする外必要と認むるときは醫的診査を要求し得る權利を留保するを通例とする。又契約成立の際に於ても現實に勤務に服せざる者、重症を有する者又は勤續期間の三月又は六月以內なる者は之を除外するのが普通である。

（五）保險金額の決定方法に制限あること

普通の生命保險では保險金額の決定は全く契約者たる個人の自由に委するを通常とするも（勿論最低及最高制限を伴ふのが通例である）團體生命保險に於ては加入者側の逆選擇を防止する必要上、其の決定方法及最高額は付制限を附すのである。即ち被保險者個々に對する保險金額を決定するには被保險者の逆選擇を排除する爲に原則として各被保險者の自由選擇を認めないのであるが、各被保險者に對して公平な方法を用ゐなければならぬことは當然である。今北米合衆國內に於て一般的に用ゐられてゐる方法を示せば左の通りである。

（イ）團體員均等方法

此の方法は團體員たる各使用人の保險金を均等に定める方法で其の長所は手續上最も簡單であると言ふ點にある。

（ロ）俸給基準方法

此の方法は各使用人の一ヶ年間の俸給額を基準とし、之に或割合を乘じて保險金を決定する方法で俸給の高低に應じて、其の保險金を增減せんとするのが其の目的である。

（ハ）勤續基準方法

此の方法は一事業主の下に於ける勤續年數を尊重し之を基準として保險金額を決定するのである。

（ニ）折衷方法

此の方法は使用人の俸給額と勤續年數とを折衷按配して保險金額を決定するものである。

第一の方法は總ての使用人を其の俸給額、勤續年數等に關係なく同一保險金の下に保險せんとするもので、其の長所となるところは手續上の簡便な點であるが、併し俸給額及勤續年數を考慮しないことは、使用人自身の保險的必要を無視したことであつて、其の點に於ては極めて不公平であるといはねばならないであらう。今日に於ては此の方法は數千若くは數萬の職工を擁する大會社、工場等に於て手續上の簡便を圖る爲に採用せらるゝことがある外、殆ど行はれて居らぬ。

第二の方法は各使用人の一ヶ年間に於て收得する俸給額を基準とするものであるから、若し使用人が死亡した場合と雖も其の遺族は一ヶ年間は當該使用人が生存したと同樣の經濟的保證を得る譯であるが、長年薄給の下に勤續した使用人の保護救濟に缺けて居る憾があり、且又勞働移動の比較的多い會社工場には適用不可能な

缺點があると言はねばならぬ。

以上は北米合衆國よりも寧ろ英國に於て多く行はれ、勞働移動の甚しい北米合衆國に於ては次に述べる第三第四の方法が最も普通に行はれて居る。

第三の方法は勤續年數の長い程保險金額が增加するのであつて、事業主の最も歡迎する方法である。合衆國の事業主には使用人の短期移動を防ぐ一つの方法として此の種の團體生命保險を採用する者さへある程であつて、それに依つて使用人の過去の奉仕に一つの價値が置かれると言ふ長所がある譯である。

併しながら長期間勤續した使用人が事情の爲他會社又は他工場へ轉勤した場合に、一定の豫備期間を經て團體生命保險の一員となつたとしても、その保險金額は極めて僅少で家族的負擔多き使用人の保險的保護には不充分であると言ふ缺點がある。

第四の方法は勤續基準方法の長所と俸給基準方法の長所とを適當に折衷按配して保險金額を決定せんとするもので、職工、職員、高給社員等を包括的に一團體に纒めて保險せんとする會社工場の要求に適應したものである。此の場合被保險者一人に對する最高保險金額は前記の方法に依りて決定せられるのである。

其の採用割合は保險會社に依り異なるも一例を擧ぐれば左の如し。

米國ブルーデンシヤル社團體生命保險金額決定方法割合　（一九三二年度末）

期末現在團體數	各人月割支拂方法	給料標準方法	身分標準方法	勤續年限標準方法	併用方法
一、七三八件	一八四件	七六件	一、一二三件	二七〇件	八五件
百分比	一%	四%	六四%	一五%	五%

被保險者一人の最高金額は當該團體の總保險金額、團體員數、平均保險金額等に依り差別を設くるも、通常二萬弗を超過することなし、又其の最高金額は五萬弗なるを普通とす。保險金受取人は被保險者又は其の家族其の他當該被保險者の指定する者に限定し、如何なる場合に在つても、契約者たる事業主自身であることが出來ないのも勞働立法としての特色と謂ふべきである。

保險金の支拂は一時拂の外、年三分五厘の復利計算に依る月賦拂又は年賦拂を選擇する方法もある。

(六)　保險料低廉なること

前述の如く團體生命保險は一年更新定期保險たる特質を有する結果所謂純保險料は通常の生命保險の純保險料に比し著しく少額を以て足りるの外、所謂附加保險料の部分に於ても亦

(イ)　醫的診査の爲要する費用を省き得ること

(ロ)　個人的勸誘の要なきを以て外務員の手數料を減少し得ること

(ハ)　一個の證券に依り多數被保險者を包含するを以て契約締結、其の他の附隨的事務を省き得ること

（二）保險料は契約者の手許に於て取纏の上拂込むから集金費を省約し得ること

等の事由に基き事業の經營管理の爲に見込むべき附加保險料の部分は一般保險に比し著しく節減し得る關係上全體の表示保險料は一般生命保險の三分の一乃至四分の一程度の少額で充分である。

而して米國に於ける實際をみるに、保險料は事業主單獨負擔又は事業主、被保險者共同負擔のものが大部分であつて官公吏、軍人等止むを得ない者に限り被保險者の全額負擔となつて居る。而も保險金一千弗に對する一被保險者當り保險料率は一月に付僅かに六五仙乃至一弗五〇仙の間を上下し、全團體に對する平均料率は、一月に付九〇仙であつて被傭者月收の一分乃至一分五厘程度に過ぎないから、之を兩者の分擔とするときは極めて僅少の出捐となることが判るであらう。尙、保險料は新契約の際及其の後保險期間更新毎に計算し、一年の途中に於ける新加入及脫退に對しては其の異動者の年齡如何に拘らず、團體の平均保險料率に依り加減するのが通例である。

四、外國に於ける狀況

（一）盛況を極むる米國

(1) 發達の經過

團體生命保險は一九一二年紐育エクイタブル保險會社が一大團體を一箇の保險證券を以て保險したのに濫觴すると言はれて居ることは既に述べた通りであるが、その後二十年間に於けるその發達振りは寔に目覺しいものがある。就中最大の發展を遂げたのは、斯業發祥の地たる米國であつて、今日に於ける其の契約高は全世界の九割以上を占めて居る程である。之は團體生命保險が同國民の要求に最高度に適合したことを示すものであるがそれは全く驚異に値する。然らば米國に於ける團體生命保險は如何なる發達を示して居るか、創始年に於てエクイタブルの外、早くもメトロポリタン、プルーデンシヤル、ドラベラース、エトナの各社が此の契約を採用するに至つて團體生命保險を兼營する會社は愈々加速度的に增加し一九二六年末に於ては其の數三十二社を數ふるに至り、今日に於ては合衆國に於ける團體保險兼營會社の主要なものゝみにても五十四社（スペクテイター社年鑑に依る）を算する狀態である。今是等會社の契約した年末現在高を各年度別に示せば左の通りである。

年度別	現在契約高	年度別	現在契約高
一九一二年	一三、一七二、一九八弗	一九一八年	六二七、〇〇八、四九〇弗
一九一三年	三一、二〇二、〇一四	一九一九年	一、一四五、七八六、一三一
一九一四年	六四、四六四、五四五	一九二〇年	一、六六二、三二七、四四九
一九一五年	九九、〇四九、三二六	一九二一年	一、五九八、七四二、七一三
一九一六年	一五二、八五九、三四九	一九二二年	一、八四七、一三九、二七七
一九一七年	三四六、五二五、四七二	一九二三年	二、四六八、九三五、五六七

一九二四年	三、一九四、五七六、四一二	一九二九年	九、一二一、四四七、九八五
一九二五年	四、二九九、二七一、一八七	一九三〇年	九、八八六、〇二八、五七二
一九二六年	五、四二五、九八七、六四六	一九三一年	九、九五四、〇一一、二三三
一九二七年	六、四二九、七四二、五一一	一九三二年	九、一〇八、七四二、三二六
一九二八年	八、〇三四、二八九、八八四		

米國全生命保險事業に於ける團體保險の割合

年次	期末現在契約金額				百分比			
	團體保險	簡易保險	普通保險	計	團體保險	簡易保險	普通保險	計
	百萬弗	百萬弗	百萬弗	百萬弗	%	%	%	%
一九二〇年	一、六六二	七、一二	三二、四三九	四二、二一三	三・九	一六・九	七九・二	一〇〇
一九二五年	四、二九九	一二、六二一	五四、三六七	七一、四七七	六・〇	一七・六	七六・三	一〇〇
一九二六年	五、四二六	一四、二一三	六〇、〇三一	七九、六七〇	六・八	一七・八	七五・三	一〇〇
一九二七年	六、四三〇	一五、四四〇	六五、〇四四	八六、九一四	七・四	一七・八	七四・八	一〇〇
一九二八年	八、〇三四	一六、三七四	七〇、四八六	九三、〇九四	八・四	一七・四	七四・一	一〇〇
一九二九年	九、一二一	一七、二五五	七六、一二五	一〇三、九九九	八・九	一七・二	七三・九	一〇〇
一九三〇年	九、八八六	一八、〇二七	七九、七四五	一〇七、九三六	九・二	一六・九	七三・九	一〇〇

一九三一年	九、九五四	一八、二七四	八〇、六五七	一〇八、八八六
一九三二年	九、一〇九	一七、二六五	七三、七八六	一〇〇、一五四

前二表に依り窺知し得らるゝが如く、米國の團體生命保險は創業以來殆んど毎年飛躍的發展を遂げ、最近に於ては深刻なる經濟不況の影響を受け稍々現在金額の減少を示せるも尚且九十一億弗の巨額を算し、生命保險全契約高の約一割を占むるの狀況である。而して契約團體の數は一九三一年度末に於て三萬八千件、被保險者數は約六百五十萬人、被保險者一人當り平均保險金額は千五百四十弗と稱せらる。

本保險事業は之を專營とするもの存せず、普通保險又は簡易保險の一種又は兩種を營む會社に於て之を兼營しつゝあり。而して米國に於ける團體生命保險經營會社は五十四社を算するも、次表に揭ぐるが如く全契約高の八割以上は五大會社の占むる所となり、事業集中傾向の顯著なるを示しつゝあり。我邦の業界に於て五大生命保險會社のそれと對照するとき亦興味なしとしないであらう。

團體生命保險の大會社集中狀況

年次	保險會社名					合計	米國全體ノ契約高ニ對スル五社ノ割合
	メトロポリタン	トラベラース	エクイタブル	プルデンシヤル	ナショナル		
	千弗	千弗	千弗	千弗	千弗	千弗	%
一九三〇年	二、七三、六三〇	一、四八六、八七三	一、六三四、〇〇三	一、四七二、〇〇一	一、〇八八、〇三六	八、四〇三、五四三	八五

一九三一年	二、七七六、〇三三	一、五〇四、五九三	一、六五一、三二六	一、四五九、二四六	八、五〇〇、一三九	八六
一九三二年	二、五四二、五五六	一、四〇八、六八九	一、四七四、八八一	一、三七四、五三五	七、八〇九、六四三	八一

之等の大會社は最近團體生命保險協會なる機關を設立し、團體生命保險加入者の福利增進、事業內容の改善、事業費節約方法、死亡率、癈疾率等に關する聯合調査を行つて居る。

② 發達の理由

（イ）社會的の需要を滿すことが出來たこと

當初團體生命保險は事業主の掛金全部負擔と云ふが如き博愛的な性質を多分に有したものであるが勞働者の多くは家庭的に重い責任を有するに反し收入は僅少であつて餘裕が無い爲に普通保險の恩澤に浴し得ず、一朝扶養義務者の不幸に遭遇せんか遺族は忽にして生計上の困窮に陷らざるを得ない狀態であつて、事業主としても或程度迄之を救濟するの責任を有するを以て此の方法を博愛的な方法として使用するよりも自己の責任を解除する意味に於て利用する樣になつた。

（ロ）小額の給料生活者にとつては、普通生命保險は餘り負擔過重なること

普通生命保險の保險料は高額であるから小額所得者にとり保險料の支出は容易ならざるのみならず、又會社の要求する醫的診査に合格せざる爲に之に加入の意思を有し乍らも加入出來ない場合あり、之等の人々は辛じて少し許りの簡易保險に加入し得るに過ぎず、眞の生命保險の救濟は收入の少額なる此の種の者には到底與へ得られない處であつたが團體生命保險の創設によつて容易に之を自己の所有となし其の保險利益を享受することが出來る樣になつた。

かの勞働組合の如きも最初は之に反對して居たのであるが遂に勞働條件の對象として事業主へ要求するに至つたのであつて勞働者の意思の反映せるものと認め得べく如何に勞働者の心を引きつけつゝあるかを知ることが出來る。而も普通生命保險では、保險年齡以外に置かれて居る者も又は危險に曝されて加入し得ない者も團體生命保險には加入を許さるゝのである。

（ハ）團體生命保險に加入せしむることに依り事業主と從業員との間に密接なる關係を生ずること

從業員の家族は雇傭關係の終末は團體生命保險關係の終末を意味するから彼等は極力雇傭關係を繼續せしめむとする。而も保險金額は勤續年數と共に增加する樣に計畫せられて居る樣な場合ならば益々其の傾向があるのは事實である。從つて使用人の異動卽ち熟練者と不熟練者との入替に伴ふ雜費は減じて多くの場合保險に加入せしむるに要する費用を補ふて餘りある樣な有樣であつて事業主の努めて團體生命保險に加入せしむるに至れることも一つの大きな理由である。

（ニ）保險料共同負擔方法の採用

保險料の負擔は、最初團體生命保險の創業せられたる當時は殆んど事業主の全額負擔であつたのであるが、

不況に因る事業主の全額負擔の困難、從業員の自覺等に基き保險料の分擔が行はるゝに至つたことも大きな發達原因となつた。本法採用の結果は從業員は自身で普通生命保險に加入する時よりも少額の保險料で事足ることを自覺して喜んで保險料の負擔を爲し給料より控除せらるゝことを承諾し事業主側に於ても保險料全額負擔のときよりも負擔が輕くて濟むことゝて此の共同負擔に依る團體保險加入を奬勵することになる。從つて保險金額を增額し又は其の內容を豐富にすることが出來る。

(ホ) 醫的診査なく又保險料は低廉なること

加入するときに普通に醫的診査は省略せられ現に業務に從事し居れば普通生命保險に加入し能はざる者でも加入することが出來、其の恩惠に浴することが出來る。又保險料は醫的診査を行はないこと、大量的に販賣せらるゝこと、保險料は一括して事業主から保險會社に直接又は委托せられた代理人に支拂はるゝこと、團體生命保險に對する事務上の處理は比較的簡易なること等に因り、事務費は普通生命保險又は簡易保險等に比して少額であるが爲に之が反映して保險料は低廉となり、而も各州保險法は年齡に拘らず從業員の負擔すべき保險料の最高範圍を限定し夫れ以上は事業主の負擔となり一月六〇仙といふが如く、保險金額の一分にも達しない保險料にて團體保險に加入することが出來るのであつて此の點は非常に勞働者側で多とせざるを得ない點である。

(ヘ) 勞働者賠償法の補充として利用せられて居ること

米國に於ては社會保險として國家の補助、援助、管理の下に經營せられて居るものは少ない。たゞ勞働者賠償法なるものがあつて業務上生じたる疾病傷害に對して救濟を與へて居るが州によつては此の勞働者賠償法すら缺けて居る處あり、此の樣な州に於ては此の團體生命保險は一時的癈疾保險團體災害癈疾保險等と結合して之が補充として採用せるゝこと。

以上の諸原因が相俟つて斯の如き發達を來たしたものと謂はれて居る。

(二) 歐洲諸國の狀勢

次に歐洲諸國の狀況を觀ると、先づ

(1) 英　國

英國に於ける團體生命保險制度は米國の該制度と大體同樣であつて一年更新定期保險を原則とするが之に屬々養老保險及年金を加味すると言ふ特徵がある。英國に於ては從來の各種保險制度を歡迎する保守的國民性も手傳つて一時は其の發展を危ぶまれて居たが、最近に至り、多少見るべき進展を示すに至つた。

(2) 獨　逸

獨逸の團體生命保險は範を米國のそれにとつたとは謂へ制度の內容は、從來の個人保險と餘り徑庭の無いものを採用して居る。即ち米國の團體生命保險が、原則として一年更新定期保險に依つて占められて居るに反して、獨逸に於ては斯の種の契約は稀に存在するに過ぎず、其の大部分は通常の個人保險に於て利用せられて居る長期

の資金保險や年金保險から成立つて居るのである。社會保險の極度に發達して居る獨逸に於ては、先づ工場、鑛山等の勞働者に其の主對象を求むる米國式の團體生命保險を採用することは事實上不可能であつたのである。

(3) 佛蘭西

佛國の生命保險業者が米國式團體生命保險の問題に關心を持つに至つたのは實に一九三〇年から實施せられた社會保險法の制定に胚胎して居る。蓋し諸事業に屬する從業員の大部分—企業に於て重要なる役割を演じて居る專門勞働者職工長及一般に募集又は養生の最も困難である指揮監督に從事する職員等—は社會保險法の恩典に浴して居ない關係上、之等の從業員の勤續を圖り歡心を買はむが爲にする保險保護を與へることは事業主にとつて最大の關心事であつたのである。團體生命保險の實施が此の需要に刺戟促進せられたことは言ふ迄もないのである。此の點に就て特筆すべきことは、前にも述べたやうに、同國に於ける社會保險の實施が私營保險の發展を阻害するどころか却つて貴重なる刺戟劑であつたといふことである。

(4) 瑞西

瑞西の團體生命保險は個人保險の所謂集團契約に外ならないものであつて、同一の保險契約者に依り、十件以上の個人保險契約が、一定の規律の下に締結せらるゝ場合に團體生命保險が存在する譯である。其の保險期間は十箇年にするのを通例とする。而して浮動的な被保險者の加入を避くる爲保險加入前の最低勤續年數を定め、三年又は五年の待期を設くるものが多い。保險の種類は獨逸と同樣に一年更新の定期死亡保險ではなく、主として養老年金、廢疾年金、寡婦年金及孤兒年金等を加味した長期保險から成つて居る。

以上の如き狀況であるが其の成績に付ては詳細の數字を詳にせず、唯〻米國に於けるが如き隆盛なる發展は遂げて居ない模樣である。今其の理由を綜合するに(一)米國と異り廣汎なる國營社會保險行はれ殊に勞務者死亡の場合に於ける遺族の救濟を目的とする遺族保險制度行はるゝが爲め團體生命保險の必要大ならざること、(二)社會保險に依る事業主の經濟的負擔過重なること、(三)團體生命保險創業後日淺く周知宣傳の徹底せざること(英國は一九一四年、獨逸及瑞西は一九二五年、佛國は一九三〇年より開始す)、(四)勞働組合の勢力強く、勞賃の決定は事業主の自由意思に委せられざる爲め、此の種の積極的福祉施設に投ずべき永續的剩餘金の源資少く、且大戰後の經濟的不況は一層此傾向を增加したること等を擧ぐることを得るであらう。英國に於ては團體生命保險を象營する會社出現以來已に二十年の歲月を閱するに拘らず、其の成績の見るべきものもなく、又獨逸に於ては通貨安定後此の種の集合的形態に依る生命保險の需要を喚起し、一九二四年中獨逸の某大保險會社がプロシヤの某大組合と締結せる團體生命保險契約は總被保險人員五萬八千人に上りたるが如きものあり、頗來相當の發達を遂げつゝあるが如し、又獨逸には一種の團體簡易保險とも看做さるべき「豫約購讀者保險」なるもの〻發展著しく一九三一年末現在に於て、契約件數一〇、六九六、九四四件、保險金額二、三六一、〇八四、〇〇〇ライヒス馬克に達せり。又瑞西に於ては一九二六年十二月末現在に於て團體保險の保險金額七千萬フラン、年金額五百萬フラン、其の一箇年の保險料收入は四百萬フランを算した。(未完)

英國に於ける無診査保險及危險選擇

ロンドン　シー・エフ・ウッド

診査は比較的に近頃まで生命保險の一要素と考へられて來たから生命保險創始の當初に在りては診査が必要でなかつたといふても容易に信じ得ないであろう。

昔は契約申込人に對して健康狀態の良好を確信する旨の宣誓及會社側重役との面接を求めて選擇を行つたものらしい。重役は申込人の習性、家歷及箇人的履歷に付各自その適切と認むる質問を發した、そして之に對する回答を唯一の資料としてその採否を決したのであつた。遠方に居住するがため會社の本社に出頭することの出來ない申込人は場合により箇人的履歷に關する本人の宣誓及其の家庭醫の報告に基いて引受けられた。

最古會社の一が使用した契約申込用紙では二名（一名は醫師）の證明が必要になつてゐるが、醫師の診査を要求することは十九世紀の初葉までは行はれなかつたものらしい。最初は申込人を診査したが無病息災であるとの旨を簡單に報告すれば足るのであつたがそれが漸を追うて現今一般に見るが如き質問澤山の診査報狀に進化し來つた。然るに特別質問の追加從つて診査報狀の膨化は醫師側の抗議を招致したものらしくこれが對策として一兩社は一八九〇年の頃現時の無診査保險の先驅と見做すべき制度を發案したのであつた。卽ち契約申込人をして申告を完了せしめた上場合により診査を省略した。而して料率及約款は有診査の場合と大同小異であつたが、保險金額の例へば一%乃至二%の割增第一回保險料を徵するとか或は又契約初期に於ける死亡の場合に保險金を削減するといふが如き若干の豫戒的手段が講ぜられた。所が無診査保險に於ける約款は漸次に寬大化されて今日では概して有診査と無診査とで料率上又は約款上差違を認めないといふ程度に達したのである。

事業の發展

此の國に於ける無診査保險發展の跡は「被保險者死亡率の繼續的經驗」のためにアクチュアリー協會に提供せられたる資料から幾分窺知することが出來る。左表は無診査證券（各種を網羅せるもの）の經過期間零の經過契約を示したものである。

曆年	總經過契約	曆年	總經過契約
一九二四年	二八、五三三	一九二七年	六三、〇九一
一九二五年	四七、九二八	一九二八年	七七、六八九
一九二六年	五五、七一九	一九二九年	八四、八七四

一九二四年に於ける全年齡の經過期間五ケ年以上の無診査證券經過契約數は一一一、〇一二である。故に一九

英國に於ける無診査保險及危險選擇